

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2023.1.14

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)

円コース(毎月決算型)

米ドルコース(毎月決算型)

ユーロコース(毎月決算型)

豪ドルコース(毎月決算型)

ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

メキシコ・ペソコース(毎月決算型)

トルコ・リラコース(毎月決算型)

ロシア・ルーブルコース(毎月決算型)

中国元コース(毎月決算型)

南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)

インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

追加型投信／国内／株式

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

追加型投信／国内／債券

この目論見書により行う「国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年12月28日に関東財務局長に提出しており、2023年1月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	3
(7)【申込期間】	3
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	191
第3【ファンドの経理状況】	200
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	302
第三部【委託会社等の情報】	303
第1【委託会社等の概況】	303
約款	332

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	円コース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	米ドルコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	ユーロコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	豪ドルコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	メキシコ・ペソコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	トルコ・リラコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	中国元コース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
国際・キャピタル	日本株式オープン（通貨選択型）	マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）

以上を総称して「国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）（毎月決算型）」または「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

各ファンドについては、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称	略称	略称
円コース (毎月決算型)	円コース (毎月決算型)	円コース
米ドルコース (毎月決算型)	米ドルコース (毎月決算型)	米ドルコース
ユーロコース (毎月決算型)	ユーロコース (毎月決算型)	ユーロコース
豪ドルコース (毎月決算型)	豪ドルコース (毎月決算型)	豪ドルコース
ブラジル・リアル コース (毎月決算型)	ブラジル・リアル コース (毎月決算型)	ブラジル・リアル コース
メキシコ・ペソコース (毎月決算型)	メキシコ・ペソコース (毎月決算型)	メキシコ・ペソコ ース
トルコ・リラコース (毎月決算型)	トルコ・リラコース (毎月決算型)	トルコ・リラコー ス
ロシア・ルーブル コース (毎月決算型)	ロシア・ルーブル コース (毎月決算型)	ロシア・ルーブル コース
中国元コース (毎月決算型)	中国元コース (毎月決算型)	中国元コース
南アフリカ・ランド コース (毎月決算型)	南アフリカ・ランド コース (毎月決算型)	南アフリカ・ラン ドコース
インドネシア・ルピア コース (毎月決算型)	インドネシア・ルピア コース (毎月決算型)	インドネシア・ル ピアコース
マネー・プール・ファ ンドX (年2回決算 型)	マネー・プール・ファ ンドX (年2回決算 型)	マネー・プール・ ファンドX

「円コース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「メキシコ・ペソコース」、「トルコ・リラコース」、「ロシア・ルーブルコース」、「中国元コース」、「南アフリカ・ランドコース」、「インドネシア・ルピアコース」、の各々を「各通貨コース」ということがあります。

以下、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

なお、ファンドは、11 の為替戦略と2つの決算頻度の組み合わせによる22の通貨コース、および決算頻度の異なる2つのマネー・プール・ファンドの、計24本の追加型証券投資信託から構成される「国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型)」のうちの一部を構成します。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

※ スwitchingとは、各ファンドを解約した受取金額をもって当該解約の請求日に別の各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2023年1月14日から2023年10月10日まで

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ・各通貨コースとマネー・プール・ファンドXの12ファンド間でのみスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネー・プール・ファンドX>

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンドXにおいては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。

信託金の限度額は、以下の通りです。

<各通貨コース> 3,000億円です。

<マネー・プール・ファンドX> 2,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンドX>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

各通貨コース

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産(投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<マネー・プール・ファンドX>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		

資産複合		エマージング	
------	--	--------	--

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 （株式 一般））	投資信託証券を通じて、主として株式（一般※）に投資する。 ※一般とは、大型株* ¹ 、中小型株* ² 属性にあてはまらない全てのものをいう。
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般※）に投資する。 ※一般とは、公債* ³ 、社債、その他債券* ⁴ 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則* ⁵ 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

*3 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

*4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

*5 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

各通貨コース
信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンド
安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) (毎月決算型)は、為替戦略が異なる11の通貨コースとマネー・プール・ファンドXの、計12本のファンドから構成されています。

■ ファンドのしくみ

◆ 各通貨コース:ファンド・オブ・ファンズ方式^{*1}により運用を行います。

^{*1} ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◆ マネー・プール・ファンド:ファミリーファンド方式^{*2}により運用を行います。

^{*2} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

各通貨コースの特色

1 わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式等を主要投資対象とします。

- ◆ キャピタル・インターナショナル株式会社が運用を行うジャパン・エクイティ・マスター・ファンド^{*1}(以下「JEMF」ということがあります。)への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 JEMFは、円建のケイマン籍投資信託証券です。

- ◆ 各通貨コース(円コースを除く)が投資を行うJEMFにおいては、円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)^{*2}等を活用することができます。

*2 直物為替先渡取引(NDF)の説明は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

2 わが国の株式の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

- ◆ 各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素 1

わが国の株式等への投資

わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

要素 2

円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」(円コースを除きます。)

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

要素 3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

原則として円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。

一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

わが国の株式等への投資

JEMFを通じて、わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

◆ JEMFの主な運用方針

- わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- TOPIX®配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。
- そのうえで、各クラス(JPYクラスを除く)では、円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

TOPIX®配当込み指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウはJPXが所有しています。なお、当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、JPXは、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

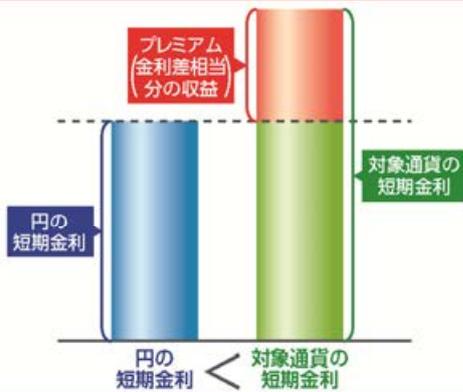
円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」(円コースを除きます。)

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

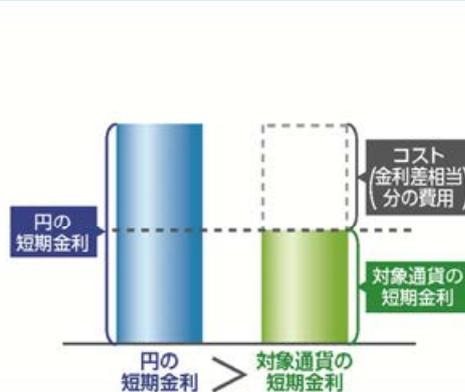
※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)を獲得する例



為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム/コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要素 3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

原則として円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落 ←	基準価額 → 上昇
円コース	為替変動の影響はありません。	
米ドルコース	米ドル安 ←	円に対して → 米ドル高
ユーロコース	ユーロ安 ←	円に対して → ユーロ高
豪ドルコース	豪ドル安 ←	円に対して → 豪ドル高
ブラジル・リアルコース	ブラジル・リアル安 ←	円に対して → ブラジル・リアル高
メキシコ・ペソコース	メキシコ・ペソ安 ←	円に対して → メキシコ・ペソ高
トルコ・リラコース	トルコ・リラ安 ←	円に対して → トルコ・リラ高
ロシア・ルーブルコース	ロシア・ルーブル安 ←	円に対して → ロシア・ルーブル高
中国元コース	中国元安 ←	円に対して → 中国元高
南アフリカ・ランドコース	南アフリカ・ランド安 ←	円に対して → 南アフリカ・ランド高
インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ←	円に対して → インドネシア・ルピア高

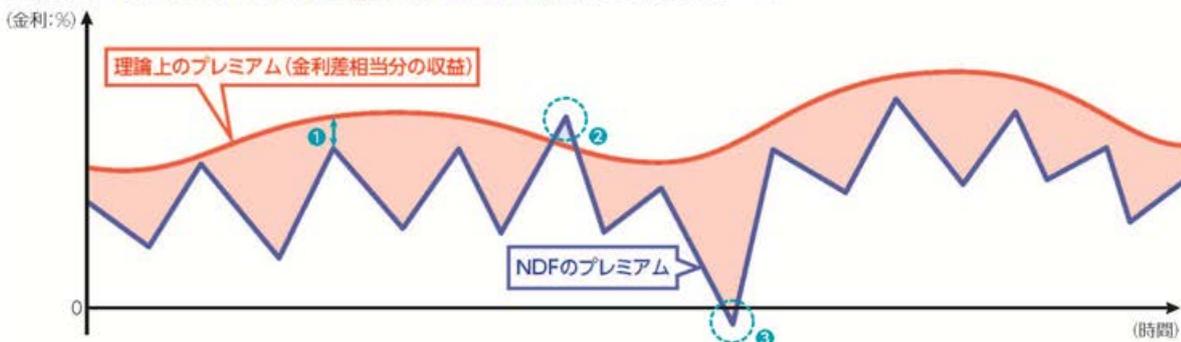
直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

- ・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。
- ・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム*1が、取引時点における理論上のプレミアム(金利差相当分の収益)*2から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少①(増加②)することや、NDFのプレミアムがマイナス③となる場合があります(費用の発生)。

*1 NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム
*2 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」とのカイ離イメージ



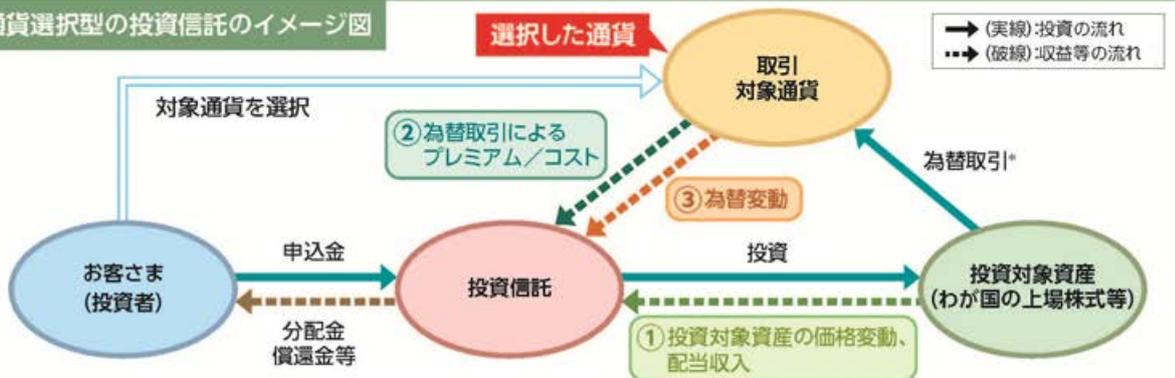
※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象が当てはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。
※上記の要因以外でも、円の短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したり、マイナスとなることがあります。
※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。
 ※円コースは為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストおよび為替差益/為替差損は発生しません。

※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ(各通貨コース)」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益(上図①部分)

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合等には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム/コスト(上図②部分) (円コースを除きます。)

- 為替取引により、「選択した通貨」(コース)の短期金利が、円の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
 - 逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益(上図③部分) (円コースを除きます。)

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



(注) 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡し取引(NDF)を活用する場合があります。
 為替取引を行う場合のプレミアム/コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

3

毎月の決算時(14日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



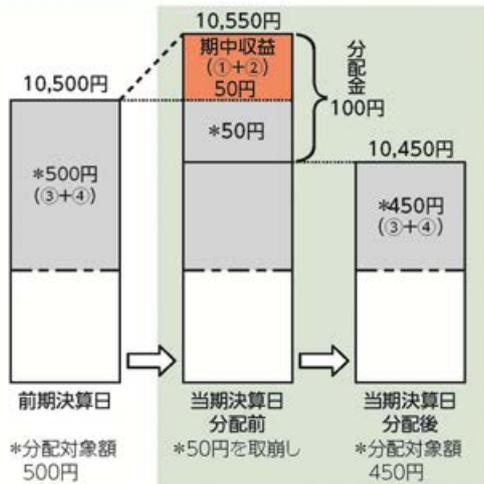
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

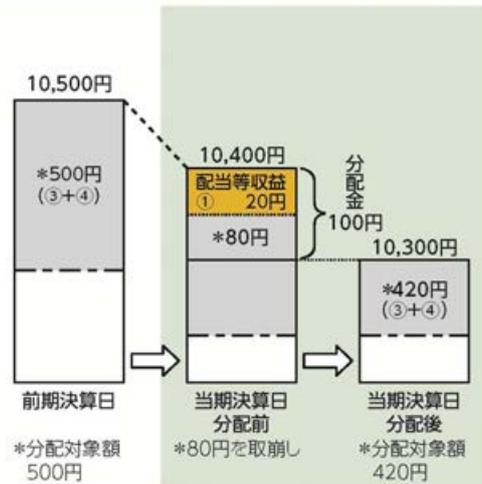
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

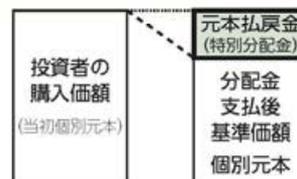
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

マネー・プール・ファンドXの特色

1 わが国の公社債へ投資を行います。

- ①わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
- ②投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。
- ③わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
 - (ア)A-2格相当以上の短期信用格付
 - (イ)A格相当以上の長期信用格付
 - (ウ)信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したものなお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。
 - ・純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。
 - ・2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

2 年2回の決算時(4・10月の各14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、行いません。

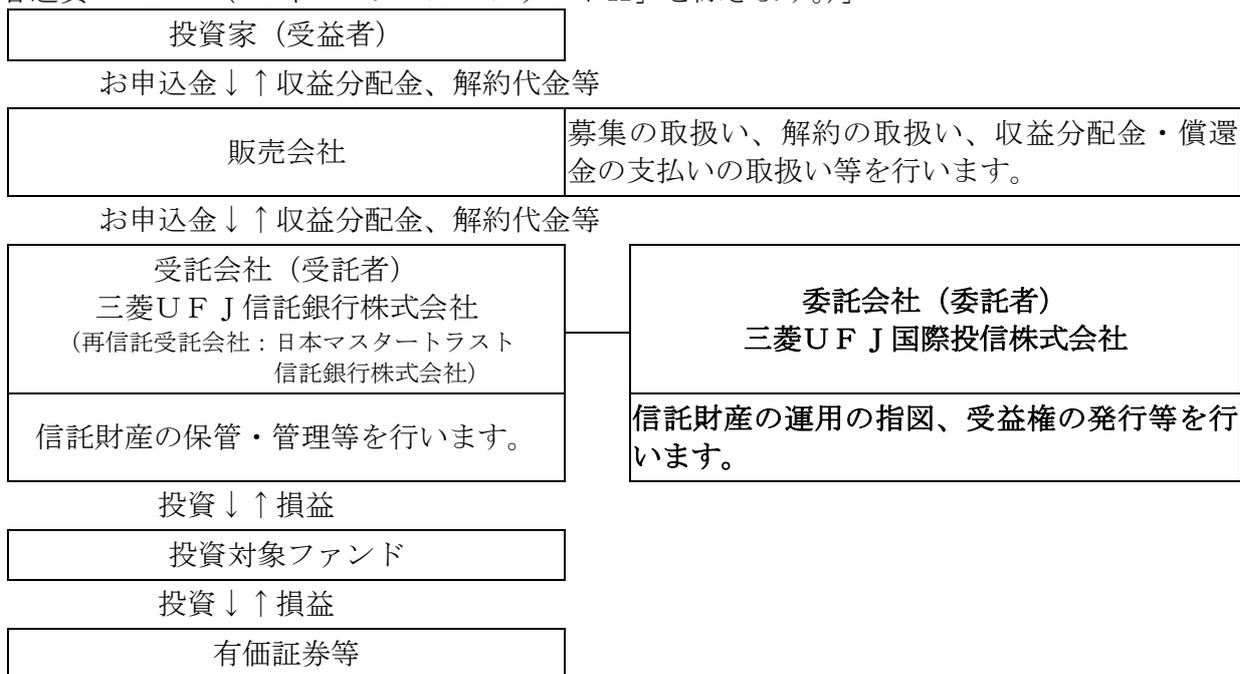
(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月24日 各ファンドの証券投資信託契約締結、設定、運用開始
 2015年7月1日 各ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
 三菱UFJ国際投信株式会社に承継

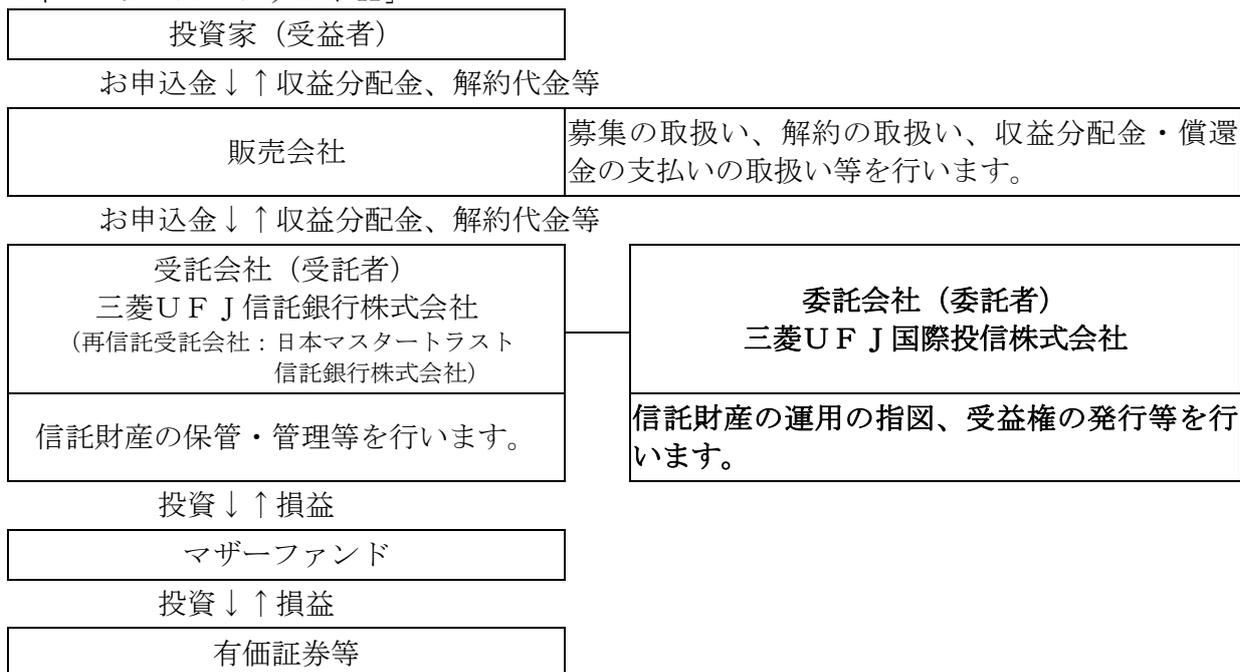
(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各通貨コース（「マネー・プール・ファンドX」を除きます。）」



「マネー・プール・ファンドX」



※ただし、マネー・プール・ファンドXへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。	ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
a. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。 また、マネー・プール マザーファン	a. マネー・プール マザーファンドを通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 b. わが国の政府および日本銀行が発行も

<p>ドの受益証券へも投資を行います。</p> <p>b. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替取引を行います。</p> <p>（為替取引の内容については後記「※2」をご参照ください。）</p> <p>c. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>しくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>（ア）A-2格相当以上の短期信用格付 （イ）A格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>c. 実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。</p> <p>d. 実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>e. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
---	---

※1 各通貨コースが投資する「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド
円コース	JPYクラス
米ドルコース	USDクラス
ユーロコース	EURクラス
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジル・リアルコース	BRLクラス
メキシコ・ペソコース	MXNクラス
トルコ・リラコース	TRYクラス
ロシア・ルーブルコース	RUBクラス
中国元コース	CNYクラス
南アフリカ・ランドコース	ZARクラス
インドネシア・ルピアコース	IDRクラス

※2 為替取引の内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引の内容
円コース	為替取引は行いません。
米ドルコース	円の売り、米ドルの買い

ユーロコース	円の売り、ユーロの買い
豪ドルコース	円の売り、豪ドルの買い
ブラジル・リアルコース	円の売り、ブラジル・リアルの買い
メキシコ・ペソコース	円の売り、メキシコ・ペソの買い
トルコ・リラコース	円の売り、トルコ・リラの買い
ロシア・ルーブルコース	円の売り、ロシア・ルーブルの買い
中国元コース	円の売り、中国元の買い
南アフリカ・ランドコース	円の売り、南アフリカ・ランドの買い
インドネシア・ルピアコース	円の売り、インドネシア・ルピアの買い

※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。	ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

<各通貨コース>

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（前記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(前記(1)投資方針「※1」をご参照ください。)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの

d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

なお、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までの掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) 各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称 <略称>	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)	<JPYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	<USDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(EURクラス)	<EURクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AUDクラス)	<AUDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(BRLクラス)	<BRLクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(MXNクラス)	<MXNクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	<TRYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)	<RUBクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)	<CNYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(ZARクラス)	<ZARクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(IDRクラス)	<IDRクラス>
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建	

目的及び 基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ・TOPIX®配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。 ・そのうえで、各クラス(JPYクラスを除きます。)では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用した為替取引を行います。 																				
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式等に投資を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行います。 ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。 ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。 2. 各クラス(JPYクラスを除きます。)では、組入れる円建資産に対して、原則として以下の為替取引を行います。 <table border="1" data-bbox="408 645 1362 1066" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">USDクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>EURクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>AUDクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRLクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>MXNクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRYクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>RUBクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CNYクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>ZARクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDRクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。</td> </tr> </table> 3. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。 	USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。	EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。	AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。	BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。	MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。	TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。	RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。	CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。	ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。	IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。
USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。																				
EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。																				
AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。																				
BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。																				
MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。																				
TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。																				
RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。																				
CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。																				
ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。																				
IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。																				
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル株式会社																				
信託期限	無期限																				
設定日	2013年10月24日																				
会計年度末	毎年9月末																				
収益分配	原則として、毎月分配を行います。																				
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。																				
申込手数料	ありません。																				

「キャピタル・インターナショナル株式会社」について

キャピタル・インターナショナル株式会社(以下、CIKK)は、1986年3月にわが国において設立された運用会社であり、世界有数の運用会社であるキャピタル・グループに所属しています。CIKKは、米国をはじめ世界各国で資産運用業務を展開するキャピタル・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A-2格相当以上の短期信用格付</p> <p>(イ) A格相当以上の長期信用格付</p> <p>(ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p> <p>④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>・外貨建資産への投資は行いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な関係法人	<p>・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社</p> <p>・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社</p>

<マネー・プール・ファンドX>

マネー・プール マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

マネー・プール・ファンドXにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限りま

す。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限<信託約款に定められた投資制限><マネー・プール・ファンドX>⑤および⑥に定めるものに限りま

c. 約束手形

d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. コマーシャル・ペーパー
 - i. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からh. の証券または証書の性質を有するもの
 - j. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - m. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - n. 外国の者に対する権利でm. の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. およびi. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券およびi. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

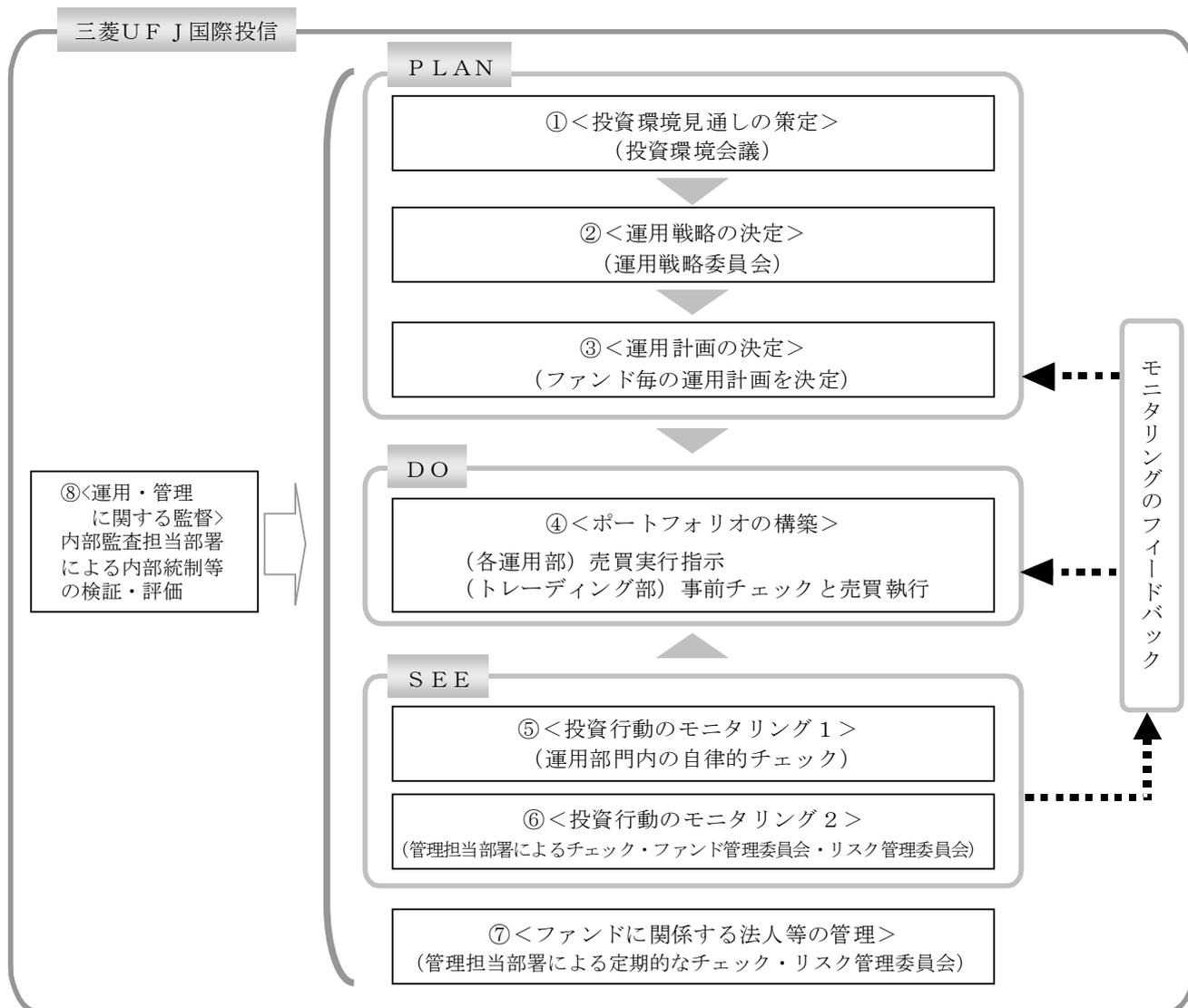
④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等へ

の対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の a. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ⑤ その他の投資対象
 - a. 先物取引等
 - b. スワップ取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リス

ク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧ 運用・管理に關する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に關する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
毎月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。 ただし、第1期の決算日は2014年1月14日とします。	毎年4月14日および10月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
a. 分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。	
b. 分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）	
c. 留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。	

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。	
(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。	(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。	
b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。	

※当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

<各通貨コース>

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<マネー・プール・ファンドX>

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

④ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引

に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑧ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

<マネー・プール・ファンドX>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 各通貨コースのリスク

a. 為替変動リスク

<各通貨コース（円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託は、円建資産へ投資し、原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 株価変動リスク

実質的に投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

c. 信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

(a) 各通貨コース（円コースを除きます。）では、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きくカイ離する場合があります。

- (b) 一般的に債券より株式の価格変動が大きいなど、資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。
- (c) 収益分配金に関する留意点
- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われなくてもあります。
 - ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- (d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- (g) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (h) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

② マネー・プール・ファンドXのリスク

a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

c. 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢

より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. 資金流出による基準価額変動リスク

ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。

f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

(a) 投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

(b) 各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンドXは繰上償還されます。

(c) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(d) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(e) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(f) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(g) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ユーロコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジル・リアルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコ・ペソコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコ・リラコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ロシア・ルーブルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

中国元コース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、
分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手
数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購
入に関する事務手続等です。

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドXの
取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

- ① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.1880%（税抜
1.0800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬
は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購 入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

- ③ 前記のほかに各通貨コースが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がか
かります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率*は、年率 1.9280%程度（税込）です。

※ 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ジャパン・エクイティ・マスター・ファ
ンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率 0.65%、管理費用：年率 0.09%程
度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設
定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超

える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

<マネー・プール・ファンドX>

- ① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.770%（税抜 0.700%）以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率*	信託報酬率
年 7%超の場合	年率 0.770%（税抜 0.700%）以内
年 2%超 7%以下の場合	運用収益率×11.0%（税抜 10.0%）以内
年 1%超 2%以下の場合	年率 0.220%（税抜 0.200%）以内
年 1%以下の場合	運用収益率×22.0%（税抜 20.0%）以内

ただし、信託財産の純資産総額に、年率 0.0110%（税抜 0.0100%）を乗じて得た額を下限とします。

* 計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配分	対価として提供する役務の内容
委託会社	信託報酬率に 46.6%を乗じた率	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	信託報酬率に 46.6%を乗じた率	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	信託報酬率に 6.8%を乗じた率	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当

該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 10 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	122,776,743	98.38
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.08
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,924,187	1.54
純資産総額		124,800,900	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (JPYクラス)	103,121,740	1.15	119,239,667	1.1906	122,776,743	98.38
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.38

親投資信託受益証券	0.08
合計	98.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	3,150,234,587	3,153,116,754	10,930	10,940
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	2,770,808,635	2,773,575,483	10,014	10,024
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	2,730,948,811	2,733,706,428	9,903	9,913
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	2,541,005,439	2,543,678,278	9,507	9,517
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	2,443,407,214	2,445,913,167	9,750	9,760
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	2,313,562,989	2,315,830,603	10,203	10,213
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	1,911,052,030	1,912,937,632	10,135	10,145
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	1,655,245,641	1,656,883,474	10,106	10,116
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	1,486,983,213	1,488,399,480	10,499	10,509
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,202,290,998	1,203,497,152	9,968	9,978
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	1,066,910,172	1,067,870,614	11,109	11,119
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	768,065,320	768,752,756	11,173	11,183
第13計算期間末日 (平成27年1月14日)	670,901,701	671,522,467	10,808	10,818
第14計算期間末日 (平成27年2月16日)	815,071,489	815,796,418	11,243	11,253
第15計算期間末日 (平成27年3月16日)	812,076,335	812,738,191	12,270	12,280
第16計算期間末日 (平成27年4月14日)	813,316,775	813,962,562	12,594	12,604
第17計算期間末日 (平成27年5月14日)	851,646,660	852,314,662	12,749	12,759
第18計算期間末日 (平成27年6月15日)	798,277,125	798,885,671	13,118	13,128
第19計算期間末日 (平成27年7月14日)	740,132,684	740,717,697	12,652	12,662
第20計算期間末日 (平成27年8月14日)	665,442,890	665,965,482	12,734	12,744
第21計算期間末日 (平成27年9月14日)	576,145,436	576,658,894	11,221	11,231
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	556,308,462	556,797,787	11,369	11,379
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	596,678,949	597,172,397	12,092	12,102

第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	570,806,094	571,286,599	11,879	11,889
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	521,959,820	522,436,220	10,956	10,966
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	393,488,454	393,937,724	8,758	8,768
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	459,224,995	459,674,391	10,219	10,229
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	437,841,643	438,269,680	10,229	10,239
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	418,115,697	418,530,763	10,073	10,083
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	402,281,451	402,694,504	9,739	9,749
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	391,829,241	392,229,191	9,797	9,807
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	425,862,606	426,286,850	10,038	10,048
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	420,931,139	421,354,489	9,943	9,953
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	427,123,149	427,543,664	10,157	10,167
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	534,861,086	535,373,657	10,435	10,445
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	588,728,520	589,245,311	11,392	11,402
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	596,614,294	597,136,808	11,418	11,428
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	572,486,352	572,979,153	11,617	11,627
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	576,860,345	577,352,903	11,712	11,722
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	473,697,604	474,129,696	10,963	10,973
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	525,559,894	526,005,051	11,806	11,816
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	503,796,930	504,221,132	11,876	11,886
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	489,888,489	490,294,550	12,064	12,074
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	468,528,432	468,916,045	12,088	12,098
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	430,517,804	430,866,572	12,344	12,354
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	404,242,640	404,555,629	12,916	12,926
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	349,194,243	349,452,578	13,517	13,527
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	407,454,150	407,755,033	13,542	13,552
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	427,172,716	427,474,484	14,156	14,166
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	420,372,780	420,697,126	12,961	12,971
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	423,976,274	424,298,487	13,158	13,168
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	407,427,438	407,741,770	12,962	12,972
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	413,638,285	413,944,569	13,505	13,515
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	426,136,363	426,451,177	13,536	13,546
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	397,831,134	398,134,395	13,118	13,128
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	371,202,423	371,495,998	12,644	12,654
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	383,682,590	383,981,444	12,838	12,848
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	361,007,776	361,288,352	12,867	12,877
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	346,018,246	346,299,684	12,295	12,305
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	335,989,020	336,269,161	11,994	12,004
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	259,836,187	260,071,319	11,051	11,061
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	257,502,812	257,721,929	11,752	11,762
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	248,668,358	248,882,064	11,636	11,646
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	260,002,999	260,216,755	12,164	12,174

第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	248, 527, 697	248, 741, 502	11, 624	11, 634
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	226, 105, 995	226, 301, 433	11, 569	11, 579
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	229, 454, 102	229, 648, 690	11, 792	11, 802
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	218, 771, 968	218, 966, 605	11, 240	11, 250
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	224, 376, 034	224, 564, 124	11, 929	11, 939
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	217, 010, 444	217, 193, 933	11, 827	11, 837
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	215, 304, 391	215, 475, 359	12, 593	12, 603
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	215, 328, 487	215, 495, 373	12, 903	12, 913
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	212, 085, 922	212, 248, 743	13, 026	13, 036
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	201, 823, 303	201, 981, 311	12, 773	12, 783
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	149, 561, 882	149, 719, 932	9, 463	9, 473
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	169, 998, 390	170, 155, 685	10, 808	10, 818
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	182, 647, 227	182, 804, 567	11, 608	11, 618
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	173, 960, 880	174, 101, 484	12, 372	12, 382
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	177, 673, 178	177, 812, 576	12, 746	12, 756
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	175, 861, 023	175, 994, 941	13, 132	13, 142
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	176, 450, 047	176, 583, 992	13, 173	13, 183
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	181, 698, 609	181, 831, 765	13, 646	13, 656
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	170, 838, 153	170, 959, 829	14, 040	14, 050
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	169, 543, 861	169, 660, 016	14, 596	14, 606
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	177, 934, 138	178, 050, 322	15, 315	15, 325
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	155, 673, 538	155, 773, 983	15, 498	15, 508
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	154, 988, 466	155, 088, 056	15, 563	15, 573
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	128, 305, 675	128, 387, 503	15, 680	15, 690
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	121, 630, 143	121, 711, 996	14, 859	14, 869
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	121, 827, 175	121, 905, 488	15, 556	15, 566
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	123, 352, 171	123, 430, 523	15, 743	15, 753
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	123, 817, 261	123, 895, 652	15, 795	15, 805
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	135, 541, 747	135, 620, 089	17, 301	17, 311
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	143, 326, 814	143, 416, 148	16, 044	16, 054
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	150, 374, 107	150, 463, 454	16, 830	16, 840
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	145, 805, 432	145, 894, 469	16, 376	16, 386
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	139, 873, 647	139, 961, 912	15, 847	15, 857
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	146, 266, 586	146, 362, 477	15, 253	15, 263
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	132, 598, 194	132, 693, 654	13, 890	13, 900
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	137, 838, 671	137, 934, 146	14, 437	14, 447
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	134, 617, 421	134, 712, 929	14, 095	14, 105
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	126, 357, 473	126, 446, 246	14, 234	14, 244
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	119, 774, 392	119, 857, 747	14, 369	14, 379
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	126, 172, 247	126, 255, 756	15, 109	15, 119
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	127, 516, 131	127, 599, 663	15, 266	15, 276

第106 計算期間末日 (令和 4 年 10 月 14 日)	121,311,489	121,395,177	14,496	14,506
令和 3 年 10 月末日	146,727,572	—	16,423	—
11 月末日	143,391,152	—	16,255	—
12 月末日	144,652,872	—	16,390	—
令和 4 年 1 月末日	138,659,522	—	14,463	—
2 月末日	146,021,035	—	14,714	—
3 月末日	144,490,706	—	15,135	—
4 月末日	135,875,934	—	14,228	—
5 月末日	143,450,731	—	14,241	—
6 月末日	122,645,092	—	14,257	—
7 月末日	123,859,255	—	14,833	—
8 月末日	126,311,321	—	15,123	—
9 月末日	121,844,286	—	14,561	—
10 月末日	124,800,900	—	14,910	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	10 円
第 2 計算期間	10 円
第 3 計算期間	10 円
第 4 計算期間	10 円
第 5 計算期間	10 円
第 6 計算期間	10 円
第 7 計算期間	10 円
第 8 計算期間	10 円
第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	10 円
第 12 計算期間	10 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	10 円
第 16 計算期間	10 円
第 17 計算期間	10 円
第 18 計算期間	10 円
第 19 計算期間	10 円
第 20 計算期間	10 円
第 21 計算期間	10 円

第 22 計算期間	10 円
第 23 計算期間	10 円
第 24 計算期間	10 円
第 25 計算期間	10 円
第 26 計算期間	10 円
第 27 計算期間	10 円
第 28 計算期間	10 円
第 29 計算期間	10 円
第 30 計算期間	10 円
第 31 計算期間	10 円
第 32 計算期間	10 円
第 33 計算期間	10 円
第 34 計算期間	10 円
第 35 計算期間	10 円
第 36 計算期間	10 円
第 37 計算期間	10 円
第 38 計算期間	10 円
第 39 計算期間	10 円
第 40 計算期間	10 円
第 41 計算期間	10 円
第 42 計算期間	10 円
第 43 計算期間	10 円
第 44 計算期間	10 円
第 45 計算期間	10 円
第 46 計算期間	10 円
第 47 計算期間	10 円
第 48 計算期間	10 円
第 49 計算期間	10 円
第 50 計算期間	10 円
第 51 計算期間	10 円
第 52 計算期間	10 円
第 53 計算期間	10 円
第 54 計算期間	10 円
第 55 計算期間	10 円
第 56 計算期間	10 円
第 57 計算期間	10 円
第 58 計算期間	10 円
第 59 計算期間	10 円
第 60 計算期間	10 円
第 61 計算期間	10 円
第 62 計算期間	10 円

第 63 計算期間	10 円
第 64 計算期間	10 円
第 65 計算期間	10 円
第 66 計算期間	10 円
第 67 計算期間	10 円
第 68 計算期間	10 円
第 69 計算期間	10 円
第 70 計算期間	10 円
第 71 計算期間	10 円
第 72 計算期間	10 円
第 73 計算期間	10 円
第 74 計算期間	10 円
第 75 計算期間	10 円
第 76 計算期間	10 円
第 77 計算期間	10 円
第 78 計算期間	10 円
第 79 計算期間	10 円
第 80 計算期間	10 円
第 81 計算期間	10 円
第 82 計算期間	10 円
第 83 計算期間	10 円
第 84 計算期間	10 円
第 85 計算期間	10 円
第 86 計算期間	10 円
第 87 計算期間	10 円
第 88 計算期間	10 円
第 89 計算期間	10 円
第 90 計算期間	10 円
第 91 計算期間	10 円
第 92 計算期間	10 円
第 93 計算期間	10 円
第 94 計算期間	10 円
第 95 計算期間	10 円
第 96 計算期間	10 円
第 97 計算期間	10 円
第 98 計算期間	10 円
第 99 計算期間	10 円
第 100 計算期間	10 円
第 101 計算期間	10 円
第 102 計算期間	10 円
第 103 計算期間	10 円

第 104 計算期間	10 円
第 105 計算期間	10 円
第 106 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	9.40
第 2 計算期間	△8.28
第 3 計算期間	△1.00
第 4 計算期間	△3.89
第 5 計算期間	2.66
第 6 計算期間	4.74
第 7 計算期間	△0.56
第 8 計算期間	△0.18
第 9 計算期間	3.98
第 10 計算期間	△4.96
第 11 計算期間	11.54
第 12 計算期間	0.66
第 13 計算期間	△3.17
第 14 計算期間	4.11
第 15 計算期間	9.22
第 16 計算期間	2.72
第 17 計算期間	1.31
第 18 計算期間	2.97
第 19 計算期間	△3.47
第 20 計算期間	0.72
第 21 計算期間	△11.80
第 22 計算期間	1.40
第 23 計算期間	6.44
第 24 計算期間	△1.67
第 25 計算期間	△7.68
第 26 計算期間	△19.97
第 27 計算期間	16.79
第 28 計算期間	0.19
第 29 計算期間	△1.42
第 30 計算期間	△3.21
第 31 計算期間	0.69
第 32 計算期間	2.56
第 33 計算期間	△0.84
第 34 計算期間	2.25

第 35 計算期間	2.83
第 36 計算期間	9.26
第 37 計算期間	0.31
第 38 計算期間	1.83
第 39 計算期間	0.90
第 40 計算期間	△6.30
第 41 計算期間	7.78
第 42 計算期間	0.67
第 43 計算期間	1.66
第 44 計算期間	0.28
第 45 計算期間	2.20
第 46 計算期間	4.71
第 47 計算期間	4.73
第 48 計算期間	0.25
第 49 計算期間	4.60
第 50 計算期間	△8.37
第 51 計算期間	1.59
第 52 計算期間	△1.41
第 53 計算期間	4.26
第 54 計算期間	0.30
第 55 計算期間	△3.01
第 56 計算期間	△3.53
第 57 計算期間	1.61
第 58 計算期間	0.30
第 59 計算期間	△4.36
第 60 計算期間	△2.36
第 61 計算期間	△7.77
第 62 計算期間	6.43
第 63 計算期間	△0.90
第 64 計算期間	4.62
第 65 計算期間	△4.35
第 66 計算期間	△0.38
第 67 計算期間	2.01
第 68 計算期間	△4.59
第 69 計算期間	6.21
第 70 計算期間	△0.77
第 71 計算期間	6.56
第 72 計算期間	2.54
第 73 計算期間	1.03
第 74 計算期間	△1.86
第 75 計算期間	△25.83

第 76 計算期間	14.31
第 77 計算期間	7.49
第 78 計算期間	6.66
第 79 計算期間	3.10
第 80 計算期間	3.10
第 81 計算期間	0.38
第 82 計算期間	3.66
第 83 計算期間	2.96
第 84 計算期間	4.03
第 85 計算期間	4.99
第 86 計算期間	1.26
第 87 計算期間	0.48
第 88 計算期間	0.81
第 89 計算期間	△5.17
第 90 計算期間	4.75
第 91 計算期間	1.26
第 92 計算期間	0.39
第 93 計算期間	9.59
第 94 計算期間	△7.20
第 95 計算期間	4.96
第 96 計算期間	△2.63
第 97 計算期間	△3.16
第 98 計算期間	△3.68
第 99 計算期間	△8.87
第 100 計算期間	4.01
第 101 計算期間	△2.29
第 102 計算期間	1.05
第 103 計算期間	1.01
第 104 計算期間	5.21
第 105 計算期間	1.10
第 106 計算期間	△4.97

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	3,186,654,773	304,487,663	2,882,167,110
第 2 計算期間	274,441,448	389,760,356	2,766,848,202
第 3 計算期間	151,304,193	160,534,590	2,757,617,805
第 4 計算期間	22,444,440	107,222,976	2,672,839,269
第 5 計算期間	54,649,220	221,535,069	2,505,953,420

第 6 計算期間	43,261,046	281,600,150	2,267,614,316
第 7 計算期間	34,653,438	416,665,208	1,885,602,546
第 8 計算期間	18,218,529	265,987,276	1,637,833,799
第 9 計算期間	359,935	221,925,900	1,416,267,834
第 10 計算期間	4,882,250	214,995,835	1,206,154,249
第 11 計算期間	5,532,336	251,244,484	960,442,101
第 12 計算期間	12,006,248	285,012,275	687,436,074
第 13 計算期間	34,790,460	101,459,756	620,766,778
第 14 計算期間	140,091,731	35,929,447	724,929,062
第 15 計算期間	35,136,692	98,209,397	661,856,357
第 16 計算期間	58,468,996	74,538,092	645,787,261
第 17 計算期間	35,265,534	13,050,330	668,002,465
第 18 計算期間	41,697,491	101,153,728	608,546,228
第 19 計算期間	40,176,652	63,709,749	585,013,131
第 20 計算期間	424,956	62,845,819	522,592,268
第 21 計算期間	30,543,660	39,677,922	513,458,006
第 22 計算期間	21,513,891	45,646,286	489,325,611
第 23 計算期間	8,105,721	3,982,486	493,448,846
第 24 計算期間	1,582,907	14,526,389	480,505,364
第 25 計算期間	572,261	4,676,711	476,400,914
第 26 計算期間	96,694	27,226,771	449,270,837
第 27 計算期間	125,953	—	449,396,790
第 28 計算期間	103,537	21,462,607	428,037,720
第 29 計算期間	103,528	13,074,867	415,066,381
第 30 計算期間	26,662,283	28,675,636	413,053,028
第 31 計算期間	108,591	13,211,495	399,950,124
第 32 計算期間	29,054,132	4,760,080	424,244,176
第 33 計算期間	84,235	978,380	423,350,031
第 34 計算期間	87,903	2,922,441	420,515,493
第 35 計算期間	123,706,424	31,650,842	512,571,075
第 36 計算期間	47,222,027	43,001,528	516,791,574
第 37 計算期間	43,244,324	37,521,287	522,514,611
第 38 計算期間	8,120,426	37,833,808	492,801,229
第 39 計算期間	94,200,579	94,443,136	492,558,672
第 40 計算期間	36,195,059	96,661,169	432,092,562
第 41 計算期間	26,784,301	13,719,428	445,157,435
第 42 計算期間	8,192,807	29,147,684	424,202,558
第 43 計算期間	11,646,637	29,787,348	406,061,847
第 44 計算期間	15,946,934	34,395,451	387,613,330
第 45 計算期間	849,743	39,694,658	348,768,415
第 46 計算期間	49,033	35,827,563	312,989,885

第 47 計算期間	5, 521, 104	60, 175, 468	258, 335, 521
第 48 計算期間	49, 367, 862	6, 819, 503	300, 883, 880
第 49 計算期間	929, 612	44, 827	301, 768, 665
第 50 計算期間	29, 236, 226	6, 658, 297	324, 346, 594
第 51 計算期間	2, 113, 086	4, 246, 465	322, 213, 215
第 52 計算期間	75, 672	7, 956, 305	314, 332, 582
第 53 計算期間	75, 260	8, 123, 629	306, 284, 213
第 54 計算期間	10, 201, 018	1, 670, 667	314, 814, 564
第 55 計算期間	62, 525	11, 615, 241	303, 261, 848
第 56 計算期間	73, 562	9, 760, 359	293, 575, 051
第 57 計算期間	7, 342, 738	2, 063, 039	298, 854, 750
第 58 計算期間	2, 413, 770	20, 691, 964	280, 576, 556
第 59 計算期間	862, 249	—	281, 438, 805
第 60 計算期間	2, 092, 520	3, 389, 417	280, 141, 908
第 61 計算期間	16, 174, 244	61, 184, 012	235, 132, 140
第 62 計算期間	68, 353	16, 082, 738	219, 117, 755
第 63 計算期間	57, 798	5, 469, 427	213, 706, 126
第 64 計算期間	50, 491	—	213, 756, 617
第 65 計算期間	48, 681	—	213, 805, 298
第 66 計算期間	50, 708	18, 417, 040	195, 438, 966
第 67 計算期間	50, 433	901, 297	194, 588, 102
第 68 計算期間	49, 298	—	194, 637, 400
第 69 計算期間	52, 468	6, 599, 234	188, 090, 634
第 70 計算期間	46, 653	4, 647, 971	183, 489, 316
第 71 計算期間	47, 088	12, 567, 423	170, 968, 981
第 72 計算期間	36, 080	4, 118, 290	166, 886, 771
第 73 計算期間	34, 213	4, 099, 381	162, 821, 603
第 74 計算期間	41, 313	4, 854, 161	158, 008, 755
第 75 計算期間	41, 303	—	158, 050, 058
第 76 計算期間	52, 013	806, 913	157, 295, 158
第 77 計算期間	46, 775	1, 358	157, 340, 575
第 78 計算期間	59, 840	16, 795, 853	140, 604, 562
第 79 計算期間	229, 255	1, 435, 036	139, 398, 781
第 80 計算期間	33, 530	5, 514, 268	133, 918, 043
第 81 計算期間	28, 225	586	133, 945, 682
第 82 計算期間	32, 556	822, 205	133, 156, 033
第 83 計算期間	28, 104	11, 507, 539	121, 676, 598
第 84 計算期間	29, 747	5, 551, 120	116, 155, 225
第 85 計算期間	37, 851	8, 564	116, 184, 512
第 86 計算期間	28, 501	15, 767, 440	100, 445, 573
第 87 計算期間	100, 012	954, 623	99, 590, 962

第 88 計算期間	24,486	17,786,596	81,828,852
第 89 計算期間	25,872	891	81,853,833
第 90 計算期間	29,241	3,569,481	78,313,593
第 91 計算期間	39,996	1,048	78,352,541
第 92 計算期間	38,697	167	78,391,071
第 93 計算期間	36,854	85,216	78,342,709
第 94 計算期間	11,047,453	55,343	89,334,819
第 95 計算期間	25,309	12,834	89,347,294
第 96 計算期間	975,589	1,285,567	89,037,316
第 97 計算期間	341,507	1,113,510	88,265,313
第 98 計算期間	7,633,246	7,376	95,891,183
第 99 計算期間	3,377,459	3,807,676	95,460,966
第 100 計算期間	30,498	15,582	95,475,882
第 101 計算期間	32,606	231	95,508,257
第 102 計算期間	6,883,575	13,618,521	88,773,311
第 103 計算期間	23,528	5,441,208	83,355,631
第 104 計算期間	156,555	2,901	83,509,285
第 105 計算期間	23,536	664	83,532,157
第 106 計算期間	157,601	1,028	83,688,730

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,891,692,451	98.12
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	36,109,954	1.87
純資産総額		1,927,902,375	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (USDクラス)	1,409,291,851	1.29	1,831,233,831	1.3423	1,891,692,451	98.12

日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1,0038	99,970	1,0038	99,970	0.01
----	-----------	-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 14 日)	17,198,356,923	17,228,062,518	11,579	11,599
第 2 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 14 日)	19,842,409,578	19,880,561,561	10,402	10,422
第 3 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 14 日)	21,206,767,005	21,248,056,533	10,272	10,292
第 4 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 14 日)	20,137,597,308	20,178,729,551	9,792	9,812
第 5 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 14 日)	20,776,979,531	20,818,170,792	10,088	10,108
第 6 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 16 日)	20,205,374,354	20,243,743,459	10,532	10,552
第 7 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 14 日)	17,659,045,104	17,693,075,060	10,379	10,399
第 8 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 14 日)	15,187,853,850	15,216,939,961	10,443	10,463
第 9 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 16 日)	13,302,919,547	13,326,354,288	11,353	11,373
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 14 日)	8,968,909,846	8,985,451,633	10,844	10,864
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 14 日)	8,048,915,261	8,061,415,210	12,878	12,898
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 15 日)	5,872,205,774	5,881,081,731	13,232	13,252
第 13 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 14 日)	6,350,426,299	6,360,372,563	12,769	12,789
第 14 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 16 日)	7,059,190,554	7,069,817,133	13,286	13,306
第 15 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 16 日)	6,563,230,019	6,589,934,789	14,746	14,806
第 16 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 14 日)	5,539,590,654	5,561,773,564	14,983	15,043

第 17 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 14 日)	4,998,597,051	5,018,637,501	14,966	15,026
第 18 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	4,830,241,334	4,848,500,785	15,872	15,932
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 14 日)	4,373,840,223	4,390,970,159	15,320	15,380
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 14 日)	4,066,437,826	4,082,191,712	15,487	15,547
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	3,304,505,744	3,319,608,793	13,128	13,188
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 14 日)	3,402,691,663	3,418,145,525	13,211	13,271
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 16 日)	3,530,969,914	3,545,742,202	14,342	14,402
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	3,187,924,722	3,201,754,410	13,831	13,891
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	2,809,575,573	2,823,144,355	12,424	12,484
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	2,218,517,472	2,232,677,776	9,400	9,460
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	2,574,546,820	2,588,610,376	10,984	11,044
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	2,332,462,605	2,345,747,934	10,534	10,594
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	2,203,092,263	2,215,919,760	10,305	10,365
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	2,019,368,211	2,031,903,350	9,666	9,726
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	1,896,407,501	1,908,436,463	9,459	9,519
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	1,987,352,584	2,000,118,649	9,340	9,400
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	2,018,540,263	2,031,513,887	9,335	9,395
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	2,073,977,394	2,086,920,792	9,614	9,674
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	2,171,168,529	2,184,020,478	10,136	10,196
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	2,457,165,681	2,469,579,198	11,877	11,937
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	2,495,415,669	2,508,053,514	11,847	11,907
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	3,280,582,658	3,297,160,701	11,873	11,933
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	3,533,279,489	3,550,940,578	12,004	12,064
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	3,011,999,564	3,028,906,130	10,689	10,749
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	3,526,121,001	3,543,942,291	11,872	11,932
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	3,531,423,669	3,549,743,347	11,566	11,626
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	3,428,282,649	3,445,325,325	12,070	12,130
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	3,239,846,876	3,256,556,535	11,633	11,693
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	3,322,017,810	3,338,677,609	11,964	12,024
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	3,255,237,871	3,270,715,531	12,619	12,679
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	3,238,880,829	3,253,404,926	13,380	13,440
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	3,810,634,032	3,827,808,056	13,313	13,373
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	4,011,267,794	4,028,842,900	13,694	13,754
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	4,057,428,553	4,077,570,926	12,086	12,146
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	4,583,629,034	4,606,311,535	12,125	12,185
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	4,939,906,058	4,964,608,810	11,998	12,058
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	4,188,146,705	4,207,962,481	12,681	12,741
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	4,310,621,505	4,330,830,771	12,798	12,858
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	4,131,325,558	4,151,012,483	12,591	12,651
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	3,832,680,257	3,851,947,006	11,936	11,996
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	3,970,220,904	3,989,744,884	12,201	12,261

第 58 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 15 日)	3,924,010,315	3,943,277,559	12,220	12,280
第 59 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 14 日)	4,073,839,712	4,094,498,132	11,832	11,892
第 60 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 14 日)	4,169,289,908	4,191,057,580	11,492	11,552
第 61 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 15 日)	3,715,639,410	3,737,776,363	10,071	10,131
第 62 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 14 日)	4,102,921,164	4,125,463,959	10,920	10,980
第 63 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 14 日)	4,041,814,753	4,064,234,804	10,817	10,877
第 64 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 15 日)	4,129,899,849	4,151,716,666	11,358	11,418
第 65 計算期間末日 (令和 1 年 5 月 14 日)	3,823,072,761	3,844,807,133	10,554	10,614
第 66 計算期間末日 (令和 1 年 6 月 14 日)	3,768,633,433	3,790,336,137	10,419	10,479
第 67 計算期間末日 (令和 1 年 7 月 16 日)	3,804,814,108	3,826,462,934	10,545	10,605
第 68 計算期間末日 (令和 1 年 8 月 14 日)	3,488,242,627	3,509,398,871	9,893	9,953
第 69 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 17 日)	3,709,956,232	3,730,937,439	10,609	10,669
第 70 計算期間末日 (令和 1 年 10 月 15 日)	3,544,307,870	3,564,483,754	10,540	10,600
第 71 計算期間末日 (令和 1 年 11 月 14 日)	3,643,078,686	3,662,585,647	11,205	11,265
第 72 計算期間末日 (令和 1 年 12 月 16 日)	3,577,489,452	3,596,152,646	11,501	11,561
第 73 計算期間末日 (令和 2 年 1 月 14 日)	3,449,283,271	3,467,106,912	11,611	11,671
第 74 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 14 日)	3,200,791,212	3,212,016,439	11,406	11,446
第 75 計算期間末日 (令和 2 年 3 月 16 日)	2,231,935,444	2,242,808,053	8,211	8,251
第 76 計算期間末日 (令和 2 年 4 月 14 日)	2,569,742,466	2,580,572,778	9,491	9,531
第 77 計算期間末日 (令和 2 年 5 月 14 日)	2,707,824,996	2,718,613,517	10,040	10,080
第 78 計算期間末日 (令和 2 年 6 月 15 日)	2,751,626,772	2,761,928,627	10,684	10,724
第 79 計算期間末日 (令和 2 年 7 月 14 日)	2,753,787,645	2,763,824,343	10,975	11,015
第 80 計算期間末日 (令和 2 年 8 月 14 日)	2,714,615,434	2,724,275,603	11,240	11,280
第 81 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 14 日)	2,599,430,241	2,608,734,467	11,175	11,215
第 82 計算期間末日 (令和 2 年 10 月 14 日)	2,577,901,469	2,586,884,900	11,478	11,518
第 83 計算期間末日 (令和 2 年 11 月 16 日)	2,419,523,884	2,427,805,686	11,686	11,726
第 84 計算期間末日 (令和 2 年 12 月 14 日)	2,393,330,646	2,401,282,151	12,040	12,080
第 85 計算期間末日 (令和 3 年 1 月 14 日)	2,458,877,583	2,466,682,160	12,602	12,642
第 86 計算期間末日 (令和 3 年 2 月 15 日)	2,471,789,472	2,476,590,721	12,871	12,896
第 87 計算期間末日 (令和 3 年 3 月 15 日)	2,516,612,384	2,521,306,299	13,404	13,429
第 88 計算期間末日 (令和 3 年 4 月 14 日)	2,492,415,150	2,497,023,326	13,522	13,547
第 89 計算期間末日 (令和 3 年 5 月 14 日)	2,236,431,907	2,240,780,949	12,856	12,881
第 90 計算期間末日 (令和 3 年 6 月 14 日)	2,255,844,500	2,260,033,755	13,462	13,487
第 91 計算期間末日 (令和 3 年 7 月 14 日)	2,240,095,596	2,244,192,889	13,668	13,693
第 92 計算期間末日 (令和 3 年 8 月 16 日)	2,156,904,575	2,160,854,642	13,651	13,676
第 93 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 14 日)	2,267,168,509	2,270,961,059	14,945	14,970
第 94 計算期間末日 (令和 3 年 10 月 14 日)	2,057,046,384	2,060,649,770	14,272	14,297
第 95 計算期間末日 (令和 3 年 11 月 15 日)	2,090,145,736	2,093,621,398	15,034	15,059
第 96 計算期間末日 (令和 3 年 12 月 14 日)	1,939,978,589	1,943,312,699	14,546	14,571
第 97 計算期間末日 (令和 4 年 1 月 14 日)	1,891,181,017	1,894,527,125	14,130	14,155
第 98 計算期間末日 (令和 4 年 2 月 14 日)	1,841,746,719	1,845,081,909	13,805	13,830

第99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	1,676,880,926	1,680,192,543	12,659	12,684
第100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	1,832,710,720	1,835,959,501	14,103	14,128
第101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	1,784,954,662	1,788,110,819	14,139	14,164
第102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	1,812,521,728	1,815,596,808	14,736	14,761
第103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	1,870,704,430	1,873,774,944	15,231	15,256
第104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	1,869,622,810	1,872,612,829	15,632	15,657
第105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	2,008,337,580	2,011,282,883	17,047	17,072
第106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	1,868,700,198	1,871,522,658	16,552	16,577
	令和 3 年 10 月末日	2,068,541,717	—	14,614	—
	11 月末日	1,957,082,120	—	14,462	—
	12 月末日	1,977,375,043	—	14,738	—
	令和 4 年 1 月末日	1,735,868,968	—	13,012	—
	2 月末日	1,770,652,605	—	13,269	—
	3 月末日	1,868,678,311	—	14,354	—
	4 月末日	1,798,428,813	—	14,172	—
	5 月末日	1,741,248,901	—	14,047	—
	6 月末日	1,852,573,999	—	15,084	—
	7 月末日	1,872,988,667	—	15,442	—
	8 月末日	1,937,562,328	—	16,254	—
	9 月末日	1,852,066,012	—	16,307	—
	10 月末日	1,927,902,375	—	17,078	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	20 円
第2 計算期間	20 円
第3 計算期間	20 円
第4 計算期間	20 円
第5 計算期間	20 円
第6 計算期間	20 円
第7 計算期間	20 円
第8 計算期間	20 円
第9 計算期間	20 円
第10 計算期間	20 円
第11 計算期間	20 円
第12 計算期間	20 円
第13 計算期間	20 円
第14 計算期間	20 円

第 15 計算期間	60 円
第 16 計算期間	60 円
第 17 計算期間	60 円
第 18 計算期間	60 円
第 19 計算期間	60 円
第 20 計算期間	60 円
第 21 計算期間	60 円
第 22 計算期間	60 円
第 23 計算期間	60 円
第 24 計算期間	60 円
第 25 計算期間	60 円
第 26 計算期間	60 円
第 27 計算期間	60 円
第 28 計算期間	60 円
第 29 計算期間	60 円
第 30 計算期間	60 円
第 31 計算期間	60 円
第 32 計算期間	60 円
第 33 計算期間	60 円
第 34 計算期間	60 円
第 35 計算期間	60 円
第 36 計算期間	60 円
第 37 計算期間	60 円
第 38 計算期間	60 円
第 39 計算期間	60 円
第 40 計算期間	60 円
第 41 計算期間	60 円
第 42 計算期間	60 円
第 43 計算期間	60 円
第 44 計算期間	60 円
第 45 計算期間	60 円
第 46 計算期間	60 円
第 47 計算期間	60 円
第 48 計算期間	60 円
第 49 計算期間	60 円
第 50 計算期間	60 円
第 51 計算期間	60 円
第 52 計算期間	60 円
第 53 計算期間	60 円
第 54 計算期間	60 円
第 55 計算期間	60 円

第 56 計算期間	60 円
第 57 計算期間	60 円
第 58 計算期間	60 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	25 円
第 87 計算期間	25 円
第 88 計算期間	25 円
第 89 計算期間	25 円
第 90 計算期間	25 円
第 91 計算期間	25 円
第 92 計算期間	25 円
第 93 計算期間	25 円
第 94 計算期間	25 円
第 95 計算期間	25 円
第 96 計算期間	25 円

第 97 計算期間	25 円
第 98 計算期間	25 円
第 99 計算期間	25 円
第 100 計算期間	25 円
第 101 計算期間	25 円
第 102 計算期間	25 円
第 103 計算期間	25 円
第 104 計算期間	25 円
第 105 計算期間	25 円
第 106 計算期間	25 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	15.99
第 2 計算期間	△9.99
第 3 計算期間	△1.05
第 4 計算期間	△4.47
第 5 計算期間	3.22
第 6 計算期間	4.59
第 7 計算期間	△1.26
第 8 計算期間	0.80
第 9 計算期間	8.90
第 10 計算期間	△4.30
第 11 計算期間	18.94
第 12 計算期間	2.90
第 13 計算期間	△3.34
第 14 計算期間	4.20
第 15 計算期間	11.44
第 16 計算期間	2.01
第 17 計算期間	0.28
第 18 計算期間	6.45
第 19 計算期間	△3.09
第 20 計算期間	1.48
第 21 計算期間	△14.84
第 22 計算期間	1.08
第 23 計算期間	9.01
第 24 計算期間	△3.14
第 25 計算期間	△9.73
第 26 計算期間	△23.85
第 27 計算期間	17.48

第 28 計算期間	△3.55
第 29 計算期間	△1.60
第 30 計算期間	△5.61
第 31 計算期間	△1.52
第 32 計算期間	△0.62
第 33 計算期間	0.58
第 34 計算期間	3.63
第 35 計算期間	6.05
第 36 計算期間	17.76
第 37 計算期間	0.25
第 38 計算期間	0.72
第 39 計算期間	1.60
第 40 計算期間	△10.45
第 41 計算期間	11.62
第 42 計算期間	△2.07
第 43 計算期間	4.87
第 44 計算期間	△3.12
第 45 計算期間	3.36
第 46 計算期間	5.97
第 47 計算期間	6.50
第 48 計算期間	△0.05
第 49 計算期間	3.31
第 50 計算期間	△11.30
第 51 計算期間	0.81
第 52 計算期間	△0.55
第 53 計算期間	6.19
第 54 計算期間	1.39
第 55 計算期間	△1.14
第 56 計算期間	△4.72
第 57 計算期間	2.72
第 58 計算期間	0.64
第 59 計算期間	△2.68
第 60 計算期間	△2.36
第 61 計算期間	△11.84
第 62 計算期間	9.02
第 63 計算期間	△0.39
第 64 計算期間	5.55
第 65 計算期間	△6.55
第 66 計算期間	△0.71
第 67 計算期間	1.78
第 68 計算期間	△5.61

第 69 計算期間	7.84
第 70 計算期間	△0.08
第 71 計算期間	6.87
第 72 計算期間	3.17
第 73 計算期間	1.47
第 74 計算期間	△1.42
第 75 計算期間	△27.66
第 76 計算期間	16.07
第 77 計算期間	6.20
第 78 計算期間	6.81
第 79 計算期間	3.09
第 80 計算期間	2.77
第 81 計算期間	△0.22
第 82 計算期間	3.06
第 83 計算期間	2.16
第 84 計算期間	3.37
第 85 計算期間	5.00
第 86 計算期間	2.33
第 87 計算期間	4.33
第 88 計算期間	1.06
第 89 計算期間	△4.74
第 90 計算期間	4.90
第 91 計算期間	1.71
第 92 計算期間	0.05
第 93 計算期間	9.66
第 94 計算期間	△4.33
第 95 計算期間	5.51
第 96 計算期間	△3.07
第 97 計算期間	△2.68
第 98 計算期間	△2.12
第 99 計算期間	△8.12
第 100 計算期間	11.60
第 101 計算期間	0.43
第 102 計算期間	4.39
第 103 計算期間	3.52
第 104 計算期間	2.79
第 105 計算期間	9.21
第 106 計算期間	△2.75

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1 計算期間	17,755,529,325	2,902,731,743	14,852,797,582
第2 計算期間	4,951,786,599	728,592,582	19,075,991,599
第3 計算期間	2,059,899,525	491,127,003	20,644,764,121
第4 計算期間	678,279,591	756,922,079	20,566,121,633
第5 計算期間	674,420,701	644,911,623	20,595,630,711
第6 計算期間	365,485,660	1,776,563,701	19,184,552,670
第7 計算期間	170,823,881	2,340,398,303	17,014,978,248
第8 計算期間	154,548,916	2,626,471,565	14,543,055,599
第9 計算期間	76,715,290	2,902,400,339	11,717,370,550
第10 計算期間	107,638,934	3,554,115,889	8,270,893,595
第11 計算期間	761,275,910	2,782,194,918	6,249,974,587
第12 計算期間	448,932,077	2,260,927,730	4,437,978,934
第13 計算期間	906,286,472	371,133,335	4,973,132,071
第14 計算期間	826,777,579	486,620,145	5,313,289,505
第15 計算期間	37,431,468	899,925,869	4,450,795,104
第16 計算期間	92,180,756	845,824,147	3,697,151,713
第17 計算期間	96,874,242	453,950,852	3,340,075,103
第18 計算期間	91,484,068	388,317,224	3,043,241,947
第19 計算期間	139,067,628	327,320,149	2,854,989,426
第20 計算期間	80,942,052	310,283,731	2,625,647,747
第21 計算期間	86,693,705	195,166,597	2,517,174,855
第22 計算期間	109,974,995	51,506,114	2,575,643,736
第23 計算期間	50,041,125	163,636,803	2,462,048,058
第24 計算期間	21,287,106	178,387,110	2,304,948,054
第25 計算期間	7,988,912	51,473,263	2,261,463,703
第26 計算期間	114,867,667	16,280,697	2,360,050,673
第27 計算期間	34,259,283	50,383,880	2,343,926,076
第28 計算期間	16,612,042	146,316,601	2,214,221,517
第29 計算期間	21,659,036	97,964,286	2,137,916,267
第30 計算期間	14,722,338	63,448,696	2,089,189,909
第31 計算期間	7,992,375	92,355,123	2,004,827,161
第32 計算期間	144,205,417	21,354,955	2,127,677,623
第33 計算期間	87,994,639	53,401,535	2,162,270,727
第34 計算期間	10,124,936	15,162,555	2,157,233,108
第35 計算期間	95,648,921	110,890,454	2,141,991,575
第36 計算期間	218,894,177	291,966,206	2,068,919,546
第37 計算期間	215,479,917	178,091,919	2,106,307,544
第38 計算期間	691,573,409	34,873,722	2,763,007,231

第 39 計算期間	234,549,669	54,042,061	2,943,514,839
第 40 計算期間	377,220,353	502,974,048	2,817,761,144
第 41 計算期間	215,745,616	63,291,624	2,970,215,136
第 42 計算期間	218,450,832	135,386,247	3,053,279,721
第 43 計算期間	17,074,519	229,908,217	2,840,446,023
第 44 計算期間	28,595,140	84,097,830	2,784,943,333
第 45 計算期間	64,320,614	72,630,779	2,776,633,168
第 46 計算期間	114,714,826	311,737,830	2,579,610,164
第 47 計算期間	206,647,239	365,574,564	2,420,682,839
第 48 計算期間	577,341,976	135,687,445	2,862,337,370
第 49 計算期間	149,449,909	82,602,799	2,929,184,480
第 50 計算期間	505,876,388	77,998,580	3,357,062,288
第 51 計算期間	428,613,637	5,259,023	3,780,416,902
第 52 計算期間	403,738,863	67,030,415	4,117,125,350
第 53 計算期間	52,450,597	866,946,557	3,302,629,390
第 54 計算期間	151,673,216	86,091,603	3,368,211,003
第 55 計算期間	36,313,943	123,370,654	3,281,154,292
第 56 計算期間	123,626,382	193,655,743	3,211,124,931
第 57 計算期間	161,850,996	118,979,208	3,253,996,719
第 58 計算期間	122,254,057	165,043,341	3,211,207,435
第 59 計算期間	284,314,820	52,452,196	3,443,070,059
第 60 計算期間	238,335,633	53,460,249	3,627,945,443
第 61 計算期間	131,190,195	69,643,381	3,689,492,257
第 62 計算期間	126,844,198	59,203,928	3,757,132,527
第 63 計算期間	60,494,366	80,951,619	3,736,675,274
第 64 計算期間	77,816,446	178,355,451	3,636,136,269
第 65 計算期間	20,157,590	33,898,521	3,622,395,338
第 66 計算期間	23,567,329	28,845,178	3,617,117,489
第 67 計算期間	8,535,250	17,514,927	3,608,137,812
第 68 計算期間	6,555,689	88,652,815	3,526,040,686
第 69 計算期間	10,433,868	39,606,717	3,496,867,837
第 70 計算期間	2,689,369	136,909,855	3,362,647,351
第 71 計算期間	2,463,140	113,950,172	3,251,160,319
第 72 計算期間	9,491,512	150,119,365	3,110,532,466
第 73 計算期間	2,033,726	141,959,272	2,970,606,920
第 74 計算期間	2,088,729	166,388,844	2,806,306,805
第 75 計算期間	14,162,290	102,316,646	2,718,152,449
第 76 計算期間	5,137,596	15,711,833	2,707,578,212
第 77 計算期間	2,006,948	12,454,734	2,697,130,426
第 78 計算期間	1,919,179	123,585,741	2,575,463,864
第 79 計算期間	11,977,557	78,266,860	2,509,174,561

第 80 計算期間	1, 373, 179	95, 505, 481	2, 415, 042, 259
第 81 計算期間	3, 816, 440	92, 802, 034	2, 326, 056, 665
第 82 計算期間	1, 471, 453	81, 670, 337	2, 245, 857, 781
第 83 計算期間	1, 125, 343	176, 532, 497	2, 070, 450, 627
第 84 計算期間	975, 105	83, 549, 464	1, 987, 876, 268
第 85 計算期間	8, 766, 916	45, 498, 762	1, 951, 144, 422
第 86 計算期間	733, 697	31, 378, 267	1, 920, 499, 852
第 87 計算期間	565, 622	43, 499, 382	1, 877, 566, 092
第 88 計算期間	486, 821	34, 782, 325	1, 843, 270, 588
第 89 計算期間	1, 866, 825	105, 520, 534	1, 739, 616, 879
第 90 計算期間	464, 588	64, 379, 103	1, 675, 702, 364
第 91 計算期間	451, 547	37, 236, 388	1, 638, 917, 523
第 92 計算期間	436, 943	59, 327, 471	1, 580, 026, 995
第 93 計算期間	8, 041, 098	71, 048, 051	1, 517, 020, 042
第 94 計算期間	855, 364	76, 520, 779	1, 441, 354, 627
第 95 計算期間	409, 790	51, 499, 281	1, 390, 265, 136
第 96 計算期間	417, 891	57, 038, 927	1, 333, 644, 100
第 97 計算期間	12, 639, 299	7, 840, 156	1, 338, 443, 243
第 98 計算期間	365, 525	4, 732, 514	1, 334, 076, 254
第 99 計算期間	1, 239, 127	10, 668, 302	1, 324, 647, 079
第 100 計算期間	401, 198	25, 535, 640	1, 299, 512, 637
第 101 計算期間	348, 013	37, 397, 675	1, 262, 462, 975
第 102 計算期間	347, 879	32, 778, 846	1, 230, 032, 008
第 103 計算期間	2, 320, 809	4, 147, 116	1, 228, 205, 701
第 104 計算期間	3, 629, 240	35, 827, 282	1, 196, 007, 659
第 105 計算期間	351, 368	18, 237, 472	1, 178, 121, 555
第 106 計算期間	13, 467, 291	62, 604, 738	1, 128, 984, 108

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11, 679, 217	98. 74
親投資信託受益証券	日本	9, 996	0. 08
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	138, 817	1. 18
純資産総額		11, 828, 030	100. 00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(EURクラス)	8,447,897	1.3	11,059,986	1.3825	11,679,217	98.74
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	1.0038	9,996	1.0038	9,996	0.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.74
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日(平成26年1月14日)	267,966,797	268,433,850	11,475	11,495
第2計算期間末日(平成26年2月14日)	218,345,682	218,772,872	10,222	10,242
第3計算期間末日(平成26年3月14日)	231,267,239	231,715,356	10,322	10,342
第4計算期間末日(平成26年4月14日)	281,800,903	282,375,803	9,803	9,823
第5計算期間末日(平成26年5月14日)	282,024,202	282,589,927	9,970	9,990
第6計算期間末日(平成26年6月16日)	271,098,897	271,626,137	10,284	10,304
第7計算期間末日(平成26年7月14日)	216,072,653	216,497,471	10,172	10,192
第8計算期間末日(平成26年8月14日)	207,092,176	207,503,368	10,073	10,093
第9計算期間末日(平成26年9月16日)	199,615,947	199,993,452	10,576	10,596
第10計算期間末日(平成26年10月14日)	115,573,172	115,808,443	9,825	9,845

第 11 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 14 日)	135,813,742	136,049,246	11,534	11,554
第 12 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 15 日)	52,967,151	53,055,659	11,969	11,989
第 13 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 14 日)	43,942,026	44,022,313	10,946	10,966
第 14 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 16 日)	39,378,696	39,450,143	11,023	11,043
第 15 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 16 日)	37,855,133	37,955,366	11,330	11,360
第 16 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 14 日)	37,629,805	37,727,424	11,564	11,594
第 17 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 14 日)	151,464,545	151,833,938	12,301	12,331
第 18 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	187,088,245	187,521,457	12,956	12,986
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 14 日)	171,756,572	172,176,959	12,257	12,287
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 14 日)	176,432,485	176,854,850	12,532	12,562
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	144,907,218	145,309,047	10,819	10,849
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 14 日)	146,612,392	147,014,362	10,942	10,972
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 16 日)	150,648,092	151,050,087	11,243	11,273
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	139,108,365	139,483,783	11,116	11,146
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	123,504,594	123,880,037	9,869	9,899
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	96,950,318	97,325,796	7,746	7,776
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	112,544,634	112,920,156	8,991	9,021
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	107,577,796	107,947,365	8,733	8,763
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	105,608,983	105,978,588	8,572	8,602
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	99,287,653	99,657,295	8,058	8,088
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	95,235,372	95,605,054	7,728	7,758
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	95,759,963	96,134,090	7,679	7,709
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	96,276,482	96,650,622	7,720	7,750
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	97,414,613	97,788,795	7,810	7,840
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	101,421,594	101,795,818	8,131	8,161
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	116,604,938	116,979,205	9,347	9,377
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	116,107,669	116,481,981	9,306	9,336
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	115,096,723	115,466,651	9,334	9,364
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	117,218,276	117,588,287	9,504	9,534
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	103,929,505	104,299,601	8,425	8,455
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	118,764,850	119,134,681	9,634	9,664
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	118,713,219	119,083,071	9,629	9,659
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	115,791,965	116,131,895	10,219	10,249
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	114,946,548	115,286,470	10,145	10,175
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	167,692,548	168,168,955	10,560	10,590
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	175,747,916	176,224,367	11,066	11,096
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	183,845,020	184,321,842	11,567	11,597
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	184,537,349	185,013,948	11,616	11,646
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	174,563,384	174,988,950	12,306	12,336
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	156,174,852	156,600,442	11,009	11,039
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	157,291,673	157,717,222	11,089	11,119

第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	159,351,333	159,788,394	10,938	10,968
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	163,418,271	163,855,485	11,213	11,243
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	162,406,725	162,844,185	11,137	11,167
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	158,490,717	158,928,298	10,866	10,896
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	147,179,217	147,617,064	10,084	10,114
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	153,989,508	154,427,572	10,546	10,576
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	136,017,870	136,407,884	10,463	10,493
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	128,522,683	128,912,899	9,881	9,911
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	125,488,724	125,879,119	9,643	9,673
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	111,261,445	111,652,090	8,544	8,574
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	118,940,394	119,201,059	9,126	9,146
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	118,188,646	118,449,444	9,064	9,084
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	113,724,565	113,963,135	9,534	9,554
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	105,198,960	105,437,623	8,816	8,836
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	104,195,485	104,434,288	8,726	8,746
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	105,472,977	105,711,920	8,828	8,848
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	98,601,940	98,841,045	8,248	8,268
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	104,912,768	105,152,012	8,770	8,790
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	103,991,298	104,230,657	8,689	8,709
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	110,553,190	110,792,690	9,232	9,252
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	114,927,910	115,167,531	9,592	9,612
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	115,931,002	116,170,634	9,676	9,696
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	111,179,700	111,299,522	9,279	9,289
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	81,444,845	81,564,621	6,800	6,810
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	92,974,370	93,094,152	7,762	7,772
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	97,656,082	97,775,879	8,152	8,162
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	82,335,367	82,426,897	8,995	9,005
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	85,639,271	85,730,807	9,356	9,366
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	91,427,614	91,519,261	9,976	9,986
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	91,096,836	91,188,551	9,933	9,943
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	93,233,581	93,325,383	10,156	10,166
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	95,653,293	95,745,141	10,414	10,424
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	101,188,309	101,280,239	11,007	11,017
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	106,640,151	106,732,139	11,593	11,603
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	108,619,861	108,711,908	11,800	11,810
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	103,872,175	103,957,977	12,106	12,116
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	3,045,788	3,048,311	12,071	12,081
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	10,725,411	10,734,658	11,598	11,608
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	11,262,247	11,271,488	12,187	12,197
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	11,185,701	11,194,944	12,101	12,111
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	11,146,082	11,155,329	12,053	12,063

第93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	12,213,098	12,222,338	13,218	13,228
第94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	11,446,764	11,456,007	12,383	12,393
第95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	11,936,530	11,945,778	12,907	12,917
第96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	11,397,051	11,406,301	12,320	12,330
第97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	11,251,731	11,260,985	12,158	12,168
第98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	10,976,825	10,986,079	11,861	11,871
第99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	9,663,781	9,673,047	10,428	10,438
第100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	10,643,602	10,652,869	11,485	11,495
第101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	10,246,762	10,256,034	11,051	11,061
第102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	10,727,390	10,736,666	11,564	11,574
第103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	10,758,073	10,767,348	11,598	11,608
第104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	11,167,000	11,176,278	12,035	12,045
第105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	11,909,714	11,918,999	12,826	12,836
第106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	11,213,255	11,222,542	12,074	12,084
	令和 3 年 10 月末日	11,817,830	—	12,782	—
	11 月末日	11,320,203	—	12,238	—
	12 月末日	11,618,548	—	12,556	—
	令和 4 年 1 月末日	10,080,611	—	10,895	—
	2 月末日	10,356,604	—	11,178	—
	3 月末日	11,150,252	—	12,030	—
	4 月末日	10,394,060	—	11,213	—
	5 月末日	10,476,653	—	11,297	—
	6 月末日	11,031,390	—	11,890	—
	7 月末日	10,938,251	—	11,790	—
	8 月末日	11,334,468	—	12,209	—
	9 月末日	11,106,524	—	11,960	—
	10 月末日	11,828,030	—	12,733	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	20 円
第2 計算期間	20 円
第3 計算期間	20 円
第4 計算期間	20 円
第5 計算期間	20 円
第6 計算期間	20 円
第7 計算期間	20 円
第8 計算期間	20 円

第 9 計算期間	20 円
第 10 計算期間	20 円
第 11 計算期間	20 円
第 12 計算期間	20 円
第 13 計算期間	20 円
第 14 計算期間	20 円
第 15 計算期間	30 円
第 16 計算期間	30 円
第 17 計算期間	30 円
第 18 計算期間	30 円
第 19 計算期間	30 円
第 20 計算期間	30 円
第 21 計算期間	30 円
第 22 計算期間	30 円
第 23 計算期間	30 円
第 24 計算期間	30 円
第 25 計算期間	30 円
第 26 計算期間	30 円
第 27 計算期間	30 円
第 28 計算期間	30 円
第 29 計算期間	30 円
第 30 計算期間	30 円
第 31 計算期間	30 円
第 32 計算期間	30 円
第 33 計算期間	30 円
第 34 計算期間	30 円
第 35 計算期間	30 円
第 36 計算期間	30 円
第 37 計算期間	30 円
第 38 計算期間	30 円
第 39 計算期間	30 円
第 40 計算期間	30 円
第 41 計算期間	30 円
第 42 計算期間	30 円
第 43 計算期間	30 円
第 44 計算期間	30 円
第 45 計算期間	30 円
第 46 計算期間	30 円
第 47 計算期間	30 円
第 48 計算期間	30 円
第 49 計算期間	30 円

第 50 計算期間	30 円
第 51 計算期間	30 円
第 52 計算期間	30 円
第 53 計算期間	30 円
第 54 計算期間	30 円
第 55 計算期間	30 円
第 56 計算期間	30 円
第 57 計算期間	30 円
第 58 計算期間	30 円
第 59 計算期間	30 円
第 60 計算期間	30 円
第 61 計算期間	30 円
第 62 計算期間	20 円
第 63 計算期間	20 円
第 64 計算期間	20 円
第 65 計算期間	20 円
第 66 計算期間	20 円
第 67 計算期間	20 円
第 68 計算期間	20 円
第 69 計算期間	20 円
第 70 計算期間	20 円
第 71 計算期間	20 円
第 72 計算期間	20 円
第 73 計算期間	20 円
第 74 計算期間	10 円
第 75 計算期間	10 円
第 76 計算期間	10 円
第 77 計算期間	10 円
第 78 計算期間	10 円
第 79 計算期間	10 円
第 80 計算期間	10 円
第 81 計算期間	10 円
第 82 計算期間	10 円
第 83 計算期間	10 円
第 84 計算期間	10 円
第 85 計算期間	10 円
第 86 計算期間	10 円
第 87 計算期間	10 円
第 88 計算期間	10 円
第 89 計算期間	10 円
第 90 計算期間	10 円

第 91 計算期間	10 円
第 92 計算期間	10 円
第 93 計算期間	10 円
第 94 計算期間	10 円
第 95 計算期間	10 円
第 96 計算期間	10 円
第 97 計算期間	10 円
第 98 計算期間	10 円
第 99 計算期間	10 円
第 100 計算期間	10 円
第 101 計算期間	10 円
第 102 計算期間	10 円
第 103 計算期間	10 円
第 104 計算期間	10 円
第 105 計算期間	10 円
第 106 計算期間	10 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	14.95
第 2 計算期間	△10.74
第 3 計算期間	1.17
第 4 計算期間	△4.83
第 5 計算期間	1.90
第 6 計算期間	3.35
第 7 計算期間	△0.89
第 8 計算期間	△0.77
第 9 計算期間	5.19
第 10 計算期間	△6.91
第 11 計算期間	17.59
第 12 計算期間	3.94
第 13 計算期間	△8.37
第 14 計算期間	0.88
第 15 計算期間	3.05
第 16 計算期間	2.33
第 17 計算期間	6.63
第 18 計算期間	5.56
第 19 計算期間	△5.16
第 20 計算期間	2.48
第 21 計算期間	△13.42

第 22 計算期間	1. 41
第 23 計算期間	3. 02
第 24 計算期間	△0. 86
第 25 計算期間	△10. 94
第 26 計算期間	△21. 20
第 27 計算期間	16. 46
第 28 計算期間	△2. 53
第 29 計算期間	△1. 50
第 30 計算期間	△5. 64
第 31 計算期間	△3. 72
第 32 計算期間	△0. 24
第 33 計算期間	0. 92
第 34 計算期間	1. 55
第 35 計算期間	4. 49
第 36 計算期間	15. 32
第 37 計算期間	△0. 11
第 38 計算期間	0. 62
第 39 計算期間	2. 14
第 40 計算期間	△11. 03
第 41 計算期間	14. 70
第 42 計算期間	0. 25
第 43 計算期間	6. 43
第 44 計算期間	△0. 43
第 45 計算期間	4. 38
第 46 計算期間	5. 07
第 47 計算期間	4. 79
第 48 計算期間	0. 68
第 49 計算期間	6. 19
第 50 計算期間	△10. 29
第 51 計算期間	0. 99
第 52 計算期間	△1. 09
第 53 計算期間	2. 78
第 54 計算期間	△0. 41
第 55 計算期間	△2. 16
第 56 計算期間	△6. 92
第 57 計算期間	4. 87
第 58 計算期間	△0. 50
第 59 計算期間	△5. 27
第 60 計算期間	△2. 10
第 61 計算期間	△11. 08
第 62 計算期間	7. 04

第 63 計算期間	△0.46
第 64 計算期間	5.40
第 65 計算期間	△7.32
第 66 計算期間	△0.79
第 67 計算期間	1.39
第 68 計算期間	△6.34
第 69 計算期間	6.57
第 70 計算期間	△0.69
第 71 計算期間	6.47
第 72 計算期間	4.11
第 73 計算期間	1.08
第 74 計算期間	△3.99
第 75 計算期間	△26.60
第 76 計算期間	14.29
第 77 計算期間	5.15
第 78 計算期間	10.46
第 79 計算期間	4.12
第 80 計算期間	6.73
第 81 計算期間	△0.33
第 82 計算期間	2.34
第 83 計算期間	2.63
第 84 計算期間	5.79
第 85 計算期間	5.41
第 86 計算期間	1.87
第 87 計算期間	2.67
第 88 計算期間	△0.20
第 89 計算期間	△3.83
第 90 計算期間	5.16
第 91 計算期間	△0.62
第 92 計算期間	△0.31
第 93 計算期間	9.74
第 94 計算期間	△6.24
第 95 計算期間	4.31
第 96 計算期間	△4.47
第 97 計算期間	△1.23
第 98 計算期間	△2.36
第 99 計算期間	△11.99
第 100 計算期間	10.23
第 101 計算期間	△3.69
第 102 計算期間	4.73
第 103 計算期間	0.38

第 104 計算期間	3.85
第 105 計算期間	6.65
第 106 計算期間	△5.78

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	289,068,627	55,541,942	233,526,685
第 2 計算期間	57,049,034	76,980,667	213,595,052
第 3 計算期間	30,679,351	20,215,754	224,058,649
第 4 計算期間	64,768,046	1,376,399	287,450,296
第 5 計算期間	259,688	4,847,311	282,862,673
第 6 計算期間	329,943	19,572,429	263,620,187
第 7 計算期間	314,280	51,525,308	212,409,159
第 8 計算期間	223,054	7,035,796	205,596,417
第 9 計算期間	14,529,634	31,373,087	188,752,964
第 10 計算期間	175,436	71,292,649	117,635,751
第 11 計算期間	116,656	—	117,752,407
第 12 計算期間	567,157	74,065,185	44,254,379
第 13 計算期間	113,850	4,224,236	40,143,993
第 14 計算期間	19,356	4,439,769	35,723,580
第 15 計算期間	18,361	2,330,922	33,411,019
第 16 計算期間	30,732	902,078	32,539,673
第 17 計算期間	90,591,451	—	123,131,124
第 18 計算期間	26,975,083	5,701,916	144,404,291
第 19 計算期間	26,895	4,302,177	140,129,009
第 20 計算期間	676,243	16,753	140,788,499
第 21 計算期間	28,372	6,873,579	133,943,292
第 22 計算期間	46,718	—	133,990,010
第 23 計算期間	8,481	—	133,998,491
第 24 計算期間	8,274	8,867,367	125,139,398
第 25 計算期間	8,386	—	125,147,784
第 26 計算期間	11,622	—	125,159,406
第 27 計算期間	14,853	—	125,174,259
第 28 計算期間	12,846	1,997,310	123,189,795
第 29 計算期間	12,128	—	123,201,923
第 30 計算期間	12,400	—	123,214,323
第 31 計算期間	13,236	—	123,227,559
第 32 計算期間	1,481,455	—	124,709,014
第 33 計算期間	13,994	9,370	124,713,638

第 34 計算期間	13,975	—	124,727,613
第 35 計算期間	13,868	—	124,741,481
第 36 計算期間	14,441	—	124,755,922
第 37 計算期間	14,760	—	124,770,682
第 38 計算期間	11,777	1,473,118	123,309,341
第 39 計算期間	27,981	—	123,337,322
第 40 計算期間	28,151	—	123,365,473
第 41 計算期間	8,198	96,653	123,277,018
第 42 計算期間	6,992	—	123,284,010
第 43 計算期間	26,110	10,000,000	113,310,120
第 44 計算期間	16,602	19,220	113,307,502
第 45 計算期間	45,527,854	32,867	158,802,489
第 46 計算期間	14,622	—	158,817,111
第 47 計算期間	123,780	—	158,940,891
第 48 計算期間	8,692	82,918	158,866,665
第 49 計算期間	15,523	17,026,615	141,855,573
第 50 計算期間	8,026	—	141,863,599
第 51 計算期間	7,228	21,016	141,849,811
第 52 計算期間	3,837,446	—	145,687,257
第 53 計算期間	50,828	—	145,738,085
第 54 計算期間	82,119	183	145,820,021
第 55 計算期間	92,065	51,636	145,860,450
第 56 計算期間	92,700	4,142	145,949,008
第 57 計算期間	90,547	18,045	146,021,510
第 58 計算期間	145,089	16,161,928	130,004,671
第 59 計算期間	84,751	17,355	130,072,067
第 60 計算期間	152,334	92,654	130,131,747
第 61 計算期間	93,230	9,850	130,215,127
第 62 計算期間	117,599	—	130,332,726
第 63 計算期間	66,989	575	130,399,140
第 64 計算期間	118,573	11,232,511	119,285,202
第 65 計算期間	63,907	17,130	119,331,979
第 66 計算期間	69,820	—	119,401,799
第 67 計算期間	69,894	86	119,471,607
第 68 計算期間	81,010	—	119,552,617
第 69 計算期間	74,620	4,870	119,622,367
第 70 計算期間	69,839	12,466	119,679,740
第 71 計算期間	70,865	111	119,750,494
第 72 計算期間	66,831	6,342	119,810,983
第 73 計算期間	5,373	167	119,816,189
第 74 計算期間	6,648	—	119,822,837

第 75 計算期間	5,550	51,694	119,776,693
第 76 計算期間	5,677	6	119,782,364
第 77 計算期間	14,666	18	119,797,012
第 78 計算期間	35,456	28,302,215	91,530,253
第 79 計算期間	6,395	11	91,536,637
第 80 計算期間	111,869	598	91,647,908
第 81 計算期間	86,200	18,973	91,715,135
第 82 計算期間	87,137	116	91,802,156
第 83 計算期間	84,950	38,633	91,848,473
第 84 計算期間	329,618	247,382	91,930,709
第 85 計算期間	69,444	11,792	91,988,361
第 86 計算期間	64,097	5,186	92,047,272
第 87 計算期間	190,643	6,435,370	85,802,545
第 88 計算期間	62,470	83,341,867	2,523,148
第 89 計算期間	6,724,399	228	9,247,319
第 90 計算期間	4,425	10,318	9,241,426
第 91 計算期間	4,415	1,854	9,243,987
第 92 計算期間	4,156	368	9,247,775
第 93 計算期間	18,602	26,298	9,240,079
第 94 計算期間	3,700	12	9,243,767
第 95 計算期間	4,768	465	9,248,070
第 96 計算期間	3,720	847	9,250,943
第 97 計算期間	3,628	18	9,254,553
第 98 計算期間	4,369	4,710	9,254,212
第 99 計算期間	12,529	—	9,266,741
第 100 計算期間	3,606	2,903	9,267,444
第 101 計算期間	4,734	162	9,272,016
第 102 計算期間	4,353	221	9,276,148
第 103 計算期間	3,389	4,058	9,275,479
第 104 計算期間	3,755	348	9,278,886
第 105 計算期間	7,248	577	9,285,557
第 106 計算期間	3,069	1,364	9,287,262

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	175,597,756	98.14
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.06

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,219,959	1.80
純資産総額		178,917,685	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (AUDクラス)	140,669,516	1.17	165,174,145	1.2483	175,597,756	98.14
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.14
親投資信託受益証券	0.06
合計	98.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	2,038,533,871	2,042,262,044	10,936	10,956
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	1,577,284,910	1,580,484,645	9,859	9,879
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	1,570,610,474	1,573,805,990	9,830	9,850

第 4 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 14 日)	1, 417, 027, 011	1, 419, 936, 106	9, 742	9, 762
第 5 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 14 日)	1, 233, 164, 008	1, 235, 626, 904	10, 014	10, 034
第 6 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 16 日)	995, 304, 179	997, 201, 868	10, 490	10, 510
第 7 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 14 日)	558, 423, 400	559, 504, 621	10, 329	10, 349
第 8 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 14 日)	399, 103, 021	399, 874, 875	10, 341	10, 361
第 9 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 16 日)	332, 800, 064	333, 407, 515	10, 957	10, 977
第 10 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 14 日)	231, 319, 703	231, 777, 698	10, 101	10, 121
第 11 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 14 日)	196, 402, 392	196, 727, 662	12, 076	12, 096
第 12 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 15 日)	177, 924, 104	178, 226, 301	11, 775	11, 795
第 13 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 14 日)	141, 572, 649	141, 823, 657	11, 280	11, 300
第 14 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 16 日)	146, 497, 542	146, 759, 051	11, 204	11, 224
第 15 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 16 日)	161, 874, 899	162, 405, 918	12, 194	12, 234
第 16 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 14 日)	162, 362, 885	162, 890, 081	12, 319	12, 359
第 17 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 14 日)	160, 806, 539	161, 294, 448	13, 183	13, 223
第 18 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	152, 415, 379	152, 869, 530	13, 424	13, 464
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 14 日)	136, 533, 475	136, 973, 712	12, 405	12, 445
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 14 日)	153, 996, 615	154, 489, 086	12, 508	12, 548
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	129, 081, 579	129, 589, 731	10, 161	10, 201
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 14 日)	134, 181, 687	134, 690, 291	10, 553	10, 593
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 16 日)	129, 602, 477	130, 066, 870	11, 163	11, 203
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	130, 174, 951	130, 651, 748	10, 921	10, 961
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	118, 515, 535	119, 012, 482	9, 539	9, 579
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	90, 959, 701	91, 455, 296	7, 341	7, 381
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	113, 240, 808	113, 736, 756	9, 133	9, 173
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	109, 747, 406	110, 242, 376	8, 869	8, 909
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	194, 399, 531	195, 324, 125	8, 410	8, 450
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	189, 151, 261	190, 091, 771	8, 045	8, 085
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	190, 871, 073	191, 811, 893	8, 115	8, 155
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	122, 437, 762	123, 047, 882	8, 027	8, 067
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	140, 695, 406	141, 415, 760	7, 813	7, 853
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	157, 375, 019	158, 149, 720	8, 126	8, 166
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	186, 011, 784	186, 878, 159	8, 588	8, 628
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	234, 683, 355	235, 625, 030	9, 969	10, 009
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	265, 324, 951	266, 390, 703	9, 958	9, 998
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	287, 705, 026	288, 831, 805	10, 213	10, 253
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	307, 224, 020	308, 421, 758	10, 260	10, 300
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	262, 795, 218	263, 944, 924	9, 143	9, 183
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	269, 684, 592	270, 770, 155	9, 937	9, 977
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	269, 894, 258	270, 986, 781	9, 882	9, 922
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	263, 992, 704	264, 993, 815	10, 548	10, 588
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	281, 985, 706	283, 072, 394	10, 380	10, 420

第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	299,643,501	300,749,365	10,838	10,878
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	253,460,943	254,359,648	11,281	11,321
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	265,324,377	266,239,103	11,602	11,642
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	263,768,695	264,684,765	11,517	11,557
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	312,399,115	313,416,550	12,282	12,322
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	299,579,324	300,690,676	10,783	10,823
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	301,505,714	302,617,530	10,847	10,887
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	286,762,750	287,840,684	10,641	10,681
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	270,559,996	271,549,831	10,934	10,974
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	276,984,712	277,981,537	11,115	11,155
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	250,873,303	251,812,211	10,688	10,728
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	234,240,024	235,179,472	9,974	10,014
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	246,755,370	247,736,164	10,063	10,103
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	232,234,270	233,162,840	10,004	10,044
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	230,157,072	231,094,597	9,820	9,860
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	220,018,646	220,940,732	9,544	9,584
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	192,269,027	193,191,863	8,334	8,374
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	211,154,446	212,099,209	8,940	8,980
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	202,308,277	203,225,326	8,824	8,864
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	215,413,795	216,331,754	9,387	9,427
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	193,549,950	194,464,362	8,467	8,507
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	200,218,753	201,182,943	8,306	8,346
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	205,603,576	206,568,529	8,523	8,563
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	184,009,845	184,957,994	7,763	7,803
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	187,255,789	188,144,997	8,423	8,463
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	183,828,397	184,718,110	8,265	8,305
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	193,425,888	194,301,831	8,833	8,873
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	199,728,617	200,604,867	9,117	9,157
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	202,682,834	203,559,554	9,247	9,287
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	194,374,699	194,813,300	8,863	8,883
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	125,387,313	125,820,208	5,793	5,813
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	147,833,232	148,266,318	6,827	6,847
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	160,512,210	160,945,464	7,410	7,430
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	179,849,220	180,282,616	8,300	8,320
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	188,930,156	189,363,686	8,716	8,736
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	195,987,942	196,415,750	9,162	9,182
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	189,965,282	190,375,962	9,251	9,271
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	192,612,297	193,023,096	9,377	9,397
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	191,250,507	191,646,501	9,659	9,679
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	204,944,541	205,340,625	10,349	10,369
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	220,246,203	220,641,946	11,131	11,151

第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	216,613,245	216,994,082	11,376	11,396
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	225,329,560	225,710,514	11,830	11,850
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	222,630,907	223,010,027	11,745	11,765
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	192,953,261	193,294,675	11,303	11,323
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	201,400,609	201,742,110	11,795	11,815
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	198,549,670	198,891,253	11,625	11,645
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	195,834,628	196,176,296	11,463	11,483
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	214,152,388	214,494,118	12,533	12,553
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	204,787,902	205,129,716	11,982	12,002
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	214,274,280	214,616,179	12,534	12,554
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	201,460,711	201,802,691	11,782	11,802
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	200,782,087	201,124,150	11,739	11,759
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	182,457,403	182,779,150	11,342	11,362
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	169,245,583	169,567,418	10,518	10,538
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	190,412,986	190,735,101	11,823	11,843
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	172,229,279	172,540,897	11,054	11,074
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	180,185,836	180,497,547	11,561	11,581
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	182,695,090	183,006,888	11,719	11,739
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	195,875,493	196,187,395	12,560	12,580
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	204,036,850	204,348,835	13,080	13,100
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	168,541,991	168,831,048	11,661	11,681
	令和 3 年 10 月末日	214,567,630	—	12,552	—
	11 月末日	200,364,889	—	11,718	—
	12 月末日	208,315,569	—	12,180	—
	令和 4 年 1 月末日	177,174,493	—	10,357	—
	2 月末日	175,153,999	—	10,885	—
	3 月末日	196,969,134	—	12,230	—
	4 月末日	177,655,409	—	11,402	—
	5 月末日	176,993,915	—	11,356	—
	6 月末日	183,207,706	—	11,752	—
	7 月末日	190,003,550	—	12,184	—
	8 月末日	197,296,055	—	12,648	—
	9 月末日	172,857,494	—	11,960	—
	10 月末日	178,917,685	—	12,376	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	20 円

第 2 計算期間	20 円
第 3 計算期間	20 円
第 4 計算期間	20 円
第 5 計算期間	20 円
第 6 計算期間	20 円
第 7 計算期間	20 円
第 8 計算期間	20 円
第 9 計算期間	20 円
第 10 計算期間	20 円
第 11 計算期間	20 円
第 12 計算期間	20 円
第 13 計算期間	20 円
第 14 計算期間	20 円
第 15 計算期間	40 円
第 16 計算期間	40 円
第 17 計算期間	40 円
第 18 計算期間	40 円
第 19 計算期間	40 円
第 20 計算期間	40 円
第 21 計算期間	40 円
第 22 計算期間	40 円
第 23 計算期間	40 円
第 24 計算期間	40 円
第 25 計算期間	40 円
第 26 計算期間	40 円
第 27 計算期間	40 円
第 28 計算期間	40 円
第 29 計算期間	40 円
第 30 計算期間	40 円
第 31 計算期間	40 円
第 32 計算期間	40 円
第 33 計算期間	40 円
第 34 計算期間	40 円
第 35 計算期間	40 円
第 36 計算期間	40 円
第 37 計算期間	40 円
第 38 計算期間	40 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円

第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円
第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円
第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円
第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円
第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	20 円
第 75 計算期間	20 円
第 76 計算期間	20 円
第 77 計算期間	20 円
第 78 計算期間	20 円
第 79 計算期間	20 円
第 80 計算期間	20 円
第 81 計算期間	20 円
第 82 計算期間	20 円
第 83 計算期間	20 円

第 84 計算期間	20 円
第 85 計算期間	20 円
第 86 計算期間	20 円
第 87 計算期間	20 円
第 88 計算期間	20 円
第 89 計算期間	20 円
第 90 計算期間	20 円
第 91 計算期間	20 円
第 92 計算期間	20 円
第 93 計算期間	20 円
第 94 計算期間	20 円
第 95 計算期間	20 円
第 96 計算期間	20 円
第 97 計算期間	20 円
第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	20 円
第 100 計算期間	20 円
第 101 計算期間	20 円
第 102 計算期間	20 円
第 103 計算期間	20 円
第 104 計算期間	20 円
第 105 計算期間	20 円
第 106 計算期間	20 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	9.56
第 2 計算期間	△9.66
第 3 計算期間	△0.09
第 4 計算期間	△0.69
第 5 計算期間	2.99
第 6 計算期間	4.95
第 7 計算期間	△1.34
第 8 計算期間	0.30
第 9 計算期間	6.15
第 10 計算期間	△7.62
第 11 計算期間	19.75
第 12 計算期間	△2.32
第 13 計算期間	△4.03
第 14 計算期間	△0.49

第 15 計算期間	9. 19
第 16 計算期間	1. 35
第 17 計算期間	7. 33
第 18 計算期間	2. 13
第 19 計算期間	△7. 29
第 20 計算期間	1. 15
第 21 計算期間	△18. 44
第 22 計算期間	4. 25
第 23 計算期間	6. 15
第 24 計算期間	△1. 80
第 25 計算期間	△12. 28
第 26 計算期間	△22. 62
第 27 計算期間	24. 95
第 28 計算期間	△2. 45
第 29 計算期間	△4. 72
第 30 計算期間	△3. 86
第 31 計算期間	1. 36
第 32 計算期間	△0. 59
第 33 計算期間	△2. 16
第 34 計算期間	4. 51
第 35 計算期間	6. 17
第 36 計算期間	16. 54
第 37 計算期間	0. 29
第 38 計算期間	2. 96
第 39 計算期間	0. 85
第 40 計算期間	△10. 49
第 41 計算期間	9. 12
第 42 計算期間	△0. 15
第 43 計算期間	7. 14
第 44 計算期間	△1. 21
第 45 計算期間	4. 79
第 46 計算期間	4. 45
第 47 計算期間	3. 20
第 48 計算期間	△0. 38
第 49 計算期間	6. 98
第 50 計算期間	△11. 87
第 51 計算期間	0. 96
第 52 計算期間	△1. 53
第 53 計算期間	3. 12
第 54 計算期間	2. 02
第 55 計算期間	△3. 48

第 56 計算期間	△6.30
第 57 計算期間	1.29
第 58 計算期間	△0.18
第 59 計算期間	△1.43
第 60 計算期間	△2.40
第 61 計算期間	△12.25
第 62 計算期間	7.75
第 63 計算期間	△0.85
第 64 計算期間	6.83
第 65 計算期間	△9.37
第 66 計算期間	△1.42
第 67 計算期間	3.09
第 68 計算期間	△8.44
第 69 計算期間	9.01
第 70 計算期間	△1.40
第 71 計算期間	7.35
第 72 計算期間	3.66
第 73 計算期間	1.86
第 74 計算期間	△3.93
第 75 計算期間	△34.41
第 76 計算期間	18.19
第 77 計算期間	8.83
第 78 計算期間	12.28
第 79 計算期間	5.25
第 80 計算期間	5.34
第 81 計算期間	1.18
第 82 計算期間	1.57
第 83 計算期間	3.22
第 84 計算期間	7.35
第 85 計算期間	7.74
第 86 計算期間	2.38
第 87 計算期間	4.16
第 88 計算期間	△0.54
第 89 計算期間	△3.59
第 90 計算期間	4.52
第 91 計算期間	△1.27
第 92 計算期間	△1.22
第 93 計算期間	9.50
第 94 計算期間	△4.23
第 95 計算期間	4.77
第 96 計算期間	△5.84

第 97 計算期間	△0.19
第 98 計算期間	△3.21
第 99 計算期間	△7.08
第 100 計算期間	12.59
第 101 計算期間	△6.33
第 102 計算期間	4.76
第 103 計算期間	1.53
第 104 計算期間	7.34
第 105 計算期間	4.29
第 106 計算期間	△10.69

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	2,035,838,650	171,752,127	1,864,086,523
第 2 計算期間	38,572,250	302,790,894	1,599,867,879
第 3 計算期間	70,395,034	72,504,527	1,597,758,386
第 4 計算期間	31,770,228	174,980,836	1,454,547,778
第 5 計算期間	10,380,711	233,480,069	1,231,448,420
第 6 計算期間	972,318	283,576,231	948,844,507
第 7 計算期間	4,643,129	412,876,961	540,610,675
第 8 計算期間	78,499	154,762,127	385,927,047
第 9 計算期間	65,953	82,267,145	303,725,855
第 10 計算期間	54,528	74,782,517	228,997,866
第 11 計算期間	52,641	66,415,150	162,635,357
第 12 計算期間	35,843	11,572,567	151,098,633
第 13 計算期間	36,809	25,631,083	125,504,359
第 14 計算期間	12,106,560	6,856,014	130,754,905
第 15 計算期間	8,323,526	6,323,467	132,754,964
第 16 計算期間	3,899,294	4,855,099	131,799,159
第 17 計算期間	857,110	10,679,012	121,977,257
第 18 計算期間	68,264	8,507,528	113,537,993
第 19 計算期間	127,225	3,605,870	110,059,348
第 20 計算期間	15,129,519	2,070,924	123,117,943
第 21 計算期間	3,920,136	—	127,038,079
第 22 計算期間	113,069	—	127,151,148
第 23 計算期間	6,879,230	17,932,021	116,098,357
第 24 計算期間	3,101,124	—	119,199,481
第 25 計算期間	5,037,510	—	124,236,991
第 26 計算期間	90,107	428,212	123,898,886

第 27 計算期間	89,224	1,027	123,987,083
第 28 計算期間	72,105	316,594	123,742,594
第 29 計算期間	109,976,101	2,570,168	231,148,527
第 30 計算期間	11,469,455	7,490,475	235,127,507
第 31 計算期間	77,631	—	235,205,138
第 32 計算期間	23,842,664	106,517,771	152,530,031
第 33 計算期間	27,568,622	9,985	180,088,668
第 34 計算期間	13,586,691	—	193,675,359
第 35 計算期間	22,918,467	—	216,593,826
第 36 計算期間	31,302,324	12,477,353	235,418,797
第 37 計算期間	68,375,045	37,355,718	266,438,124
第 38 計算期間	15,257,854	979	281,694,999
第 39 計算期間	17,910,432	170,895	299,434,536
第 40 計算期間	13,012,259	25,020,193	287,426,602
第 41 計算期間	190,962	16,226,793	271,390,771
第 42 計算期間	7,251,548	5,511,526	273,130,793
第 43 計算期間	7,547,449	30,400,491	250,277,751
第 44 計算期間	30,898,728	9,504,330	271,672,149
第 45 計算期間	4,836,073	42,066	276,466,156
第 46 計算期間	2,860,185	54,649,990	224,676,351
第 47 計算期間	4,048,921	43,648	228,681,624
第 48 計算期間	12,357,278	12,021,293	229,017,609
第 49 計算期間	27,070,809	1,729,600	254,358,818
第 50 計算期間	23,479,366	—	277,838,184
第 51 計算期間	167,995	52,172	277,954,007
第 52 計算期間	177,069	8,647,507	269,483,569
第 53 計算期間	232,845	22,257,478	247,458,936
第 54 計算期間	12,487,680	10,740,151	249,206,465
第 55 計算期間	124,918	14,604,180	234,727,203
第 56 計算期間	139,144	4,203	234,862,144
第 57 計算期間	13,483,289	3,146,724	245,198,709
第 58 計算期間	207,888	13,263,861	232,142,736
第 59 計算期間	4,573,355	2,334,765	234,381,326
第 60 計算期間	203,041	4,062,650	230,521,717
第 61 計算期間	197,252	9,921	230,709,048
第 62 計算期間	5,481,732	—	236,190,780
第 63 計算期間	223,344	7,151,706	229,262,418
第 64 計算期間	227,401	—	229,489,819
第 65 計算期間	204,419	1,091,232	228,603,006
第 66 計算期間	12,444,657	105	241,047,558
第 67 計算期間	190,962	89	241,238,431

第 68 計算期間	185,364	4,386,502	237,037,293
第 69 計算期間	204,738	14,939,844	222,302,187
第 70 計算期間	126,352	120	222,428,419
第 71 計算期間	129,378	3,572,031	218,985,766
第 72 計算期間	121,868	44,889	219,062,745
第 73 計算期間	118,473	1,108	219,180,110
第 74 計算期間	120,635	—	219,300,745
第 75 計算期間	63,366	2,916,350	216,447,761
第 76 計算期間	95,299	—	216,543,060
第 77 計算期間	84,436	13	216,627,483
第 78 計算期間	74,917	4,162	216,698,238
第 79 計算期間	67,436	600	216,765,074
第 80 計算期間	63,271	2,924,057	213,904,288
第 81 計算期間	2,510,939	11,075,017	205,340,210
第 82 計算期間	62,120	2,349	205,399,981
第 83 計算期間	57,121	7,459,814	197,997,288
第 84 計算期間	54,263	9,171	198,042,380
第 85 計算期間	61,074	231,667	197,871,787
第 86 計算期間	90,073	7,542,911	190,418,949
第 87 計算期間	170,920	112,437	190,477,432
第 88 計算期間	52,294	969,673	189,560,053
第 89 計算期間	45,760	18,898,406	170,707,407
第 90 計算期間	44,636	1,205	170,750,838
第 91 計算期間	42,631	1,713	170,791,756
第 92 計算期間	42,989	367	170,834,378
第 93 計算期間	44,608	13,768	170,865,218
第 94 計算期間	199,978	157,836	170,907,360
第 95 計算期間	50,560	7,986	170,949,934
第 96 計算期間	40,217	—	170,990,151
第 97 計算期間	42,262	846	171,031,567
第 98 計算期間	42,597	10,200,243	160,873,921
第 99 計算期間	44,001	—	160,917,922
第 100 計算期間	139,706	27	161,057,601
第 101 計算期間	44,442	5,293,038	155,809,005
第 102 計算期間	46,752	208	155,855,549
第 103 計算期間	44,516	575	155,899,490
第 104 計算期間	52,109	408	155,951,191
第 105 計算期間	41,963	524	155,992,630
第 106 計算期間	43,932	11,507,805	144,528,757

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	298,710,888	97.98
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.03
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6,056,570	1.99
純資産総額		304,867,428	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (BRLクラス)	399,239,359	0.72	287,452,338	0.7482	298,710,888	97.98
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.98
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	5,067,822,081	5,095,558,400	10,963	11,023
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	4,186,090,797	4,211,927,716	9,721	9,781
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	4,173,278,447	4,198,765,617	9,824	9,884
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	3,699,952,555	3,722,163,036	9,995	10,055
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	3,382,460,804	3,402,183,488	10,290	10,350
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	2,551,407,201	2,565,771,177	10,658	10,718
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	1,783,437,664	1,793,558,659	10,573	10,633
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	1,439,356,492	1,447,625,530	10,444	10,504
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	1,337,647,237	1,344,874,827	11,105	11,165
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,049,568,220	1,055,690,268	10,286	10,346
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	894,535,270	899,193,302	11,522	11,582
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	730,295,317	734,127,234	11,435	11,495
第13計算期間末日 (平成27年1月14日)	714,041,027	717,856,444	11,229	11,289
第14計算期間末日 (平成27年2月16日)	706,382,688	710,221,002	11,042	11,102
第15計算期間末日 (平成27年3月16日)	568,188,091	572,434,469	10,704	10,784
第16計算期間末日 (平成27年4月14日)	667,017,897	671,699,055	11,399	11,479
第17計算期間末日 (平成27年5月14日)	736,043,466	741,041,279	11,782	11,862
第18計算期間末日 (平成27年6月15日)	855,990,166	861,619,642	12,164	12,244
第19計算期間末日 (平成27年7月14日)	821,342,380	826,983,891	11,647	11,727
第20計算期間末日 (平成27年8月14日)	774,722,585	780,552,273	10,631	10,711
第21計算期間末日 (平成27年9月14日)	598,007,647	603,908,621	8,107	8,187
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	631,104,124	637,220,439	8,255	8,335
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	787,563,109	794,546,185	9,023	9,103
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	731,280,479	738,078,609	8,606	8,686
第25計算期間末日 (平成28年1月14日)	623,359,829	629,967,089	7,548	7,628
第26計算期間末日 (平成28年2月15日)	481,122,202	487,834,080	5,735	5,815
第27計算期間末日 (平成28年3月14日)	616,770,821	623,492,103	7,341	7,421
第28計算期間末日 (平成28年4月14日)	595,899,801	602,555,684	7,162	7,242
第29計算期間末日 (平成28年5月16日)	561,738,618	568,102,501	7,062	7,142
第30計算期間末日 (平成28年6月14日)	542,406,227	548,815,245	6,771	6,851
第31計算期間末日 (平成28年7月14日)	524,043,787	530,080,726	6,944	7,024
第32計算期間末日 (平成28年8月15日)	550,936,899	557,077,988	7,177	7,257
第33計算期間末日 (平成28年9月14日)	542,155,589	548,441,493	6,900	6,980
第34計算期間末日 (平成28年10月14日)	569,300,617	575,535,131	7,305	7,385
第35計算期間末日 (平成28年11月14日)	652,994,433	660,092,922	7,359	7,439
第36計算期間末日 (平成28年12月14日)	921,501,882	929,940,151	8,736	8,816
第37計算期間末日 (平成29年1月16日)	788,136,618	795,126,999	9,020	9,100
第38計算期間末日 (平成29年2月14日)	862,719,282	870,080,947	9,375	9,455

第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	955,385,244	963,529,126	9,385	9,465
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	896,251,130	904,721,273	8,465	8,545
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	1,187,716,079	1,197,832,397	9,392	9,472
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	1,203,978,152	1,215,077,091	8,678	8,758
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	1,198,727,810	1,208,949,807	9,382	9,462
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	1,181,299,094	1,191,558,683	9,211	9,291
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	1,422,069,554	1,433,968,772	9,561	9,641
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	1,483,836,528	1,495,679,410	10,023	10,103
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	1,596,174,587	1,608,662,312	10,226	10,306
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	1,556,341,510	1,568,634,374	10,128	10,208
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	1,638,658,695	1,650,930,819	10,682	10,762
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	1,403,797,694	1,416,079,462	9,144	9,224
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	1,436,194,318	1,448,536,247	9,309	9,389
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	1,416,058,539	1,428,978,760	8,768	8,848
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	2,357,541,398	2,378,915,894	8,824	8,904
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	2,255,898,334	2,276,956,144	8,570	8,650
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	1,210,182,480	1,222,295,147	7,993	8,073
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	1,117,271,665	1,129,182,890	7,504	7,584
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	995,579,005	1,006,771,853	7,116	7,196
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	1,056,863,272	1,067,668,136	7,825	7,905
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	1,270,743,029	1,284,266,055	7,518	7,598
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	1,128,060,869	1,140,738,907	7,118	7,198
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	1,031,486,151	1,044,204,223	6,488	6,568
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	1,110,891,949	1,120,459,821	6,966	7,026
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	1,063,647,846	1,073,100,061	6,752	6,812
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	902,219,485	909,947,671	7,005	7,065
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	826,315,267	834,200,824	6,287	6,347
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	840,080,690	847,906,877	6,441	6,501
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	856,978,768	864,672,614	6,683	6,743
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	732,562,314	739,968,057	5,935	5,995
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	702,225,622	709,044,937	6,179	6,239
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	670,244,877	676,888,481	6,053	6,113
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	648,952,183	655,119,645	6,313	6,373
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	668,496,442	674,595,434	6,576	6,636
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	676,226,746	682,309,511	6,670	6,730
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	608,370,114	612,323,912	6,155	6,195
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	343,867,633	347,323,237	3,980	4,020
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	364,353,792	367,784,998	4,248	4,288
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	327,675,544	331,114,891	3,811	3,851
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	411,485,747	414,976,059	4,716	4,756
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	399,122,362	402,608,995	4,579	4,619

第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	404, 878, 568	408, 368, 635	4, 640	4, 680
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	398, 810, 248	402, 228, 162	4, 667	4, 707
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	379, 675, 089	383, 025, 732	4, 533	4, 573
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	362, 272, 867	365, 396, 888	4, 639	4, 679
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	379, 720, 803	382, 657, 531	5, 172	5, 212
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	357, 707, 020	360, 476, 551	5, 166	5, 206
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	359, 582, 288	360, 968, 589	5, 188	5, 208
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	355, 644, 914	357, 012, 850	5, 200	5, 220
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	330, 994, 898	332, 292, 475	5, 102	5, 122
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	330, 604, 246	331, 865, 771	5, 241	5, 261
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	354, 406, 615	355, 665, 231	5, 632	5, 652
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	354, 479, 453	355, 726, 214	5, 686	5, 706
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	345, 758, 625	346, 994, 421	5, 596	5, 616
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	353, 701, 381	354, 843, 745	6, 192	6, 212
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	304, 849, 269	305, 943, 457	5, 572	5, 592
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	329, 483, 884	330, 578, 132	6, 022	6, 042
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	304, 898, 082	305, 988, 110	5, 594	5, 614
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	294, 153, 146	295, 200, 067	5, 619	5, 639
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	304, 812, 714	305, 853, 469	5, 858	5, 878
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	286, 665, 900	287, 696, 013	5, 566	5, 586
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	336, 699, 066	337, 708, 771	6, 669	6, 689
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	313, 462, 355	314, 472, 813	6, 204	6, 224
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	292, 638, 158	293, 541, 999	6, 475	6, 495
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	290, 965, 803	291, 870, 121	6, 435	6, 455
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	299, 185, 308	300, 037, 083	7, 025	7, 045
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	316, 527, 837	317, 359, 773	7, 609	7, 629
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	300, 370, 708	301, 199, 288	7, 250	7, 270
	令和 3 年 10 月末日	309, 075, 606	—	5, 649	—
	11 月末日	305, 308, 107	—	5, 602	—
	12 月末日	305, 795, 467	—	5, 682	—
	令和 4 年 1 月末日	276, 306, 145	—	5, 310	—
	2 月末日	296, 174, 164	—	5, 686	—
	3 月末日	337, 479, 008	—	6, 672	—
	4 月末日	316, 766, 528	—	6, 270	—
	5 月末日	337, 107, 236	—	6, 661	—
	6 月末日	295, 377, 017	—	6, 532	—
	7 月末日	286, 380, 692	—	6, 750	—
	8 月末日	312, 175, 373	—	7, 382	—
	9 月末日	289, 310, 659	—	6, 993	—

10 月末日	304,867,428	—	7,469	—
--------	-------------	---	-------	---

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	60 円
第 2 計算期間	60 円
第 3 計算期間	60 円
第 4 計算期間	60 円
第 5 計算期間	60 円
第 6 計算期間	60 円
第 7 計算期間	60 円
第 8 計算期間	60 円
第 9 計算期間	60 円
第 10 計算期間	60 円
第 11 計算期間	60 円
第 12 計算期間	60 円
第 13 計算期間	60 円
第 14 計算期間	60 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円

第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円

第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	20 円
第 87 計算期間	20 円
第 88 計算期間	20 円
第 89 計算期間	20 円
第 90 計算期間	20 円
第 91 計算期間	20 円
第 92 計算期間	20 円
第 93 計算期間	20 円
第 94 計算期間	20 円
第 95 計算期間	20 円
第 96 計算期間	20 円
第 97 計算期間	20 円
第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	20 円
第 100 計算期間	20 円
第 101 計算期間	20 円
第 102 計算期間	20 円
第 103 計算期間	20 円
第 104 計算期間	20 円
第 105 計算期間	20 円
第 106 計算期間	20 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	10.23
第 2 計算期間	△10.78
第 3 計算期間	1.67
第 4 計算期間	2.35
第 5 計算期間	3.55
第 6 計算期間	4.15
第 7 計算期間	△0.23
第 8 計算期間	△0.65

第 9 計算期間	6.90
第 10 計算期間	△6.83
第 11 計算期間	12.59
第 12 計算期間	△0.23
第 13 計算期間	△1.27
第 14 計算期間	△1.13
第 15 計算期間	△2.33
第 16 計算期間	7.24
第 17 計算期間	4.06
第 18 計算期間	3.92
第 19 計算期間	△3.59
第 20 計算期間	△8.03
第 21 計算期間	△22.98
第 22 計算期間	2.81
第 23 計算期間	10.27
第 24 計算期間	△3.73
第 25 計算期間	△11.36
第 26 計算期間	△22.95
第 27 計算期間	29.39
第 28 計算期間	△1.34
第 29 計算期間	△0.27
第 30 計算期間	△2.98
第 31 計算期間	3.73
第 32 計算期間	4.50
第 33 計算期間	△2.74
第 34 計算期間	7.02
第 35 計算期間	1.83
第 36 計算期間	19.79
第 37 計算期間	4.16
第 38 計算期間	4.82
第 39 計算期間	0.96
第 40 計算期間	△8.95
第 41 計算期間	11.89
第 42 計算期間	△6.75
第 43 計算期間	9.03
第 44 計算期間	△0.96
第 45 計算期間	4.66
第 46 計算期間	5.66
第 47 計算期間	2.82
第 48 計算期間	△0.17
第 49 計算期間	6.25

第 50 計算期間	△13.64
第 51 計算期間	2.67
第 52 計算期間	△4.95
第 53 計算期間	1.55
第 54 計算期間	△1.97
第 55 計算期間	△5.79
第 56 計算期間	△5.11
第 57 計算期間	△4.10
第 58 計算期間	11.08
第 59 計算期間	△2.90
第 60 計算期間	△4.25
第 61 計算期間	△7.72
第 62 計算期間	8.29
第 63 計算期間	△2.21
第 64 計算期間	4.63
第 65 計算期間	△9.39
第 66 計算期間	3.40
第 67 計算期間	4.68
第 68 計算期間	△10.29
第 69 計算期間	5.12
第 70 計算期間	△1.06
第 71 計算期間	5.28
第 72 計算期間	5.11
第 73 計算期間	2.34
第 74 計算期間	△7.12
第 75 計算期間	△34.68
第 76 計算期間	7.73
第 77 計算期間	△9.34
第 78 計算期間	24.79
第 79 計算期間	△2.05
第 80 計算期間	2.20
第 81 計算期間	1.44
第 82 計算期間	△2.01
第 83 計算期間	3.22
第 84 計算期間	12.35
第 85 計算期間	0.65
第 86 計算期間	0.81
第 87 計算期間	0.61
第 88 計算期間	△1.50
第 89 計算期間	3.11
第 90 計算期間	7.84

第 91 計算期間	1. 31
第 92 計算期間	△1. 23
第 93 計算期間	11. 00
第 94 計算期間	△9. 68
第 95 計算期間	8. 43
第 96 計算期間	△6. 77
第 97 計算期間	0. 80
第 98 計算期間	4. 60
第 99 計算期間	△4. 64
第 100 計算期間	20. 17
第 101 計算期間	△6. 67
第 102 計算期間	4. 69
第 103 計算期間	△0. 30
第 104 計算期間	9. 47
第 105 計算期間	8. 59
第 106 計算期間	△4. 45

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	6, 300, 585, 614	1, 677, 865, 750	4, 622, 719, 864
第 2 計算期間	413, 413, 085	729, 979, 703	4, 306, 153, 246
第 3 計算期間	42, 380, 227	100, 671, 684	4, 247, 861, 789
第 4 計算期間	143, 593, 352	689, 708, 245	3, 701, 746, 896
第 5 計算期間	137, 681, 794	552, 314, 595	3, 287, 114, 095
第 6 計算期間	95, 980, 678	989, 098, 612	2, 393, 996, 161
第 7 計算期間	54, 290, 530	761, 454, 108	1, 686, 832, 583
第 8 計算期間	23, 092, 742	331, 752, 255	1, 378, 173, 070
第 9 計算期間	47, 915, 688	221, 490, 410	1, 204, 598, 348
第 10 計算期間	5, 982, 632	190, 239, 643	1, 020, 341, 337
第 11 計算期間	64, 586, 576	308, 589, 234	776, 338, 679
第 12 計算期間	31, 041, 891	168, 727, 665	638, 652, 905
第 13 計算期間	24, 398, 992	27, 149, 048	635, 902, 849
第 14 計算期間	43, 527, 243	39, 710, 969	639, 719, 123
第 15 計算期間	8, 435, 651	117, 357, 489	530, 797, 285
第 16 計算期間	93, 305, 268	38, 957, 728	585, 144, 825
第 17 計算期間	52, 073, 079	12, 491, 210	624, 726, 694
第 18 計算期間	138, 824, 231	59, 866, 329	703, 684, 596
第 19 計算期間	38, 318, 793	36, 814, 410	705, 188, 979
第 20 計算期間	65, 981, 614	42, 459, 498	728, 711, 095

第 21 計算期間	67,921,635	59,010,939	737,621,791
第 22 計算期間	40,520,508	13,602,922	764,539,377
第 23 計算期間	118,598,862	10,253,622	872,884,617
第 24 計算期間	21,394,852	44,513,100	849,766,369
第 25 計算期間	10,324,672	34,183,491	825,907,550
第 26 計算期間	26,391,488	13,314,223	838,984,815
第 27 計算期間	2,333,869	1,158,423	840,160,261
第 28 計算期間	8,713,820	16,888,626	831,985,455
第 29 計算期間	18,069,888	54,569,963	795,485,380
第 30 計算期間	26,574,714	20,932,758	801,127,336
第 31 計算期間	2,146,168	48,656,077	754,617,427
第 32 計算期間	19,946,123	6,927,418	767,636,132
第 33 計算期間	25,495,081	7,393,199	785,738,014
第 34 計算期間	12,443,678	18,867,364	779,314,328
第 35 計算期間	147,663,844	39,666,959	887,311,213
第 36 計算期間	322,042,999	154,570,466	1,054,783,746
第 37 計算期間	120,845,369	301,831,372	873,797,743
第 38 計算期間	94,556,130	48,145,748	920,208,125
第 39 計算期間	244,392,605	146,615,357	1,017,985,373
第 40 計算期間	104,184,207	63,401,689	1,058,767,891
第 41 計算期間	219,484,690	13,712,789	1,264,539,792
第 42 計算期間	160,133,067	37,305,432	1,387,367,427
第 43 計算期間	52,560,273	162,178,041	1,277,749,659
第 44 計算期間	144,144,830	139,445,857	1,282,448,632
第 45 計算期間	276,824,787	71,871,164	1,487,402,255
第 46 計算期間	164,089,633	171,131,521	1,480,360,367
第 47 計算期間	162,721,393	82,116,034	1,560,965,726
第 48 計算期間	71,317,920	95,675,620	1,536,608,026
第 49 計算期間	162,580,645	165,173,068	1,534,015,603
第 50 計算期間	64,724,564	63,519,074	1,535,221,093
第 51 計算期間	52,776,155	45,256,067	1,542,741,181
第 52 計算期間	90,082,604	17,796,151	1,615,027,634
第 53 計算期間	1,083,554,471	26,770,020	2,671,812,085
第 54 計算期間	43,643,171	83,228,968	2,632,226,288
第 55 計算期間	2,337,491	1,120,480,362	1,514,083,417
第 56 計算期間	11,229,213	36,409,494	1,488,903,136
第 57 計算期間	2,663,007	92,460,143	1,399,106,000
第 58 計算期間	3,023,476	51,521,361	1,350,608,115
第 59 計算期間	382,147,495	42,377,332	1,690,378,278
第 60 計算期間	57,379,428	163,002,945	1,584,754,761
第 61 計算期間	16,503,899	11,499,634	1,589,759,026

第 62 計算期間	30,634,117	25,747,798	1,594,645,345
第 63 計算期間	27,173,872	46,449,915	1,575,369,302
第 64 計算期間	2,068,145	289,406,379	1,288,031,068
第 65 計算期間	31,100,199	4,871,612	1,314,259,655
第 66 計算期間	2,267,222	12,162,290	1,304,364,587
第 67 計算期間	2,238,179	24,295,048	1,282,307,718
第 68 計算期間	1,982,501	49,999,575	1,234,290,644
第 69 計算期間	2,241,211	99,979,261	1,136,552,594
第 70 計算期間	2,260,837	31,546,069	1,107,267,362
第 71 計算期間	2,339,197	81,696,199	1,027,910,360
第 72 計算期間	2,265,536	13,677,222	1,016,498,674
第 73 計算期間	2,226,098	4,930,581	1,013,794,191
第 74 計算期間	11,427,928	36,772,550	988,449,569
第 75 計算期間	5,664,326	130,212,794	863,901,101
第 76 計算期間	2,265,116	8,364,679	857,801,538
第 77 計算期間	2,037,898	2,484	859,836,952
第 78 計算期間	12,749,253	8,050	872,578,155
第 79 計算期間	1,909,868	2,829,712	871,658,311
第 80 計算期間	1,965,461	1,106,847	872,516,925
第 81 計算期間	1,999,852	20,038,183	854,478,594
第 82 計算期間	2,043,043	18,860,645	837,660,992
第 83 計算期間	1,943,443	58,599,120	781,005,315
第 84 計算期間	1,495,422	48,318,704	734,182,033
第 85 計算期間	2,339,064	44,138,180	692,382,917
第 86 計算期間	1,253,503	485,666	693,150,754
第 87 計算期間	699,901	9,882,427	683,968,228
第 88 計算期間	613,213	35,792,506	648,788,935
第 89 計算期間	606,092	18,632,235	630,762,792
第 90 計算期間	4,164,111	5,618,768	629,308,135
第 91 計算期間	728,224	6,655,641	623,380,718
第 92 計算期間	549,839	6,032,092	617,898,465
第 93 計算期間	607,648	47,323,824	571,182,289
第 94 計算期間	487,859	24,575,987	547,094,161
第 95 計算期間	586,924	557,072	547,124,013
第 96 計算期間	529,420	2,639,246	545,014,187
第 97 計算期間	592,399	22,145,837	523,460,749
第 98 計算期間	560,933	3,643,686	520,377,996
第 99 計算期間	530,672	5,851,890	515,056,778
第 100 計算期間	1,179,700	11,383,481	504,852,997
第 101 計算期間	434,165	57,846	505,229,316
第 102 計算期間	869,786	54,178,196	451,920,906

第 103 計算期間	301,176	62,680	452,159,402
第 104 計算期間	1,888,787	28,160,270	425,887,919
第 105 計算期間	1,539,519	11,459,325	415,968,113
第 106 計算期間	762,142	2,440,196	414,290,059

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	259,707,414	98.23
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,592,063	1.73
純資産総額		264,399,447	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (MXNクラス)	262,198,298	0.94	247,751,171	0.9905	259,707,414	98.23
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.23
親投資信託受益証券	0.04
合計	98.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	1,589,977,535	1,594,073,548	11,645	11,675
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	1,492,649,582	1,497,023,295	10,238	10,268
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	1,425,295,892	1,429,492,586	10,189	10,219
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	1,343,804,396	1,347,899,841	9,844	9,874
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	1,306,531,294	1,310,351,524	10,260	10,290
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	1,268,634,120	1,272,205,608	10,656	10,686
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	971,225,338	973,994,344	10,522	10,552
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	896,020,038	898,578,686	10,506	10,536
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	889,814,458	892,179,880	11,285	11,315
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	767,330,524	769,494,875	10,636	10,666
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	672,366,150	673,973,020	12,553	12,583
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	559,026,491	560,431,914	11,933	11,963
第13計算期間末日 (平成27年1月14日)	515,930,383	517,251,293	11,718	11,748
第14計算期間末日 (平成27年2月16日)	434,357,237	435,446,640	11,961	11,991
第15計算期間末日 (平成27年3月16日)	396,802,272	398,360,838	12,730	12,780
第16計算期間末日 (平成27年4月14日)	351,687,739	353,026,583	13,134	13,184
第17計算期間末日 (平成27年5月14日)	315,793,583	316,990,650	13,190	13,240
第18計算期間末日 (平成27年6月15日)	292,456,803	293,511,924	13,859	13,909
第19計算期間末日 (平成27年7月14日)	270,536,130	271,566,577	13,127	13,177
第20計算期間末日 (平成27年8月14日)	215,369,957	216,211,360	12,798	12,848
第21計算期間末日 (平成27年9月14日)	169,294,323	170,097,301	10,542	10,592
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	156,437,772	157,163,421	10,779	10,829
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	189,595,092	190,418,984	11,506	11,556
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	166,756,996	167,536,539	10,696	10,746
第25計算期間末日 (平成28年1月14日)	154,997,624	155,826,518	9,350	9,400
第26計算期間末日 (平成28年2月15日)	110,294,387	111,124,772	6,641	6,691
第27計算期間末日 (平成28年3月14日)	138,348,777	139,178,761	8,334	8,384
第28計算期間末日 (平成28年4月14日)	134,899,189	135,730,757	8,111	8,161
第29計算期間末日 (平成28年5月16日)	126,477,331	127,304,223	7,648	7,698
第30計算期間末日 (平成28年6月14日)	115,007,033	115,835,463	6,941	6,991
第31計算期間末日 (平成28年7月14日)	114,688,499	115,518,865	6,906	6,956
第32計算期間末日 (平成28年8月15日)	98,949,364	99,669,909	6,866	6,916

第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	93,623,864	94,340,732	6,530	6,580
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	147,131,046	148,213,994	6,793	6,843
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	293,021,299	295,267,856	6,522	6,572
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	314,179,822	316,189,991	7,815	7,865
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	285,566,795	287,513,240	7,336	7,386
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	308,408,052	310,369,700	7,861	7,911
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	385,469,911	387,813,046	8,226	8,276
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	444,661,011	447,527,104	7,757	7,807
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	574,227,028	577,592,855	8,530	8,580
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	637,971,090	641,668,949	8,626	8,676
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	709,135,494	713,000,310	9,174	9,224
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	581,230,125	584,543,318	8,771	8,821
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	456,236,383	458,729,056	9,152	9,202
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	354,001,696	355,938,513	9,139	9,189
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	316,152,649	317,799,798	9,597	9,647
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	310,800,525	312,416,616	9,616	9,666
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	317,354,962	318,946,888	9,968	10,018
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	289,583,915	291,194,285	8,991	9,041
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	275,468,706	276,982,890	9,096	9,146
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	271,399,716	272,858,958	9,299	9,349
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	257,038,574	258,428,153	9,249	9,299
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	243,311,487	244,698,945	8,768	8,818
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	244,484,450	245,777,726	9,452	9,502
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	217,686,405	218,916,888	8,846	8,896
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	212,925,221	214,079,906	9,220	9,270
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	190,575,651	191,604,357	9,263	9,313
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	171,073,581	172,104,920	8,294	8,344
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	169,209,417	170,244,362	8,175	8,225
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	158,383,991	159,422,635	7,625	7,675
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	166,802,814	167,823,414	8,172	8,222
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	167,057,824	168,082,164	8,154	8,204
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	181,944,350	182,972,432	8,849	8,899
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	166,881,811	167,913,206	8,090	8,140
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	170,938,645	172,005,127	8,014	8,064
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	175,274,222	176,344,665	8,187	8,237
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	162,079,998	163,154,272	7,544	7,594
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	175,937,089	177,015,649	8,156	8,206
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	176,486,184	177,568,502	8,153	8,203
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	187,810,032	188,896,244	8,645	8,695
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	198,231,587	199,321,381	9,095	9,145
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	203,971,137	205,063,183	9,339	9,389

第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	203, 227, 501	204, 324, 682	9, 261	9, 311
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	123, 537, 487	124, 628, 176	5, 663	5, 713
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	129, 030, 623	130, 100, 975	6, 027	6, 077
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	130, 902, 174	131, 963, 755	6, 165	6, 215
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	149, 491, 453	150, 548, 934	7, 068	7, 118
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	154, 299, 155	155, 361, 357	7, 263	7, 313
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	156, 806, 376	157, 853, 657	7, 486	7, 536
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	163, 549, 136	164, 599, 261	7, 787	7, 837
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	168, 128, 317	169, 182, 690	7, 973	8, 023
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	178, 583, 117	179, 639, 844	8, 450	8, 500
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	188, 206, 018	189, 266, 080	8, 877	8, 927
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	201, 383, 262	202, 447, 000	9, 466	9, 516
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	204, 016, 016	205, 082, 945	9, 561	9, 611
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	197, 394, 818	198, 424, 275	9, 587	9, 637
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	205, 749, 368	206, 781, 357	9, 969	10, 019
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	196, 190, 532	197, 225, 387	9, 479	9, 529
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	208, 224, 355	209, 262, 365	10, 030	10, 080
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	210, 987, 557	212, 028, 605	10, 133	10, 183
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	212, 581, 510	213, 625, 671	10, 180	10, 230
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	221, 126, 945	222, 118, 668	11, 149	11, 199
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	203, 166, 117	204, 160, 682	10, 214	10, 264
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	217, 085, 558	218, 083, 224	10, 880	10, 930
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	206, 680, 887	207, 681, 458	10, 328	10, 378
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	200, 786, 259	201, 758, 180	10, 329	10, 379
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	182, 012, 060	182, 916, 197	10, 066	10, 116
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	163, 825, 365	164, 732, 686	9, 028	9, 078
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	193, 843, 860	194, 754, 396	10, 644	10, 694
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	191, 701, 624	192, 613, 902	10, 507	10, 557
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	211, 683, 322	212, 662, 334	10, 811	10, 861
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	217, 700, 889	218, 683, 063	11, 083	11, 133
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	233, 883, 806	234, 868, 400	11, 877	11, 927
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	258, 305, 359	259, 307, 443	12, 888	12, 938
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	253, 940, 073	254, 951, 040	12, 559	12, 609
	令和 3 年 10 月末日	212, 785, 441	—	10, 665	—
	11 月末日	197, 640, 372	—	9, 872	—
	12 月末日	207, 610, 532	—	10, 678	—
	令和 4 年 1 月末日	168, 042, 852	—	9, 295	—
	2 月末日	175, 538, 281	—	9, 675	—
	3 月末日	196, 922, 257	—	10, 813	—
	4 月末日	189, 343, 968	—	10, 378	—

5 月末日	197, 173, 228	—	10, 773	—
6 月末日	221, 862, 533	—	11, 290	—
7 月末日	225, 788, 939	—	11, 467	—
8 月末日	242, 286, 345	—	12, 251	—
9 月末日	248, 002, 386	—	12, 279	—
10 月末日	264, 399, 447	—	13, 145	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	30 円
第 2 計算期間	30 円
第 3 計算期間	30 円
第 4 計算期間	30 円
第 5 計算期間	30 円
第 6 計算期間	30 円
第 7 計算期間	30 円
第 8 計算期間	30 円
第 9 計算期間	30 円
第 10 計算期間	30 円
第 11 計算期間	30 円
第 12 計算期間	30 円
第 13 計算期間	30 円
第 14 計算期間	30 円
第 15 計算期間	50 円
第 16 計算期間	50 円
第 17 計算期間	50 円
第 18 計算期間	50 円
第 19 計算期間	50 円
第 20 計算期間	50 円
第 21 計算期間	50 円
第 22 計算期間	50 円
第 23 計算期間	50 円
第 24 計算期間	50 円
第 25 計算期間	50 円
第 26 計算期間	50 円
第 27 計算期間	50 円
第 28 計算期間	50 円
第 29 計算期間	50 円
第 30 計算期間	50 円

第 31 計算期間	50 円
第 32 計算期間	50 円
第 33 計算期間	50 円
第 34 計算期間	50 円
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	50 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	50 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円
第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円

第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	50 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	16.75
第 2 計算期間	△11.82

第 3 計算期間	△0.18
第 4 計算期間	△3.09
第 5 計算期間	4.53
第 6 計算期間	4.15
第 7 計算期間	△0.97
第 8 計算期間	0.13
第 9 計算期間	7.70
第 10 計算期間	△5.48
第 11 計算期間	18.30
第 12 計算期間	△4.70
第 13 計算期間	△1.55
第 14 計算期間	2.32
第 15 計算期間	6.84
第 16 計算期間	3.56
第 17 計算期間	0.80
第 18 計算期間	5.45
第 19 計算期間	△4.92
第 20 計算期間	△2.12
第 21 計算期間	△17.23
第 22 計算期間	2.72
第 23 計算期間	7.20
第 24 計算期間	△6.60
第 25 計算期間	△12.11
第 26 計算期間	△28.43
第 27 計算期間	26.24
第 28 計算期間	△2.07
第 29 計算期間	△5.09
第 30 計算期間	△8.59
第 31 計算期間	0.21
第 32 計算期間	0.14
第 33 計算期間	△4.16
第 34 計算期間	4.79
第 35 計算期間	△3.25
第 36 計算期間	20.59
第 37 計算期間	△5.48
第 38 計算期間	7.83
第 39 計算期間	5.27
第 40 計算期間	△5.09
第 41 計算期間	10.60
第 42 計算期間	1.71
第 43 計算期間	6.93

第 44 計算期間	△3.84
第 45 計算期間	4.91
第 46 計算期間	0.40
第 47 計算期間	5.55
第 48 計算期間	0.71
第 49 計算期間	4.18
第 50 計算期間	△9.29
第 51 計算期間	1.72
第 52 計算期間	2.78
第 53 計算期間	0.00
第 54 計算期間	△4.65
第 55 計算期間	8.37
第 56 計算期間	△5.88
第 57 計算期間	4.79
第 58 計算期間	1.00
第 59 計算期間	△9.92
第 60 計算期間	△0.83
第 61 計算期間	△6.11
第 62 計算期間	7.82
第 63 計算期間	0.39
第 64 計算期間	9.13
第 65 計算期間	△8.01
第 66 計算期間	△0.32
第 67 計算期間	2.78
第 68 計算期間	△7.24
第 69 計算期間	8.77
第 70 計算期間	0.57
第 71 計算期間	6.64
第 72 計算期間	5.78
第 73 計算期間	3.23
第 74 計算期間	△0.29
第 75 計算期間	△38.31
第 76 計算期間	7.31
第 77 計算期間	3.11
第 78 計算期間	15.45
第 79 計算期間	3.46
第 80 計算期間	3.75
第 81 計算期間	4.68
第 82 計算期間	3.03
第 83 計算期間	6.60
第 84 計算期間	5.64

第 85 計算期間	7.19
第 86 計算期間	1.53
第 87 計算期間	0.79
第 88 計算期間	4.50
第 89 計算期間	△4.41
第 90 計算期間	6.34
第 91 計算期間	1.52
第 92 計算期間	0.95
第 93 計算期間	10.00
第 94 計算期間	△7.93
第 95 計算期間	7.00
第 96 計算期間	△4.61
第 97 計算期間	0.49
第 98 計算期間	△2.06
第 99 計算期間	△9.81
第 100 計算期間	18.45
第 101 計算期間	△0.81
第 102 計算期間	3.36
第 103 計算期間	2.97
第 104 計算期間	7.61
第 105 計算期間	8.93
第 106 計算期間	△2.16

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	1,603,777,417	238,439,610	1,365,337,807
第 2 計算期間	169,577,619	77,010,855	1,457,904,571
第 3 計算期間	22,993,355	81,999,764	1,398,898,162
第 4 計算期間	30,083,008	63,832,693	1,365,148,477
第 5 計算期間	10,742,700	102,481,138	1,273,410,039
第 6 計算期間	46,830,650	129,744,434	1,190,496,255
第 7 計算期間	44,421,017	311,915,088	923,002,184
第 8 計算期間	25,847,485	95,966,756	852,882,913
第 9 計算期間	19,130,882	83,539,600	788,474,195
第 10 計算期間	2,954,804	69,978,524	721,450,475
第 11 計算期間	423,700	186,250,526	535,623,649
第 12 計算期間	3,954,269	71,103,253	468,474,665
第 13 計算期間	179,786	28,350,821	440,303,630
第 14 計算期間	179,784	77,348,854	363,134,560

第 15 計算期間	176,493	51,597,738	311,713,315
第 16 計算期間	7,616,717	51,561,181	267,768,851
第 17 計算期間	176,363	28,531,784	239,413,430
第 18 計算期間	129,412	28,518,603	211,024,239
第 19 計算期間	182,337	5,117,018	206,089,558
第 20 計算期間	927,903	38,736,844	168,280,617
第 21 計算期間	168,878	7,853,733	160,595,762
第 22 計算期間	219,685	15,685,527	145,129,920
第 23 計算期間	19,648,488	—	164,778,408
第 24 計算期間	136,155	9,005,813	155,908,750
第 25 計算期間	18,313,473	8,443,329	165,778,894
第 26 計算期間	298,287	—	166,077,181
第 27 計算期間	394,478	474,732	165,996,927
第 28 計算期間	316,709	—	166,313,636
第 29 計算期間	327,369	1,262,493	165,378,512
第 30 計算期間	349,325	41,712	165,686,125
第 31 計算期間	387,124	—	166,073,249
第 32 計算期間	625,250	22,589,470	144,109,029
第 33 計算期間	253,701	989,086	143,373,644
第 34 計算期間	74,042,647	826,623	216,589,668
第 35 計算期間	232,721,910	—	449,311,578
第 36 計算期間	120,947,833	168,225,558	402,033,853
第 37 計算期間	7,384,859	20,129,624	389,289,088
第 38 計算期間	12,310,777	9,270,152	392,329,713
第 39 計算期間	121,139,162	44,841,800	468,627,075
第 40 計算期間	124,893,818	20,302,154	573,218,739
第 41 計算期間	134,930,528	34,983,715	673,165,552
第 42 計算期間	199,133,789	132,727,508	739,571,833
第 43 計算期間	162,913,114	129,521,628	772,963,319
第 44 計算期間	12,678,726	123,003,265	662,638,780
第 45 計算期間	28,772,980	192,877,088	498,534,672
第 46 計算期間	11,362,744	122,533,984	387,363,432
第 47 計算期間	613,448	58,546,955	329,429,925
第 48 計算期間	2,547,014	8,758,692	323,218,247
第 49 計算期間	7,998,634	12,831,484	318,385,397
第 50 計算期間	3,688,744	115	322,074,026
第 51 計算期間	4,903,165	24,140,225	302,836,966
第 52 計算期間	610,707	11,599,218	291,848,455
第 53 計算期間	586,287	14,518,883	277,915,859
第 54 計算期間	664,501	1,088,729	277,491,631
第 55 計算期間	647,510	19,483,783	258,655,358

第 56 計算期間	622, 531	13, 181, 248	246, 096, 641
第 57 計算期間	649, 533	15, 808, 984	230, 937, 190
第 58 計算期間	685, 376	25, 881, 228	205, 741, 338
第 59 計算期間	615, 709	89, 113	206, 267, 934
第 60 計算期間	749, 202	28, 050	206, 989, 086
第 61 計算期間	740, 980	1, 091	207, 728, 975
第 62 計算期間	782, 664	4, 391, 581	204, 120, 058
第 63 計算期間	748, 048	—	204, 868, 106
第 64 計算期間	752, 908	4, 550	205, 616, 464
第 65 計算期間	663, 097	406	206, 279, 155
第 66 計算期間	7, 072, 796	55, 498	213, 296, 453
第 67 計算期間	794, 984	2, 678	214, 088, 759
第 68 計算期間	766, 230	60	214, 854, 929
第 69 計算期間	857, 721	485	215, 712, 165
第 70 計算期間	773, 682	22, 237	216, 463, 610
第 71 計算期間	784, 800	5, 975	217, 242, 435
第 72 計算期間	717, 381	1, 000	217, 958, 816
第 73 計算期間	795, 904	345, 453	218, 409, 267
第 74 計算期間	1, 029, 865	2, 755	219, 436, 377
第 75 計算期間	710, 979	2, 009, 385	218, 137, 971
第 76 計算期間	1, 275, 797	5, 343, 221	214, 070, 547
第 77 計算期間	1, 110, 333	2, 864, 656	212, 316, 224
第 78 計算期間	1, 564, 659	2, 384, 598	211, 496, 285
第 79 計算期間	949, 191	4, 993	212, 440, 483
第 80 計算期間	932, 576	3, 916, 688	209, 456, 371
第 81 計算期間	867, 480	298, 780	210, 025, 071
第 82 計算期間	902, 526	52, 902	210, 874, 695
第 83 計算期間	785, 308	314, 534	211, 345, 469
第 84 計算期間	738, 077	71, 062	212, 012, 484
第 85 計算期間	739, 751	4, 563	212, 747, 672
第 86 計算期間	678, 194	40, 008	213, 385, 858
第 87 計算期間	725, 121	8, 219, 390	205, 891, 589
第 88 計算期間	649, 004	142, 628	206, 397, 965
第 89 計算期間	640, 060	67, 019	206, 971, 006
第 90 計算期間	677, 117	46, 052	207, 602, 071
第 91 計算期間	673, 692	66, 130	208, 209, 633
第 92 計算期間	702, 710	79, 948	208, 832, 395
第 93 計算期間	673, 687	11, 161, 467	198, 344, 615
第 94 計算期間	583, 050	14, 516	198, 913, 149
第 95 計算期間	629, 397	9, 256	199, 533, 290
第 96 計算期間	722, 226	141, 197	200, 114, 319

第 97 計算期間	652,600	6,382,679	194,384,240
第 98 計算期間	656,504	14,213,182	180,827,562
第 99 計算期間	639,270	2,552	181,464,280
第 100 計算期間	708,356	65,253	182,107,383
第 101 計算期間	645,121	296,888	182,455,616
第 102 計算期間	13,416,756	69,841	195,802,531
第 103 計算期間	744,925	112,603	196,434,853
第 104 計算期間	699,085	214,960	196,918,978
第 105 計算期間	4,113,721	615,761	200,416,938
第 106 計算期間	3,782,434	2,005,852	202,193,520

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	197,014,233	98.12
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,774,442	1.88
純資産総額		200,798,672	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (TRYクラス)	1,085,477,869	0.17	189,774,693	0.1815	197,014,233	98.12
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	147,916,424	148,608,866	10,681	10,731
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	246,930,344	248,208,771	9,658	9,708
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	241,609,176	242,890,494	9,428	9,478
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	215,086,786	216,214,821	9,534	9,584
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	205,833,623	206,857,048	10,056	10,106
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	149,493,566	150,220,790	10,278	10,328
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	118,303,233	118,884,731	10,172	10,222
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	107,437,068	107,967,450	10,128	10,178
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	100,605,998	101,072,834	10,775	10,825
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	85,425,805	85,852,894	10,001	10,051
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	83,598,471	83,943,346	12,120	12,170
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	54,796,494	55,021,457	12,179	12,229
第13計算期間末日 (平成27年1月14日)	54,810,810	55,042,029	11,853	11,903
第14計算期間末日 (平成27年2月16日)	53,027,628	53,258,988	11,460	11,510
第15計算期間末日 (平成27年3月16日)	52,658,655	52,922,738	11,964	12,024
第16計算期間末日 (平成27年4月14日)	40,345,431	40,545,335	12,109	12,169
第17計算期間末日 (平成27年5月14日)	45,999,436	46,222,863	12,353	12,413
第18計算期間末日 (平成27年6月15日)	52,395,497	52,642,479	12,729	12,789
第19計算期間末日 (平成27年7月14日)	36,524,416	36,696,125	12,763	12,823
第20計算期間末日 (平成27年8月14日)	35,053,435	35,225,355	12,234	12,294
第21計算期間末日 (平成27年9月14日)	27,722,470	27,894,891	9,647	9,707
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	29,071,326	29,244,253	10,087	10,147
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	32,692,783	32,865,893	11,331	11,391
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	28,547,268	28,708,821	10,602	10,662
第25計算期間末日 (平成28年1月14日)	25,473,403	25,635,144	9,450	9,510

第26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	14,990,745	15,114,137	7,289	7,349
第27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	15,354,295	15,460,289	8,692	8,752
第28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	14,989,978	15,096,157	8,471	8,531
第29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	14,177,377	14,283,740	7,997	8,057
第30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	13,677,175	13,783,727	7,702	7,762
第31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	13,508,204	13,614,917	7,595	7,655
第32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	10,010,956	10,092,208	7,392	7,452
第33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	9,928,702	10,009,908	7,336	7,396
第34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	9,932,012	10,013,384	7,323	7,383
第35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	9,980,405	10,061,862	7,351	7,411
第36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	10,995,185	11,076,657	8,097	8,157
第37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	10,291,168	10,372,733	7,570	7,630
第38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	13,134,327	13,235,679	7,775	7,835
第39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	25,795,371	25,994,949	7,755	7,815
第40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	94,162,733	94,961,168	7,076	7,136
第41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	149,201,688	150,306,359	8,104	8,164
第42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	176,498,543	177,810,150	8,074	8,134
第43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	202,795,201	204,251,582	8,355	8,415
第44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	243,897,397	245,686,007	8,182	8,242
第45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	374,128,102	376,740,258	8,594	8,654
第46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	609,365,459	613,599,048	8,636	8,696
第47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	727,794,656	732,849,206	8,639	8,699
第48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	870,859,306	876,828,838	8,753	8,813
第49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	953,241,843	959,441,347	9,226	9,286
第50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	847,641,303	853,958,675	8,051	8,111
第51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	902,172,358	908,928,493	8,012	8,072
第52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	824,880,271	831,434,960	7,551	7,611
第53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	832,813,533	839,360,796	7,632	7,692
第54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	713,675,367	719,590,297	7,239	7,299
第55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	630,142,163	635,618,379	6,904	6,964
第56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	326,099,038	330,408,071	4,541	4,601
第57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	369,210,033	373,458,600	5,214	5,274
第58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	545,401,161	551,353,970	5,497	5,557
第59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	610,272,912	616,611,068	5,777	5,837
第60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	698,521,733	705,706,617	5,833	5,893
第61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	590,000,952	597,027,168	5,038	5,098
第62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	676,394,502	683,464,376	5,740	5,800
第63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	685,208,494	692,636,124	5,535	5,595
第64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	734,846,213	742,673,728	5,633	5,693
第65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	653,355,784	661,191,713	5,003	5,063
第66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	681,020,019	688,876,570	5,201	5,261

第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	709, 169, 770	717, 030, 385	5, 413	5, 473
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	696, 991, 913	704, 924, 226	5, 272	5, 332
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	733, 068, 971	740, 907, 128	5, 612	5, 672
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	626, 227, 573	633, 194, 158	5, 393	5, 453
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	666, 837, 300	673, 620, 792	5, 898	5, 958
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	638, 789, 558	645, 185, 719	5, 992	6, 052
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	633, 703, 162	640, 024, 086	6, 015	6, 075
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	579, 320, 456	585, 379, 733	5, 737	5, 797
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	392, 579, 696	398, 595, 119	3, 916	3, 976
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	428, 200, 711	434, 248, 709	4, 248	4, 308
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	435, 122, 741	441, 213, 062	4, 287	4, 347
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	469, 907, 059	475, 973, 525	4, 648	4, 708
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	268, 281, 565	271, 667, 407	4, 754	4, 814
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	216, 263, 616	219, 098, 495	4, 577	4, 637
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	197, 131, 509	199, 787, 820	4, 453	4, 513
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	184, 134, 845	186, 682, 612	4, 336	4, 396
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	184, 799, 184	187, 249, 974	4, 524	4, 584
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	158, 184, 508	160, 270, 921	4, 549	4, 609
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	174, 008, 998	176, 073, 836	5, 056	5, 116
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	188, 566, 662	189, 947, 248	5, 463	5, 503
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	172, 455, 028	173, 754, 829	5, 307	5, 347
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	156, 460, 042	157, 700, 620	5, 045	5, 085
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	140, 571, 431	141, 781, 662	4, 646	4, 686
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	361, 309, 059	364, 212, 904	4, 977	5, 017
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	359, 517, 238	362, 426, 113	4, 944	4, 984
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	151, 873, 089	153, 088, 891	4, 997	5, 037
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	128, 619, 520	129, 541, 903	5, 578	5, 618
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	249, 619, 451	251, 615, 088	5, 003	5, 043
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	238, 305, 665	240, 270, 655	4, 851	4, 891
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	161, 143, 061	163, 107, 301	3, 282	3, 322
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	193, 973, 801	195, 843, 784	4, 149	4, 189
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	191, 808, 580	193, 694, 729	4, 068	4, 108
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	160, 343, 900	162, 244, 927	3, 374	3, 414
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	189, 445, 876	191, 355, 977	3, 967	4, 007
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	178, 818, 230	180, 738, 058	3, 726	3, 766
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	171, 084, 902	173, 024, 596	3, 528	3, 568
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	190, 326, 319	192, 341, 025	3, 779	3, 819
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	190, 830, 121	192, 797, 081	3, 881	3, 921
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	204, 028, 953	205, 949, 727	4, 249	4, 289
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	191, 920, 786	193, 772, 629	4, 146	4, 186

令和 3 年 10 月末日	246, 107, 646	—	4, 932	—
11 月末日	176, 937, 757	—	3, 558	—
12 月末日	214, 165, 331	—	4, 590	—
令和 4 年 1 月末日	180, 693, 073	—	3, 828	—
2 月末日	175, 845, 723	—	3, 699	—
3 月末日	191, 864, 712	—	4, 003	—
4 月末日	188, 837, 696	—	3, 923	—
5 月末日	173, 794, 591	—	3, 600	—
6 月末日	198, 201, 280	—	3, 919	—
7 月末日	184, 331, 133	—	3, 750	—
8 月末日	194, 801, 400	—	4, 052	—
9 月末日	194, 149, 115	—	4, 015	—
10 月末日	200, 798, 672	—	4, 298	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	50 円
第 2 計算期間	50 円
第 3 計算期間	50 円
第 4 計算期間	50 円
第 5 計算期間	50 円
第 6 計算期間	50 円
第 7 計算期間	50 円
第 8 計算期間	50 円
第 9 計算期間	50 円
第 10 計算期間	50 円
第 11 計算期間	50 円
第 12 計算期間	50 円
第 13 計算期間	50 円
第 14 計算期間	50 円
第 15 計算期間	60 円
第 16 計算期間	60 円
第 17 計算期間	60 円
第 18 計算期間	60 円
第 19 計算期間	60 円
第 20 計算期間	60 円
第 21 計算期間	60 円
第 22 計算期間	60 円

第 23 計算期間	60 円
第 24 計算期間	60 円
第 25 計算期間	60 円
第 26 計算期間	60 円
第 27 計算期間	60 円
第 28 計算期間	60 円
第 29 計算期間	60 円
第 30 計算期間	60 円
第 31 計算期間	60 円
第 32 計算期間	60 円
第 33 計算期間	60 円
第 34 計算期間	60 円
第 35 計算期間	60 円
第 36 計算期間	60 円
第 37 計算期間	60 円
第 38 計算期間	60 円
第 39 計算期間	60 円
第 40 計算期間	60 円
第 41 計算期間	60 円
第 42 計算期間	60 円
第 43 計算期間	60 円
第 44 計算期間	60 円
第 45 計算期間	60 円
第 46 計算期間	60 円
第 47 計算期間	60 円
第 48 計算期間	60 円
第 49 計算期間	60 円
第 50 計算期間	60 円
第 51 計算期間	60 円
第 52 計算期間	60 円
第 53 計算期間	60 円
第 54 計算期間	60 円
第 55 計算期間	60 円
第 56 計算期間	60 円
第 57 計算期間	60 円
第 58 計算期間	60 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円

第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	60 円
第 75 計算期間	60 円
第 76 計算期間	60 円
第 77 計算期間	60 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円

第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	7.31
第 2 計算期間	△9.10
第 3 計算期間	△1.86
第 4 計算期間	1.65
第 5 計算期間	5.99
第 6 計算期間	2.70
第 7 計算期間	△0.54
第 8 計算期間	0.05
第 9 計算期間	6.88
第 10 計算期間	△6.71
第 11 計算期間	21.68
第 12 計算期間	0.89
第 13 計算期間	△2.26
第 14 計算期間	△2.89
第 15 計算期間	4.92
第 16 計算期間	1.71
第 17 計算期間	2.51
第 18 計算期間	3.52
第 19 計算期間	0.73
第 20 計算期間	△3.67
第 21 計算期間	△20.65
第 22 計算期間	5.18
第 23 計算期間	12.92
第 24 計算期間	△5.90
第 25 計算期間	△10.29
第 26 計算期間	△22.23
第 27 計算期間	20.07
第 28 計算期間	△1.85
第 29 計算期間	△4.88
第 30 計算期間	△2.93
第 31 計算期間	△0.61
第 32 計算期間	△1.88
第 33 計算期間	0.05
第 34 計算期間	0.64
第 35 計算期間	1.20

第 36 計算期間	10.96
第 37 計算期間	△5.76
第 38 計算期間	3.50
第 39 計算期間	0.51
第 40 計算期間	△7.98
第 41 計算期間	15.37
第 42 計算期間	0.37
第 43 計算期間	4.22
第 44 計算期間	△1.35
第 45 計算期間	5.76
第 46 計算期間	1.18
第 47 計算期間	0.72
第 48 計算期間	2.01
第 49 計算期間	6.08
第 50 計算期間	△12.08
第 51 計算期間	0.26
第 52 計算期間	△5.00
第 53 計算期間	1.86
第 54 計算期間	△4.36
第 55 計算期間	△3.79
第 56 計算期間	△33.35
第 57 計算期間	16.14
第 58 計算期間	6.57
第 59 計算期間	6.18
第 60 計算期間	2.00
第 61 計算期間	△12.60
第 62 計算期間	15.12
第 63 計算期間	△2.52
第 64 計算期間	2.85
第 65 計算期間	△10.11
第 66 計算期間	5.15
第 67 計算期間	5.22
第 68 計算期間	△1.49
第 69 計算期間	7.58
第 70 計算期間	△2.83
第 71 計算期間	10.47
第 72 計算期間	2.61
第 73 計算期間	1.38
第 74 計算期間	△3.62
第 75 計算期間	△30.69
第 76 計算期間	10.01

第 77 計算期間	2.33
第 78 計算期間	9.82
第 79 計算期間	3.57
第 80 計算期間	△2.46
第 81 計算期間	△1.39
第 82 計算期間	△1.28
第 83 計算期間	5.71
第 84 計算期間	1.87
第 85 計算期間	12.46
第 86 計算期間	8.84
第 87 計算期間	△2.12
第 88 計算期間	△4.18
第 89 計算期間	△7.11
第 90 計算期間	7.98
第 91 計算期間	0.14
第 92 計算期間	1.88
第 93 計算期間	12.42
第 94 計算期間	△9.59
第 95 計算期間	△2.23
第 96 計算期間	△31.51
第 97 計算期間	27.63
第 98 計算期間	△0.98
第 99 計算期間	△16.07
第 100 計算期間	18.76
第 101 計算期間	△5.06
第 102 計算期間	△4.24
第 103 計算期間	8.24
第 104 計算期間	3.75
第 105 計算期間	10.51
第 106 計算期間	△1.48

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	211,888,060	73,399,488	138,488,572
第 2 計算期間	117,197,011	—	255,685,583
第 3 計算期間	578,097	—	256,263,680
第 4 計算期間	615,820	31,272,420	225,607,080
第 5 計算期間	622,012	21,544,067	204,685,025
第 6 計算期間	6,335,216	65,575,356	145,444,885

第 7 計算期間	247,863	29,393,133	116,299,615
第 8 計算期間	6,916,087	17,139,230	106,076,472
第 9 計算期間	195,600	12,904,726	93,367,346
第 10 計算期間	161,660	8,111,197	85,417,809
第 11 計算期間	191,900	16,634,633	68,975,076
第 12 計算期間	78,338	24,060,779	44,992,635
第 13 計算期間	7,954,510	6,703,232	46,243,913
第 14 計算期間	28,216	—	46,272,129
第 15 計算期間	29,282	2,287,435	44,013,976
第 16 計算期間	24,630	10,721,162	33,317,444
第 17 計算期間	3,939,937	19,462	37,237,919
第 18 計算期間	3,925,837	—	41,163,756
第 19 計算期間	19,853	12,565,314	28,618,295
第 20 計算期間	35,808	762	28,653,341
第 21 計算期間	83,518	—	28,736,859
第 22 計算期間	84,327	—	28,821,186
第 23 計算期間	30,494	—	28,851,680
第 24 計算期間	27,253	1,953,380	26,925,553
第 25 計算期間	31,321	—	26,956,874
第 26 計算期間	34,858	6,426,398	20,565,334
第 27 計算期間	35,067	2,934,589	17,665,812
第 28 計算期間	30,802	—	17,696,614
第 29 計算期間	30,677	—	17,727,291
第 30 計算期間	31,474	—	17,758,765
第 31 計算期間	35,459	8,705	17,785,519
第 32 計算期間	33,599	4,276,969	13,542,149
第 33 計算期間	2,702	10,365	13,534,486
第 34 計算期間	27,665	—	13,562,151
第 35 計算期間	14,052	—	13,576,203
第 36 計算期間	2,584	—	13,578,787
第 37 計算期間	15,488	—	13,594,275
第 38 計算期間	3,328,580	30,846	16,892,009
第 39 計算期間	16,372,315	1,246	33,263,078
第 40 計算期間	99,810,778	1,250	133,072,606
第 41 計算期間	51,039,252	—	184,111,858
第 42 計算期間	34,489,318	—	218,601,176
第 43 計算期間	66,067,102	41,938,040	242,730,238
第 44 計算期間	55,372,926	1,376	298,101,788
第 45 計算期間	185,250,632	47,993,069	435,359,351
第 46 計算期間	300,776,058	30,537,188	705,598,221
第 47 計算期間	143,328,037	6,501,105	842,425,153

第 48 計算期間	169,701,962	17,205,049	994,922,066
第 49 計算期間	43,106,483	4,777,846	1,033,250,703
第 50 計算期間	52,493,756	32,849,100	1,052,895,359
第 51 計算期間	78,137,545	5,010,350	1,126,022,554
第 52 計算期間	3,697,272	37,271,655	1,092,448,171
第 53 計算期間	18,138,283	19,375,794	1,091,210,660
第 54 計算期間	14,956,718	120,345,665	985,821,713
第 55 計算期間	2,554,694	75,673,582	912,702,825
第 56 計算期間	2,376,554	196,907,201	718,172,178
第 57 計算期間	7,260,068	17,337,587	708,094,659
第 58 計算期間	370,570,542	86,530,202	992,134,999
第 59 計算期間	69,732,225	5,507,869	1,056,359,355
第 60 計算期間	159,754,127	18,632,729	1,197,480,753
第 61 計算期間	15,302,809	41,747,434	1,171,036,128
第 62 計算期間	18,496,810	11,220,450	1,178,312,488
第 63 計算期間	75,806,577	16,180,626	1,237,938,439
第 64 計算期間	145,743,137	79,095,653	1,304,585,923
第 65 計算期間	6,968,397	5,566,004	1,305,988,316
第 66 計算期間	8,804,585	5,367,648	1,309,425,253
第 67 計算期間	9,062,422	8,385,011	1,310,102,664
第 68 計算期間	13,834,188	1,884,626	1,322,052,226
第 69 計算期間	8,189,375	23,882,040	1,306,359,561
第 70 計算期間	7,098,284	152,360,292	1,161,097,553
第 71 計算期間	6,144,227	36,659,723	1,130,582,057
第 72 計算期間	5,343,569	69,898,715	1,066,026,911
第 73 計算期間	9,144,290	21,683,854	1,053,487,347
第 74 計算期間	4,874,095	48,481,829	1,009,879,613
第 75 計算期間	5,296,925	12,606,032	1,002,570,506
第 76 計算期間	11,063,702	5,634,462	1,007,999,746
第 77 計算期間	7,979,261	925,449	1,015,053,558
第 78 計算期間	9,065,948	13,041,747	1,011,077,759
第 79 計算期間	7,393,654	454,164,247	564,307,166
第 80 計算期間	1,639,332	93,466,558	472,479,940
第 81 計算期間	1,497,308	31,258,687	442,718,561
第 82 計算期間	1,542,388	19,633,023	424,627,926
第 83 計算期間	1,509,476	17,672,255	408,465,147
第 84 計算期間	1,488,954	62,218,590	347,735,511
第 85 計算期間	4,928,313	8,524,018	344,139,806
第 86 計算期間	1,323,485	316,788	345,146,503
第 87 計算期間	1,513,752	21,709,883	324,950,372
第 88 計算期間	2,022,967	16,828,800	310,144,539

第 89 計算期間	981,834	8,568,484	302,557,889
第 90 計算期間	423,505,552	102,059	725,961,382
第 91 計算期間	3,974,439	2,717,052	727,218,769
第 92 計算期間	418,574,037	841,842,219	303,950,587
第 93 計算期間	987,820	74,342,618	230,595,789
第 94 計算期間	297,878,255	29,564,709	498,909,335
第 95 計算期間	3,258,896	10,920,515	491,247,716
第 96 計算期間	8,759,965	8,947,554	491,060,127
第 97 計算期間	11,057,296	34,621,601	467,495,822
第 98 計算期間	5,726,181	1,684,719	471,537,284
第 99 計算期間	4,043,144	323,549	475,256,879
第 100 計算期間	7,064,652	4,796,094	477,525,437
第 101 計算期間	5,314,126	2,882,340	479,957,223
第 102 計算期間	6,285,076	1,318,650	484,923,649
第 103 計算期間	20,890,749	2,137,794	503,676,604
第 104 計算期間	4,468,033	16,404,459	491,740,178
第 105 計算期間	4,498,425	16,044,953	480,193,650
第 106 計算期間	4,603,590	21,836,468	462,960,772

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,078,311,755	98.07
親投資信託受益証券	日本	10,023	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	21,205,414	1.93
純資産総額		1,099,527,192	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (RUBクラス)	2,720,948,158	0.36	979,541,336	0.3963	1,078,311,755	98.07
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	1.0038	10,023	1.0038	10,023	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.07
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 14 日)	79,826,850	80,182,338	11,228	11,278
第 2 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 14 日)	67,554,871	67,910,905	9,487	9,537
第 3 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 14 日)	48,777,312	49,046,979	9,044	9,094
第 4 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 14 日)	35,474,743	35,675,259	8,846	8,896
第 5 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 14 日)	24,757,192	24,890,174	9,308	9,358
第 6 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 16 日)	21,433,983	21,542,345	9,890	9,940
第 7 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 14 日)	20,993,802	21,100,469	9,841	9,891
第 8 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 14 日)	20,095,090	20,201,757	9,419	9,469
第 9 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 16 日)	20,951,099	21,058,037	9,796	9,846
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 14 日)	18,805,985	18,912,975	8,789	8,839
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 14 日)	20,013,888	20,123,385	9,139	9,189
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 15 日)	17,011,610	17,122,728	7,655	7,705
第 13 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 14 日)	204,934,723	206,652,303	5,966	6,016
第 14 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 16 日)	290,792,732	293,039,140	6,472	6,522
第 15 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 16 日)	666,156,787	673,398,956	7,359	7,439
第 16 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 14 日)	812,160,242	819,638,365	8,688	8,768
第 17 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 14 日)	1,016,964,589	1,025,714,506	9,298	9,378

第 18 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	996,394,080	1,005,359,694	8,891	8,971
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 14 日)	1,021,538,652	1,031,300,996	8,371	8,451
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 14 日)	925,468,348	935,452,653	7,415	7,495
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	756,630,355	766,652,698	6,040	6,120
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 14 日)	846,046,075	856,312,203	6,593	6,673
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 16 日)	895,898,502	906,536,189	6,738	6,818
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	815,195,883	825,692,506	6,213	6,293
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	660,555,954	670,979,185	5,070	5,150
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	499,629,852	510,458,398	3,691	3,771
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	674,127,474	685,409,691	4,780	4,860
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	690,572,691	701,944,377	4,858	4,938
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	654,979,905	665,988,340	4,760	4,840
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	591,310,203	602,021,935	4,416	4,496
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	608,540,145	619,574,972	4,412	4,492
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	626,994,525	638,728,162	4,275	4,355
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	642,624,919	654,772,175	4,232	4,312
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	790,774,959	805,029,483	4,438	4,518
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	2,109,548,040	2,146,767,596	4,534	4,614
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	4,653,019,621	4,719,787,870	5,575	5,655
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	8,390,240,316	8,509,661,068	5,621	5,701
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	11,775,843,634	11,938,684,183	5,785	5,865
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	13,676,266,296	13,866,154,041	5,762	5,842
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	13,088,363,539	13,283,943,071	5,354	5,434
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	15,589,342,924	15,802,957,083	5,838	5,918
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	14,714,880,980	14,921,313,442	5,703	5,783
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	14,119,248,912	14,319,821,320	5,632	5,712
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	13,325,824,036	13,522,855,820	5,411	5,491
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	13,004,163,100	13,185,379,573	5,741	5,821
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	11,632,266,758	11,784,946,743	6,095	6,175
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	10,485,326,691	10,620,495,814	6,206	6,286
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	10,675,772,742	10,813,079,015	6,220	6,300
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	10,911,022,121	11,043,146,062	6,607	6,687
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	10,125,030,525	10,268,037,159	5,664	5,744
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	10,959,803,345	11,112,426,552	5,745	5,825
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	9,344,380,213	9,488,801,808	5,176	5,256
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	10,082,711,209	10,230,451,673	5,460	5,540
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	10,022,459,416	10,170,628,849	5,411	5,491
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	10,196,635,765	10,350,495,097	5,302	5,382
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	8,383,160,113	8,529,659,870	4,578	4,658
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	8,475,392,158	8,623,042,997	4,592	4,672
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	7,913,695,951	8,048,225,036	4,706	4,786

第 59 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 14 日)	7,467,935,996	7,603,905,782	4,394	4,474
第 60 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 14 日)	7,206,036,606	7,339,038,463	4,334	4,414
第 61 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 15 日)	6,192,828,896	6,326,362,590	3,710	3,790
第 62 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 14 日)	6,441,502,529	6,520,438,392	4,080	4,130
第 63 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 14 日)	6,165,741,719	6,242,013,276	4,042	4,092
第 64 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 15 日)	6,407,512,183	6,481,859,145	4,309	4,359
第 65 計算期間末日 (令和 1 年 5 月 14 日)	5,811,211,560	5,885,170,367	3,929	3,979
第 66 計算期間末日 (令和 1 年 6 月 14 日)	5,806,302,975	5,880,458,944	3,915	3,965
第 67 計算期間末日 (令和 1 年 7 月 16 日)	5,923,453,542	5,996,834,669	4,036	4,086
第 68 計算期間末日 (令和 1 年 8 月 14 日)	5,275,682,502	5,347,724,610	3,662	3,712
第 69 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 17 日)	5,675,491,725	5,747,213,263	3,957	4,007
第 70 計算期間末日 (令和 1 年 10 月 15 日)	5,508,687,824	5,578,898,683	3,923	3,973
第 71 計算期間末日 (令和 1 年 11 月 14 日)	5,262,974,615	5,326,484,553	4,143	4,193
第 72 計算期間末日 (令和 1 年 12 月 16 日)	5,350,503,693	5,412,237,608	4,334	4,384
第 73 計算期間末日 (令和 2 年 1 月 14 日)	5,424,267,757	5,484,646,874	4,492	4,542
第 74 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 14 日)	4,739,597,889	4,773,110,200	4,243	4,273
第 75 計算期間末日 (令和 2 年 3 月 16 日)	2,780,198,941	2,812,598,877	2,574	2,604
第 76 計算期間末日 (令和 2 年 4 月 14 日)	3,139,482,347	3,171,506,671	2,941	2,971
第 77 計算期間末日 (令和 2 年 5 月 14 日)	3,244,522,202	3,276,048,568	3,087	3,117
第 78 計算期間末日 (令和 2 年 6 月 15 日)	3,546,602,650	3,577,329,422	3,463	3,493
第 79 計算期間末日 (令和 2 年 7 月 14 日)	3,636,265,340	3,667,371,326	3,507	3,537
第 80 計算期間末日 (令和 2 年 8 月 14 日)	3,487,504,651	3,517,738,699	3,461	3,491
第 81 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 14 日)	2,664,125,150	2,687,976,840	3,351	3,381
第 82 計算期間末日 (令和 2 年 10 月 14 日)	2,547,930,942	2,570,819,897	3,340	3,370
第 83 計算期間末日 (令和 2 年 11 月 16 日)	2,461,289,585	2,483,261,171	3,361	3,391
第 84 計算期間末日 (令和 2 年 12 月 14 日)	2,591,086,324	2,612,293,118	3,665	3,695
第 85 計算期間末日 (令和 3 年 1 月 14 日)	2,628,213,713	2,648,930,706	3,806	3,836
第 86 計算期間末日 (令和 3 年 2 月 15 日)	2,624,328,377	2,637,901,501	3,867	3,887
第 87 計算期間末日 (令和 3 年 3 月 15 日)	2,688,723,861	2,702,002,947	4,050	4,070
第 88 計算期間末日 (令和 3 年 4 月 14 日)	2,380,207,924	2,392,423,370	3,897	3,917
第 89 計算期間末日 (令和 3 年 5 月 14 日)	2,212,753,622	2,224,221,697	3,859	3,879
第 90 計算期間末日 (令和 3 年 6 月 14 日)	2,159,464,349	2,169,877,878	4,147	4,167
第 91 計算期間末日 (令和 3 年 7 月 14 日)	2,045,578,344	2,055,559,790	4,099	4,119
第 92 計算期間末日 (令和 3 年 8 月 16 日)	1,991,229,547	2,000,834,687	4,146	4,166
第 93 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 14 日)	2,109,177,810	2,118,400,468	4,574	4,594
第 94 計算期間末日 (令和 3 年 10 月 14 日)	1,951,759,974	1,960,600,749	4,415	4,435
第 95 計算期間末日 (令和 3 年 11 月 15 日)	1,912,612,441	1,920,910,457	4,610	4,630
第 96 計算期間末日 (令和 3 年 12 月 14 日)	1,722,054,097	1,729,837,567	4,425	4,445
第 97 計算期間末日 (令和 4 年 1 月 14 日)	1,540,965,195	1,548,356,472	4,170	4,190
第 98 計算期間末日 (令和 4 年 2 月 14 日)	1,519,262,946	1,526,548,820	4,170	4,190
第 99 計算期間末日 (令和 4 年 3 月 14 日)	664,354,278	664,354,278	2,155	2,155

第100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	1, 180, 653, 422	1, 180, 653, 422	3, 830	3, 830
第101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	1, 282, 324, 860	1, 282, 324, 860	4, 744	4, 744
第102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	1, 149, 268, 257	1, 149, 268, 257	5, 613	5, 613
第103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	1, 093, 750, 663	1, 093, 750, 663	5, 965	5, 965
第104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	1, 040, 505, 878	1, 040, 505, 878	5, 979	5, 979
第105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	1, 124, 916, 111	1, 124, 916, 111	6, 636	6, 636
第106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	1, 043, 074, 413	1, 043, 074, 413	6, 339	6, 339
	令和 3 年 10 月末日	1, 953, 642, 874	—	4, 638	—
	11 月末日	1, 724, 501, 683	—	4, 343	—
	12 月末日	1, 690, 905, 835	—	4, 466	—
	令和 4 年 1 月末日	1, 368, 852, 577	—	3, 754	—
	2 月末日	1, 247, 408, 556	—	3, 598	—
	3 月末日	1, 134, 924, 179	—	3, 682	—
	4 月末日	1, 284, 495, 878	—	4, 167	—
	5 月末日	998, 035, 150	—	4, 570	—
	6 月末日	1, 188, 580, 536	—	6, 322	—
	7 月末日	1, 023, 017, 128	—	5, 817	—
	8 月末日	1, 060, 785, 898	—	6, 142	—
	9 月末日	1, 100, 894, 202	—	6, 640	—
	10 月末日	1, 099, 527, 192	—	6, 855	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	50 円
第 2 計算期間	50 円
第 3 計算期間	50 円
第 4 計算期間	50 円
第 5 計算期間	50 円
第 6 計算期間	50 円
第 7 計算期間	50 円
第 8 計算期間	50 円
第 9 計算期間	50 円
第 10 計算期間	50 円
第 11 計算期間	50 円
第 12 計算期間	50 円
第 13 計算期間	50 円
第 14 計算期間	50 円
第 15 計算期間	80 円

第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円

第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	30 円
第 75 計算期間	30 円
第 76 計算期間	30 円
第 77 計算期間	30 円
第 78 計算期間	30 円
第 79 計算期間	30 円
第 80 計算期間	30 円
第 81 計算期間	30 円
第 82 計算期間	30 円
第 83 計算期間	30 円
第 84 計算期間	30 円
第 85 計算期間	30 円
第 86 計算期間	20 円
第 87 計算期間	20 円
第 88 計算期間	20 円
第 89 計算期間	20 円
第 90 計算期間	20 円
第 91 計算期間	20 円
第 92 計算期間	20 円
第 93 計算期間	20 円
第 94 計算期間	20 円
第 95 計算期間	20 円
第 96 計算期間	20 円
第 97 計算期間	20 円

第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	0 円
第 100 計算期間	0 円
第 101 計算期間	0 円
第 102 計算期間	0 円
第 103 計算期間	0 円
第 104 計算期間	0 円
第 105 計算期間	0 円
第 106 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	12.78
第 2 計算期間	△15.06
第 3 計算期間	△4.14
第 4 計算期間	△1.63
第 5 計算期間	5.78
第 6 計算期間	6.78
第 7 計算期間	0.01
第 8 計算期間	△3.78
第 9 計算期間	4.53
第 10 計算期間	△9.76
第 11 計算期間	4.55
第 12 計算期間	△15.69
第 13 計算期間	△21.41
第 14 計算期間	9.31
第 15 計算期間	14.94
第 16 計算期間	19.14
第 17 計算期間	7.94
第 18 計算期間	△3.51
第 19 計算期間	△4.94
第 20 計算期間	△10.46
第 21 計算期間	△17.46
第 22 計算期間	10.48
第 23 計算期間	3.41
第 24 計算期間	△6.60
第 25 計算期間	△17.10
第 26 計算期間	△25.62
第 27 計算期間	31.67
第 28 計算期間	3.30

第 29 計算期間	△0.37
第 30 計算期間	△5.54
第 31 計算期間	1.72
第 32 計算期間	△1.29
第 33 計算期間	0.86
第 34 計算期間	6.75
第 35 計算期間	3.96
第 36 計算期間	24.72
第 37 計算期間	2.26
第 38 計算期間	4.34
第 39 計算期間	0.98
第 40 計算期間	△5.69
第 41 計算期間	10.53
第 42 計算期間	△0.94
第 43 計算期間	0.15
第 44 計算期間	△2.50
第 45 計算期間	7.57
第 46 計算期間	7.55
第 47 計算期間	3.13
第 48 計算期間	1.51
第 49 計算期間	7.50
第 50 計算期間	△13.06
第 51 計算期間	2.84
第 52 計算期間	△8.51
第 53 計算期間	7.03
第 54 計算期間	0.56
第 55 計算期間	△0.53
第 56 計算期間	△12.14
第 57 計算期間	2.05
第 58 計算期間	4.22
第 59 計算期間	△4.92
第 60 計算期間	0.45
第 61 計算期間	△12.55
第 62 計算期間	11.32
第 63 計算期間	0.29
第 64 計算期間	7.84
第 65 計算期間	△7.65
第 66 計算期間	0.91
第 67 計算期間	4.36
第 68 計算期間	△8.02
第 69 計算期間	9.42

第 70 計算期間	0.40
第 71 計算期間	6.88
第 72 計算期間	5.81
第 73 計算期間	4.79
第 74 計算期間	△4.87
第 75 計算期間	△38.62
第 76 計算期間	15.42
第 77 計算期間	5.98
第 78 計算期間	13.15
第 79 計算期間	2.13
第 80 計算期間	△0.45
第 81 計算期間	△2.31
第 82 計算期間	0.56
第 83 計算期間	1.52
第 84 計算期間	9.93
第 85 計算期間	4.66
第 86 計算期間	2.12
第 87 計算期間	5.24
第 88 計算期間	△3.28
第 89 計算期間	△0.46
第 90 計算期間	7.98
第 91 計算期間	△0.67
第 92 計算期間	1.63
第 93 計算期間	10.80
第 94 計算期間	△3.03
第 95 計算期間	4.86
第 96 計算期間	△3.57
第 97 計算期間	△5.31
第 98 計算期間	0.47
第 99 計算期間	△48.32
第 100 計算期間	77.72
第 101 計算期間	23.86
第 102 計算期間	18.31
第 103 計算期間	6.27
第 104 計算期間	0.23
第 105 計算期間	10.98
第 106 計算期間	△4.47

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	129,859,237	58,761,589	71,097,648
第 2 計算期間	109,346	—	71,206,994
第 3 計算期間	2,115,682	19,389,240	53,933,436
第 4 計算期間	1,026,809	14,856,864	40,103,381
第 5 計算期間	65,580	13,572,468	26,596,493
第 6 計算期間	110	4,924,127	21,672,476
第 7 計算期間	10,292	349,368	21,333,400
第 8 計算期間	127	—	21,333,527
第 9 計算期間	54,099	—	21,387,626
第 10 計算期間	53,961	43,454	21,398,133
第 11 計算期間	548,304	46,937	21,899,500
第 12 計算期間	324,207	—	22,223,707
第 13 計算期間	321,292,306	—	343,516,013
第 14 計算期間	267,179,657	161,413,995	449,281,675
第 15 計算期間	481,388,732	25,399,279	905,271,128
第 16 計算期間	114,936,593	85,442,259	934,765,462
第 17 計算期間	219,294,553	60,320,370	1,093,739,645
第 18 計算期間	146,421,198	119,459,035	1,120,701,808
第 19 計算期間	140,724,272	41,133,022	1,220,293,058
第 20 計算期間	71,369,885	43,624,793	1,248,038,150
第 21 計算期間	70,144,894	65,390,093	1,252,792,951
第 22 計算期間	54,396,498	23,923,376	1,283,266,073
第 23 計算期間	67,426,071	20,981,175	1,329,710,969
第 24 計算期間	9,076,305	26,709,275	1,312,077,999
第 25 計算期間	70,005,409	79,179,475	1,302,903,933
第 26 計算期間	90,735,031	40,070,690	1,353,568,274
第 27 計算期間	63,033,917	6,324,994	1,410,277,197
第 28 計算期間	16,760,792	5,577,213	1,421,460,776
第 29 計算期間	16,757,809	62,164,207	1,376,054,378
第 30 計算期間	12,240,807	49,328,656	1,338,966,529
第 31 計算期間	54,351,661	13,964,704	1,379,353,486
第 32 計算期間	88,777,911	1,426,737	1,466,704,660
第 33 計算期間	52,102,268	399,926	1,518,407,002
第 34 計算期間	784,016,032	520,607,520	1,781,815,514
第 35 計算期間	2,922,685,742	52,056,715	4,652,444,541
第 36 計算期間	3,777,987,722	84,401,073	8,346,031,190
第 37 計算期間	7,203,571,273	622,008,432	14,927,594,031
第 38 計算期間	5,517,793,091	90,318,399	20,355,068,723
第 39 計算期間	5,639,108,983	2,258,209,458	23,735,968,248

第 40 計算期間	2,924,527,594	2,213,054,218	24,447,441,624
第 41 計算期間	3,315,798,304	1,061,469,951	26,701,769,977
第 42 計算期間	2,339,322,291	3,237,034,431	25,804,057,837
第 43 計算期間	1,071,529,836	1,804,036,648	25,071,551,025
第 44 計算期間	934,905,343	1,377,483,317	24,628,973,051
第 45 計算期間	1,106,133,139	3,083,047,047	22,652,059,143
第 46 計算期間	822,617,821	4,389,678,801	19,084,998,163
第 47 計算期間	1,426,019,176	3,614,876,960	16,896,140,379
第 48 計算期間	1,447,452,982	1,180,309,113	17,163,284,248
第 49 計算期間	941,944,362	1,589,735,891	16,515,492,719
第 50 計算期間	2,193,732,129	833,395,523	17,875,829,325
第 51 計算期間	2,339,009,117	1,136,937,480	19,077,900,962
第 52 計算期間	737,207,530	1,762,409,107	18,052,699,385
第 53 計算期間	1,297,937,523	883,078,785	18,467,558,123
第 54 計算期間	1,159,069,568	1,105,448,515	18,521,179,176
第 55 計算期間	1,266,901,128	555,663,733	19,232,416,571
第 56 計算期間	223,475,983	1,143,422,883	18,312,469,671
第 57 計算期間	1,640,087,946	1,496,202,683	18,456,354,934
第 58 計算期間	154,370,550	1,794,589,739	16,816,135,745
第 59 計算期間	626,775,034	446,687,408	16,996,223,371
第 60 計算期間	774,493,046	1,145,484,220	16,625,232,197
第 61 計算期間	183,975,676	117,496,093	16,691,711,780
第 62 計算期間	368,682,807	1,273,221,849	15,787,172,738
第 63 計算期間	121,395,829	654,256,994	15,254,311,573
第 64 計算期間	152,139,316	537,058,448	14,869,392,441
第 65 計算期間	40,752,490	118,383,369	14,791,761,562
第 66 計算期間	165,532,029	126,099,592	14,831,193,999
第 67 計算期間	207,554,693	362,523,133	14,676,225,559
第 68 計算期間	101,428,149	369,232,024	14,408,421,684
第 69 計算期間	1,191,678,159	1,255,792,082	14,344,307,761
第 70 計算期間	39,966,715	342,102,670	14,042,171,806
第 71 計算期間	38,611,997	1,378,796,144	12,701,987,659
第 72 計算期間	35,543,488	390,748,034	12,346,783,113
第 73 計算期間	37,262,002	308,221,525	12,075,823,590
第 74 計算期間	55,147,225	960,200,462	11,170,770,353
第 75 計算期間	170,106,431	540,897,793	10,799,978,991
第 76 計算期間	38,930,628	164,134,940	10,674,774,679
第 77 計算期間	31,918,722	197,904,518	10,508,788,883
第 78 計算期間	39,802,244	306,333,513	10,242,257,614
第 79 計算期間	386,643,137	260,238,677	10,368,662,074
第 80 計算期間	29,318,282	319,964,327	10,078,016,029

第 81 計算期間	26,918,389	2,154,371,064	7,950,563,354
第 82 計算期間	13,518,956	334,430,509	7,629,651,801
第 83 計算期間	14,024,972	319,814,643	7,323,862,130
第 84 計算期間	12,862,556	267,793,139	7,068,931,547
第 85 計算期間	11,719,748	174,986,889	6,905,664,406
第 86 計算期間	11,996,806	131,098,716	6,786,562,496
第 87 計算期間	6,801,664	153,820,898	6,639,543,262
第 88 計算期間	5,793,517	537,613,708	6,107,723,071
第 89 計算期間	5,391,945	379,077,073	5,734,037,943
第 90 計算期間	4,652,770	531,926,082	5,206,764,631
第 91 計算期間	4,155,155	220,196,761	4,990,723,025
第 92 計算期間	3,964,508	192,117,528	4,802,570,005
第 93 計算期間	4,001,272	195,242,173	4,611,329,104
第 94 計算期間	7,223,503	198,165,051	4,420,387,556
第 95 計算期間	3,438,337	274,817,789	4,149,008,104
第 96 計算期間	2,940,434	260,213,284	3,891,735,254
第 97 計算期間	2,852,404	198,949,138	3,695,638,520
第 98 計算期間	2,863,068	55,564,338	3,642,937,250
第 99 計算期間	4,068,157	564,742,076	3,082,263,331
第 100 計算期間	—	—	3,082,263,331
第 101 計算期間	—	379,193,655	2,703,069,676
第 102 計算期間	—	655,710,198	2,047,359,478
第 103 計算期間	—	213,683,514	1,833,675,964
第 104 計算期間	—	93,491,358	1,740,184,606
第 105 計算期間	—	45,076,330	1,695,108,276
第 106 計算期間	—	49,549,414	1,645,558,862

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	22,496,025	97.80
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	495,132	2.16
純資産総額		23,001,154	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)	20,581,908	1.05	21,788,007	1.093	22,496,025	97.80
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.80
親投資信託受益証券	0.04
合計	97.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	161,454,869	161,591,223	11,841	11,851
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	140,329,597	140,461,272	10,657	10,667
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	137,145,932	137,277,633	10,413	10,423
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	129,689,709	129,821,436	9,845	9,855
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	102,186,533	102,287,302	10,141	10,151
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	102,553,398	102,649,717	10,647	10,657
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	93,814,339	93,903,399	10,534	10,544
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	95,219,888	95,308,974	10,688	10,698
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	103,939,229	104,028,341	11,664	11,674
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	68,970,155	69,031,545	11,235	11,245

第 11 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 14 日)	76,402,094	76,459,357	13,342	13,352
第 12 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 15 日)	15,784,132	15,795,946	13,360	13,370
第 13 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 14 日)	15,317,428	15,329,243	12,964	12,974
第 14 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 16 日)	15,854,529	15,866,344	13,418	13,428
第 15 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 16 日)	17,722,952	17,782,032	14,999	15,049
第 16 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 14 日)	19,213,103	19,275,463	15,405	15,455
第 17 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 14 日)	19,685,757	19,749,366	15,474	15,524
第 18 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	19,973,430	20,034,266	16,416	16,466
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 14 日)	19,299,372	19,360,189	15,867	15,917
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 14 日)	18,010,181	18,067,807	15,627	15,677
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	15,552,509	15,610,383	13,436	13,486
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 14 日)	15,815,753	15,873,783	13,627	13,677
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 16 日)	16,647,097	16,703,395	14,785	14,835
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	15,955,120	16,011,426	14,168	14,218
第 25 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 14 日)	14,184,241	14,240,554	12,594	12,644
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	10,700,077	10,755,841	9,594	9,644
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	12,705,832	12,761,600	11,391	11,441
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 14 日)	12,287,171	12,342,993	11,005	11,055
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 16 日)	11,958,008	12,013,835	10,710	10,760
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 14 日)	11,148,573	11,204,404	9,984	10,034
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 14 日)	10,718,349	10,774,174	9,600	9,650
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	10,680,996	10,736,825	9,566	9,616
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 14 日)	10,630,345	10,686,142	9,526	9,576
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 14 日)	10,913,849	10,969,651	9,779	9,829
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	11,256,727	11,311,603	10,256	10,306
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 14 日)	13,048,051	13,102,877	11,899	11,949
第 37 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 16 日)	13,109,883	13,164,713	11,955	12,005
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 14 日)	13,253,974	13,308,800	12,087	12,137
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	13,404,314	13,459,221	12,206	12,256
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	12,006,479	12,061,386	10,933	10,983
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	13,319,006	13,373,913	12,129	12,179
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	13,599,659	13,654,609	12,374	12,424
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	15,283,026	15,341,775	13,007	13,057
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	15,047,663	15,106,450	12,798	12,848
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	15,770,679	15,829,224	13,469	13,519
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	16,553,789	16,612,352	14,133	14,183
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	16,752,050	16,808,239	14,907	14,957
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	16,543,319	16,598,675	14,943	14,993
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	17,390,646	17,445,718	15,789	15,839
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	15,684,188	15,739,357	14,215	14,265
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	15,798,610	15,853,700	14,339	14,389

第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	15,849,903	15,904,995	14,385	14,435
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	16,697,943	16,753,242	15,098	15,148
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	16,710,635	16,765,944	15,106	15,156
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	15,804,246	15,859,567	14,284	14,334
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	14,647,807	14,703,133	13,238	13,288
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	14,982,187	15,037,185	13,620	13,670
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	14,917,908	14,973,012	13,536	13,586
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	14,393,590	14,448,602	13,082	13,132
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	14,183,198	14,238,260	12,879	12,929
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	12,676,668	12,731,697	11,518	11,568
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	13,781,262	13,836,343	12,510	12,560
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	13,724,249	13,779,163	12,496	12,546
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	24,394,741	24,487,574	13,139	13,189
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	22,170,314	22,263,149	11,941	11,991
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	21,809,316	21,902,157	11,746	11,796
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	22,261,158	22,354,001	11,988	12,038
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	20,342,143	20,434,988	10,955	11,005
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	21,812,030	21,905,009	11,729	11,779
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	24,597,778	24,703,280	11,657	11,707
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	26,473,325	26,578,878	12,540	12,590
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	27,368,406	27,473,998	12,959	13,009
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	27,915,628	28,021,262	13,213	13,263
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	27,425,923	27,531,782	12,954	13,004
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	19,786,635	19,893,034	9,298	9,348
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	19,880,817	19,974,420	10,620	10,670
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	20,930,824	21,024,461	11,176	11,226
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	22,451,570	22,545,603	11,938	11,988
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	23,299,623	23,393,689	12,385	12,435
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	24,179,610	24,274,009	12,807	12,857
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	24,430,202	24,524,703	12,926	12,976
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	15,256,498	15,313,099	13,477	13,527
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	17,794,537	17,858,220	13,971	14,021
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	16,538,884	16,595,524	14,600	14,650
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	17,556,454	17,613,249	15,456	15,506
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	18,161,629	18,218,864	15,866	15,916
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	18,726,706	18,783,996	16,344	16,394
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	19,262,401	19,321,138	16,397	16,447
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	18,629,641	18,688,495	15,827	15,877
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	19,719,937	19,778,809	16,748	16,798
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	19,839,251	19,898,185	16,832	16,882
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	19,797,111	19,856,144	16,768	16,818

第93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	21,852,686	21,911,912	18,448	18,498
第94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	21,054,982	21,114,517	17,683	17,733
第95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	22,644,517	22,704,716	18,808	18,858
第96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	21,948,766	22,008,734	18,300	18,350
第97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	21,461,089	21,521,276	17,829	17,879
第98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	20,706,967	20,766,398	17,421	17,471
第99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	19,192,382	19,252,029	16,088	16,138
第100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	21,133,410	21,192,590	17,855	17,905
第101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	19,985,315	20,044,637	16,845	16,895
第102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	21,264,815	21,324,882	17,701	17,751
第103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	22,083,404	22,143,699	18,313	18,363
第104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	22,767,162	22,827,873	18,750	18,800
第105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	23,580,114	23,639,485	19,858	19,908
第106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	22,259,087	22,318,857	18,620	18,670
	令和 3 年 10 月末日	21,961,679	—	18,261	—
	11 月末日	21,809,705	—	18,128	—
	12 月末日	22,309,891	—	18,566	—
	令和 4 年 1 月末日	19,578,090	—	16,419	—
	2 月末日	20,102,056	—	16,879	—
	3 月末日	21,714,761	—	18,204	—
	4 月末日	20,709,303	—	17,473	—
	5 月末日	20,303,064	—	16,921	—
	6 月末日	21,896,376	—	18,219	—
	7 月末日	22,383,070	—	18,518	—
	8 月末日	22,588,046	—	19,057	—
	9 月末日	21,920,506	—	18,368	—
	10 月末日	23,001,154	—	19,202	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	10 円
第2 計算期間	10 円
第3 計算期間	10 円
第4 計算期間	10 円
第5 計算期間	10 円
第6 計算期間	10 円
第7 計算期間	10 円
第8 計算期間	10 円

第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	10 円
第 12 計算期間	10 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	50 円
第 16 計算期間	50 円
第 17 計算期間	50 円
第 18 計算期間	50 円
第 19 計算期間	50 円
第 20 計算期間	50 円
第 21 計算期間	50 円
第 22 計算期間	50 円
第 23 計算期間	50 円
第 24 計算期間	50 円
第 25 計算期間	50 円
第 26 計算期間	50 円
第 27 計算期間	50 円
第 28 計算期間	50 円
第 29 計算期間	50 円
第 30 計算期間	50 円
第 31 計算期間	50 円
第 32 計算期間	50 円
第 33 計算期間	50 円
第 34 計算期間	50 円
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	50 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	50 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円

第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	50 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円

第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	18.51
第 2 計算期間	△9.91
第 3 計算期間	△2.19
第 4 計算期間	△5.35
第 5 計算期間	3.10
第 6 計算期間	5.08
第 7 計算期間	△0.96
第 8 計算期間	1.55
第 9 計算期間	9.22
第 10 計算期間	△3.59
第 11 計算期間	18.84
第 12 計算期間	0.20
第 13 計算期間	△2.88
第 14 計算期間	3.57
第 15 計算期間	12.15
第 16 計算期間	3.04
第 17 計算期間	0.77
第 18 計算期間	6.41
第 19 計算期間	△3.03
第 20 計算期間	△1.19
第 21 計算期間	△13.70

第 22 計算期間	1. 79
第 23 計算期間	8. 86
第 24 計算期間	△3. 83
第 25 計算期間	△10. 75
第 26 計算期間	△23. 42
第 27 計算期間	19. 25
第 28 計算期間	△2. 94
第 29 計算期間	△2. 22
第 30 計算期間	△6. 31
第 31 計算期間	△3. 34
第 32 計算期間	0. 16
第 33 計算期間	0. 10
第 34 計算期間	3. 18
第 35 計算期間	5. 38
第 36 計算期間	16. 50
第 37 計算期間	0. 89
第 38 計算期間	1. 52
第 39 計算期間	1. 39
第 40 計算期間	△10. 01
第 41 計算期間	11. 39
第 42 計算期間	2. 43
第 43 計算期間	5. 51
第 44 計算期間	△1. 22
第 45 計算期間	5. 63
第 46 計算期間	5. 30
第 47 計算期間	5. 83
第 48 計算期間	0. 57
第 49 計算期間	5. 99
第 50 計算期間	△9. 65
第 51 計算期間	1. 22
第 52 計算期間	0. 66
第 53 計算期間	5. 30
第 54 計算期間	0. 38
第 55 計算期間	△5. 11
第 56 計算期間	△6. 97
第 57 計算期間	3. 26
第 58 計算期間	△0. 24
第 59 計算期間	△2. 98
第 60 計算期間	△1. 16
第 61 計算期間	△10. 17
第 62 計算期間	9. 04

第 63 計算期間	0.28
第 64 計算期間	5.54
第 65 計算期間	△8.73
第 66 計算期間	△1.21
第 67 計算期間	2.48
第 68 計算期間	△8.19
第 69 計算期間	7.52
第 70 計算期間	△0.18
第 71 計算期間	8.00
第 72 計算期間	3.74
第 73 計算期間	2.34
第 74 計算期間	△1.58
第 75 計算期間	△27.83
第 76 計算期間	14.75
第 77 計算期間	5.70
第 78 計算期間	7.26
第 79 計算期間	4.16
第 80 計算期間	3.81
第 81 計算期間	1.31
第 82 計算期間	4.64
第 83 計算期間	4.03
第 84 計算期間	4.86
第 85 計算期間	6.20
第 86 計算期間	2.97
第 87 計算期間	3.32
第 88 計算期間	0.63
第 89 計算期間	△3.17
第 90 計算期間	6.13
第 91 計算期間	0.80
第 92 計算期間	△0.08
第 93 計算期間	10.31
第 94 計算期間	△3.87
第 95 計算期間	6.64
第 96 計算期間	△2.43
第 97 計算期間	△2.30
第 98 計算期間	△2.00
第 99 計算期間	△7.36
第 100 計算期間	11.29
第 101 計算期間	△5.37
第 102 計算期間	5.37
第 103 計算期間	3.73

第 104 計算期間	2.65
第 105 計算期間	6.17
第 106 計算期間	△5.98

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	136,354,708	—	136,354,708
第 2 計算期間	21,461,551	26,140,446	131,675,813
第 3 計算期間	25,519	—	131,701,332
第 4 計算期間	26,142	—	131,727,474
第 5 計算期間	27,677	30,985,408	100,769,743
第 6 計算期間	943,525	5,394,102	96,319,166
第 7 計算期間	918,872	8,177,356	89,060,682
第 8 計算期間	25,942	—	89,086,624
第 9 計算期間	25,593	—	89,112,217
第 10 計算期間	19,429	27,741,020	61,390,626
第 11 計算期間	20,339	4,147,046	57,263,919
第 12 計算期間	416,784	45,866,138	11,814,565
第 13 計算期間	512	—	11,815,077
第 14 計算期間	527	—	11,815,604
第 15 計算期間	510	—	11,816,114
第 16 計算期間	656,043	—	12,472,157
第 17 計算期間	315,855	66,042	12,721,970
第 18 計算期間	309,272	863,856	12,167,386
第 19 計算期間	1,807	5,747	12,163,446
第 20 計算期間	15,590	653,765	11,525,271
第 21 計算期間	49,630	—	11,574,901
第 22 計算期間	33,078	1,958	11,606,021
第 23 計算期間	4,714	351,026	11,259,709
第 24 計算期間	1,946	300	11,261,355
第 25 計算期間	2,046	654	11,262,747
第 26 計算期間	1,513	111,407	11,152,853
第 27 計算期間	940	—	11,153,793
第 28 計算期間	10,795	—	11,164,588
第 29 計算期間	826	—	11,165,414
第 30 計算期間	854	—	11,166,268
第 31 計算期間	920	2,160	11,165,028
第 32 計算期間	949	—	11,165,977
第 33 計算期間	958	7,464	11,159,471

第 34 計算期間	967	—	11,160,438
第 35 計算期間	946	186,018	10,975,366
第 36 計算期間	—	10,000	10,965,366
第 37 計算期間	795	—	10,966,161
第 38 計算期間	4	799	10,965,366
第 39 計算期間	16,125	—	10,981,491
第 40 計算期間	—	—	10,981,491
第 41 計算期間	—	—	10,981,491
第 42 計算期間	8,670	—	10,990,161
第 43 計算期間	759,650	—	11,749,811
第 44 計算期間	7,726	—	11,757,537
第 45 計算期間	191	48,620	11,709,108
第 46 計算期間	14,488	10,836	11,712,760
第 47 計算期間	349,797	824,692	11,237,865
第 48 計算期間	4,072	170,639	11,071,298
第 49 計算期間	14,990	71,759	11,014,529
第 50 計算期間	20,147	778	11,033,898
第 51 計算期間	254	16,125	11,018,027
第 52 計算期間	460	76	11,018,411
第 53 計算期間	41,433	—	11,059,844
第 54 計算期間	3,033	883	11,061,994
第 55 計算期間	2,343	—	11,064,337
第 56 計算期間	2,367	1,455	11,065,249
第 57 計算期間	2,231	67,728	10,999,752
第 58 計算期間	22,259	1,039	11,020,972
第 59 計算期間	2,138	20,521	11,002,589
第 60 計算期間	9,934	—	11,012,523
第 61 計算期間	809	7,442	11,005,890
第 62 計算期間	10,342	—	11,016,232
第 63 計算期間	395	33,733	10,982,894
第 64 計算期間	7,583,895	—	18,566,789
第 65 計算期間	404	—	18,567,193
第 66 計算期間	1,170	144	18,568,219
第 67 計算期間	615	66	18,568,768
第 68 計算期間	367	—	18,569,135
第 69 計算期間	27,756	975	18,595,916
第 70 計算期間	2,504,647	—	21,100,563
第 71 計算期間	11,145	933	21,110,775
第 72 計算期間	46,813	39,133	21,118,455
第 73 計算期間	8,667	157	21,126,965
第 74 計算期間	47,422	2,484	21,171,903

第 75 計算期間	107,905	3	21,279,805
第 76 計算期間	3,513	2,562,653	18,720,665
第 77 計算期間	6,891	—	18,727,556
第 78 計算期間	85,813	6,610	18,806,759
第 79 計算期間	6,744	127	18,813,376
第 80 計算期間	131,824	65,382	18,879,818
第 81 計算期間	30,689	10,167	18,900,340
第 82 計算期間	19,025	7,599,070	11,320,295
第 83 計算期間	1,419,327	3,009	12,736,613
第 84 計算期間	746,238	2,154,786	11,328,065
第 85 計算期間	36,515	5,564	11,359,016
第 86 計算期間	93,741	5,736	11,447,021
第 87 計算期間	29,754	18,688	11,458,087
第 88 計算期間	354,194	64,770	11,747,511
第 89 計算期間	23,714	290	11,770,935
第 90 計算期間	42,331	38,776	11,774,490
第 91 計算期間	20,606	8,145	11,786,951
第 92 計算期間	20,824	998	11,806,777
第 93 計算期間	72,071	33,587	11,845,261
第 94 計算期間	75,702	13,963	11,907,000
第 95 計算期間	160,152	27,314	12,039,838
第 96 計算期間	119,130	165,249	11,993,719
第 97 計算期間	49,413	5,683	12,037,449
第 98 計算期間	48,486	199,588	11,886,347
第 99 計算期間	46,181	3,004	11,929,524
第 100 計算期間	40,266	133,717	11,836,073
第 101 計算期間	29,671	1,177	11,864,567
第 102 計算期間	172,772	23,807	12,013,532
第 103 計算期間	56,676	11,049	12,059,159
第 104 計算期間	104,448	21,353	12,142,254
第 105 計算期間	62,059	329,941	11,874,372
第 106 計算期間	81,755	1,994	11,954,133

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	6,413,050	97.70
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.15

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	140,664	2.15
純資産総額		6,563,711	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド(ZARクラス)	8,701,561	0.7	6,119,807	0.737	6,413,050	97.70
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.70
親投資信託受益証券	0.15
合計	97.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	15,696,055	15,755,172	10,620	10,660
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	14,646,630	14,709,829	9,270	9,310
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	14,796,553	14,859,753	9,365	9,405

第4計算期間末日	(平成26年4月14日)	14,582,985	14,646,185	9,230	9,270
第5計算期間末日	(平成26年5月14日)	15,235,071	15,298,271	9,642	9,682
第6計算期間末日	(平成26年6月16日)	10,722,708	10,766,830	9,721	9,761
第7計算期間末日	(平成26年7月14日)	10,615,529	10,659,651	9,624	9,664
第8計算期間末日	(平成26年8月14日)	10,871,519	10,915,641	9,856	9,896
第9計算期間末日	(平成26年9月16日)	11,388,644	11,432,766	10,324	10,364
第10計算期間末日	(平成26年10月14日)	10,803,058	10,847,140	9,803	9,843
第11計算期間末日	(平成26年11月14日)	12,779,773	12,823,855	11,596	11,636
第12計算期間末日	(平成26年12月15日)	12,622,637	12,666,719	11,454	11,494
第13計算期間末日	(平成27年1月14日)	12,413,363	12,457,445	11,264	11,304
第14計算期間末日	(平成27年2月16日)	12,783,081	12,827,163	11,599	11,639
第15計算期間末日	(平成27年3月16日)	13,170,047	13,225,150	11,950	12,000
第16計算期間末日	(平成27年4月14日)	13,776,329	13,831,432	12,500	12,550
第17計算期間末日	(平成27年5月14日)	14,104,336	14,159,439	12,798	12,848
第18計算期間末日	(平成27年6月15日)	14,414,044	14,469,185	13,070	13,120
第19計算期間末日	(平成27年7月14日)	13,892,216	13,947,319	12,606	12,656
第20計算期間末日	(平成27年8月14日)	13,854,097	13,909,579	12,485	12,535
第21計算期間末日	(平成27年9月14日)	11,078,634	11,134,161	9,976	10,026
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	11,257,772	11,313,388	10,121	10,171
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	11,422,436	11,478,099	10,260	10,310
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	18,022,447	18,122,832	8,977	9,027
第25計算期間末日	(平成28年1月14日)	8,476,976	8,532,639	7,614	7,664
第26計算期間末日	(平成28年2月15日)	6,743,624	6,799,432	6,042	6,092
第27計算期間末日	(平成28年3月14日)	9,248,401	9,311,377	7,343	7,393
第28計算期間末日	(平成28年4月14日)	9,275,890	9,338,904	7,360	7,410
第29計算期間末日	(平成28年5月16日)	8,778,754	8,842,417	6,895	6,945
第30計算期間末日	(平成28年6月14日)	8,416,529	8,480,234	6,606	6,656
第31計算期間末日	(平成28年7月14日)	8,568,139	8,631,894	6,720	6,770
第32計算期間末日	(平成28年8月15日)	9,124,539	9,188,348	7,150	7,200
第33計算期間末日	(平成28年9月14日)	8,530,637	8,594,434	6,686	6,736
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	8,935,950	8,999,874	6,989	7,039
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	10,756,771	10,828,589	7,489	7,539
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	13,398,745	13,472,050	9,139	9,189
第37計算期間末日	(平成29年1月16日)	13,511,190	13,584,404	9,227	9,277
第38計算期間末日	(平成29年2月14日)	13,937,385	14,011,495	9,403	9,453
第39計算期間末日	(平成29年3月14日)	14,677,709	14,753,373	9,699	9,749
第40計算期間末日	(平成29年4月14日)	12,611,560	12,685,467	8,532	8,582
第41計算期間末日	(平成29年5月15日)	14,329,315	14,404,132	9,576	9,626
第42計算期間末日	(平成29年6月14日)	15,073,395	15,150,415	9,785	9,835
第43計算期間末日	(平成29年7月14日)	24,678,260	24,802,958	9,895	9,945
第44計算期間末日	(平成29年8月14日)	23,804,518	23,930,173	9,472	9,522

第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	23,446,400	23,564,196	9,952	10,002
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	24,772,150	24,890,725	10,446	10,496
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	24,214,464	24,333,027	10,212	10,262
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	26,124,189	26,243,119	10,983	11,033
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	37,928,024	38,082,869	12,247	12,297
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	34,923,815	35,079,443	11,220	11,270
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	71,413,287	71,724,489	11,474	11,524
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	69,461,637	69,772,728	11,164	11,214
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	71,444,089	71,750,025	11,676	11,726
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	66,633,645	66,937,138	10,978	11,028
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	62,366,149	62,654,529	10,813	10,863
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	49,041,920	49,298,304	9,564	9,614
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	48,756,049	49,012,574	9,503	9,553
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	50,062,534	50,319,469	9,742	9,792
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	48,309,349	48,564,760	9,457	9,507
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	47,906,296	48,162,130	9,363	9,413
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	43,154,276	43,410,263	8,429	8,479
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	40,717,852	40,941,956	9,085	9,135
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	39,222,457	39,446,594	8,750	8,800
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	23,975,947	24,101,728	9,531	9,581
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	21,841,219	21,967,134	8,673	8,723
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	11,341,203	11,409,884	8,256	8,306
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	12,210,179	12,278,946	8,878	8,928
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	10,796,014	10,865,513	7,767	7,817
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	11,763,795	11,831,284	8,715	8,765
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	11,395,048	11,461,946	8,517	8,567
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	12,089,234	12,156,239	9,021	9,071
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	12,845,599	12,912,790	9,559	9,609
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	12,595,972	12,659,888	9,853	9,903
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	11,002,126	11,061,460	9,271	9,321
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	7,214,074	7,273,765	6,043	6,093
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	7,504,434	7,564,156	6,283	6,333
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	7,819,642	7,880,353	6,440	6,490
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	8,967,167	9,028,107	7,357	7,407
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	9,481,975	9,543,123	7,753	7,803
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	5,628,689	5,665,593	7,626	7,676
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	5,832,912	5,869,898	7,885	7,935
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	6,004,388	6,040,954	8,210	8,260
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	6,178,205	6,213,145	8,841	8,891
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	6,618,217	6,653,487	9,382	9,432
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	6,808,689	6,843,619	9,746	9,796

第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	7, 174, 501	7, 208, 885	10, 433	10, 483
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	7, 329, 222	7, 363, 880	10, 573	10, 623
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	7, 489, 061	7, 523, 311	10, 933	10, 983
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	7, 393, 455	7, 427, 934	10, 722	10, 772
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	8, 935, 956	8, 974, 600	11, 562	11, 612
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	8, 868, 798	8, 909, 031	11, 022	11, 072
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	8, 337, 263	8, 375, 401	10, 930	10, 980
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	16, 343, 481	16, 409, 155	12, 443	12, 493
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	8, 799, 051	8, 837, 788	11, 357	11, 407
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	9, 016, 403	9, 055, 141	11, 638	11, 688
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	8, 086, 624	8, 124, 192	10, 762	10, 812
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	7, 768, 950	7, 804, 565	10, 907	10, 957
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	5, 703, 328	5, 729, 473	10, 907	10, 957
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	5, 291, 263	5, 317, 609	10, 042	10, 092
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	5, 994, 663	6, 020, 660	11, 529	11, 579
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	5, 465, 753	5, 491, 955	10, 430	10, 480
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	5, 879, 203	5, 906, 160	10, 905	10, 955
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	5, 898, 106	5, 925, 436	10, 790	10, 840
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	6, 439, 874	6, 467, 806	11, 528	11, 578
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	6, 739, 606	6, 768, 270	11, 756	11, 806
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	6, 253, 719	6, 282, 675	10, 799	10, 849
	令和 3 年 10 月末日	8, 864, 055	—	11, 444	—
	11 月末日	7, 927, 877	—	10, 546	—
	12 月末日	7, 762, 067	—	11, 005	—
	令和 4 年 1 月末日	5, 137, 933	—	9, 913	—
	2 月末日	5, 436, 533	—	10, 386	—
	3 月末日	6, 249, 558	—	11, 813	—
	4 月末日	5, 532, 549	—	10, 610	—
	5 月末日	5, 687, 342	—	10, 781	—
	6 月末日	6, 024, 984	—	11, 113	—
	7 月末日	6, 194, 288	—	11, 146	—
	8 月末日	6, 730, 217	—	11, 499	—
	9 月末日	6, 258, 181	—	10, 861	—
	10 月末日	6, 563, 711	—	11, 298	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	40 円

第 2 計算期間	40 円
第 3 計算期間	40 円
第 4 計算期間	40 円
第 5 計算期間	40 円
第 6 計算期間	40 円
第 7 計算期間	40 円
第 8 計算期間	40 円
第 9 計算期間	40 円
第 10 計算期間	40 円
第 11 計算期間	40 円
第 12 計算期間	40 円
第 13 計算期間	40 円
第 14 計算期間	40 円
第 15 計算期間	50 円
第 16 計算期間	50 円
第 17 計算期間	50 円
第 18 計算期間	50 円
第 19 計算期間	50 円
第 20 計算期間	50 円
第 21 計算期間	50 円
第 22 計算期間	50 円
第 23 計算期間	50 円
第 24 計算期間	50 円
第 25 計算期間	50 円
第 26 計算期間	50 円
第 27 計算期間	50 円
第 28 計算期間	50 円
第 29 計算期間	50 円
第 30 計算期間	50 円
第 31 計算期間	50 円
第 32 計算期間	50 円
第 33 計算期間	50 円
第 34 計算期間	50 円
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	50 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	50 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円

第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円
第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	50 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円

第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	6.60
第 2 計算期間	△12.33
第 3 計算期間	1.45
第 4 計算期間	△1.01
第 5 計算期間	4.89
第 6 計算期間	1.23
第 7 計算期間	△0.58
第 8 計算期間	2.82
第 9 計算期間	5.15
第 10 計算期間	△4.65
第 11 計算期間	18.69
第 12 計算期間	△0.87
第 13 計算期間	△1.30
第 14 計算期間	3.32

第 15 計算期間	3.45
第 16 計算期間	5.02
第 17 計算期間	2.78
第 18 計算期間	2.51
第 19 計算期間	△3.16
第 20 計算期間	△0.56
第 21 計算期間	△19.69
第 22 計算期間	1.95
第 23 計算期間	1.86
第 24 計算期間	△12.01
第 25 計算期間	△14.62
第 26 計算期間	△19.98
第 27 計算期間	22.36
第 28 計算期間	0.91
第 29 計算期間	△5.63
第 30 計算期間	△3.46
第 31 計算期間	2.48
第 32 計算期間	7.14
第 33 計算期間	△5.79
第 34 計算期間	5.27
第 35 計算期間	7.86
第 36 計算期間	22.69
第 37 計算期間	1.51
第 38 計算期間	2.44
第 39 計算期間	3.67
第 40 計算期間	△11.51
第 41 計算期間	12.82
第 42 計算期間	2.70
第 43 計算期間	1.63
第 44 計算期間	△3.76
第 45 計算期間	5.59
第 46 計算期間	5.46
第 47 計算期間	△1.76
第 48 計算期間	8.03
第 49 計算期間	11.96
第 50 計算期間	△7.97
第 51 計算期間	2.70
第 52 計算期間	△2.26
第 53 計算期間	5.03
第 54 計算期間	△5.54
第 55 計算期間	△1.04

第 56 計算期間	△11.08
第 57 計算期間	△0.11
第 58 計算期間	3.04
第 59 計算期間	△2.41
第 60 計算期間	△0.46
第 61 計算期間	△9.44
第 62 計算期間	8.37
第 63 計算期間	△3.13
第 64 計算期間	9.49
第 65 計算期間	△8.47
第 66 計算期間	△4.23
第 67 計算期間	8.13
第 68 計算期間	△11.95
第 69 計算期間	12.84
第 70 計算期間	△1.69
第 71 計算期間	6.50
第 72 計算期間	6.51
第 73 計算期間	3.59
第 74 計算期間	△5.39
第 75 計算期間	△34.27
第 76 計算期間	4.79
第 77 計算期間	3.29
第 78 計算期間	15.01
第 79 計算期間	6.06
第 80 計算期間	△0.99
第 81 計算期間	4.05
第 82 計算期間	4.75
第 83 計算期間	8.29
第 84 計算期間	6.68
第 85 計算期間	4.41
第 86 計算期間	7.56
第 87 計算期間	1.82
第 88 計算期間	3.87
第 89 計算期間	△1.47
第 90 計算期間	8.30
第 91 計算期間	△4.23
第 92 計算期間	△0.38
第 93 計算期間	14.30
第 94 計算期間	△8.32
第 95 計算期間	2.91
第 96 計算期間	△7.09

第 97 計算期間	1.81
第 98 計算期間	0.45
第 99 計算期間	△7.47
第 100 計算期間	15.30
第 101 計算期間	△9.09
第 102 計算期間	5.03
第 103 計算期間	△0.59
第 104 計算期間	7.30
第 105 計算期間	2.41
第 106 計算期間	△7.71

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	14,779,263	—	14,779,263
第 2 計算期間	1,020,734	—	15,799,997
第 3 計算期間	43	—	15,800,040
第 4 計算期間	730,907	730,865	15,800,082
第 5 計算期間	43	—	15,800,125
第 6 計算期間	41	4,769,567	11,030,599
第 7 計算期間	42	—	11,030,641
第 8 計算期間	42	—	11,030,683
第 9 計算期間	34	—	11,030,717
第 10 計算期間	31	10,046	11,020,702
第 11 計算期間	—	—	11,020,702
第 12 計算期間	—	—	11,020,702
第 13 計算期間	—	—	11,020,702
第 14 計算期間	—	—	11,020,702
第 15 計算期間	—	—	11,020,702
第 16 計算期間	—	—	11,020,702
第 17 計算期間	—	—	11,020,702
第 18 計算期間	7,609	—	11,028,311
第 19 計算期間	30	7,639	11,020,702
第 20 計算期間	75,756	—	11,096,458
第 21 計算期間	8,944	—	11,105,402
第 22 計算期間	21,205	3,238	11,123,369
第 23 計算期間	9,308	—	11,132,677
第 24 計算期間	8,944,363	—	20,077,040
第 25 計算期間	49,825	8,994,177	11,132,688
第 26 計算期間	28,974	—	11,161,662

第 27 計算期間	1, 433, 609	—	12, 595, 271
第 28 計算期間	7, 710	—	12, 602, 981
第 29 計算期間	129, 805	—	12, 732, 786
第 30 計算期間	8, 300	—	12, 741, 086
第 31 計算期間	10, 930	982	12, 751, 034
第 32 計算期間	10, 817	—	12, 761, 851
第 33 計算期間	8, 163	10, 440	12, 759, 574
第 34 計算期間	25, 261	—	12, 784, 835
第 35 計算期間	1, 578, 930	—	14, 363, 765
第 36 計算期間	434, 005	136, 701	14, 661, 069
第 37 計算期間	214, 230	232, 335	14, 642, 964
第 38 計算期間	244, 444	65, 329	14, 822, 079
第 39 計算期間	482, 310	171, 582	15, 132, 807
第 40 計算期間	1, 073, 932	1, 425, 260	14, 781, 479
第 41 計算期間	182, 100	—	14, 963, 579
第 42 計算期間	491, 326	50, 719	15, 404, 186
第 43 計算期間	9, 708, 531	173, 109	24, 939, 608
第 44 計算期間	707, 348	515, 924	25, 131, 032
第 45 計算期間	192, 135	1, 763, 883	23, 559, 284
第 46 計算期間	342, 495	186, 594	23, 715, 185
第 47 計算期間	191, 268	193, 666	23, 712, 787
第 48 計算期間	131, 101	57, 694	23, 786, 194
第 49 計算期間	7, 762, 847	579, 863	30, 969, 178
第 50 計算期間	372, 326	215, 815	31, 125, 689
第 51 計算期間	31, 334, 830	220, 115	62, 240, 404
第 52 計算期間	218, 802	240, 871	62, 218, 335
第 53 計算期間	540, 615	1, 571, 617	61, 187, 333
第 54 計算期間	70, 108	558, 643	60, 698, 798
第 55 計算期間	102, 700	3, 125, 456	57, 676, 042
第 56 計算期間	28, 592	6, 427, 834	51, 276, 800
第 57 計算期間	146, 406	118, 014	51, 305, 192
第 58 計算期間	83, 247	1, 332	51, 387, 107
第 59 計算期間	77, 132	381, 939	51, 082, 300
第 60 計算期間	175, 556	90, 950	51, 166, 906
第 61 計算期間	53, 015	22, 469	51, 197, 452
第 62 計算期間	42, 248	6, 418, 794	44, 820, 906
第 63 計算期間	29, 423	22, 896	44, 827, 433
第 64 計算期間	33, 332	19, 704, 387	25, 156, 378
第 65 計算期間	28, 884	2, 260	25, 183, 002
第 66 計算期間	34, 056	11, 480, 763	13, 736, 295
第 67 計算期間	35, 411	18, 237	13, 753, 469

第 68 計算期間	146,507	147	13,899,829
第 69 計算期間	95,816	497,799	13,497,846
第 70 計算期間	36,821	155,003	13,379,664
第 71 計算期間	48,030	26,501	13,401,193
第 72 計算期間	37,242	88	13,438,347
第 73 計算期間	1,319,381	1,974,364	12,783,364
第 74 計算期間	82,597	998,999	11,866,962
第 75 計算期間	79,916	8,573	11,938,305
第 76 計算期間	53,349	47,086	11,944,568
第 77 計算期間	198,065	417	12,142,216
第 78 計算期間	50,678	4,816	12,188,078
第 79 計算期間	42,302	762	12,229,618
第 80 計算期間	37,650	4,886,468	7,380,800
第 81 計算期間	36,055	19,545	7,397,310
第 82 計算期間	40,878	124,957	7,313,231
第 83 計算期間	38,449	363,500	6,988,180
第 84 計算期間	144,609	78,651	7,054,138
第 85 計算期間	149,636	217,703	6,986,071
第 86 計算期間	54,705	163,911	6,876,865
第 87 計算期間	85,632	30,718	6,931,779
第 88 計算期間	152,497	234,156	6,850,120
第 89 計算期間	93,324	47,642	6,895,802
第 90 計算期間	1,038,089	205,000	7,728,891
第 91 計算期間	1,268,829	951,087	8,046,633
第 92 計算期間	625,123	1,044,099	7,627,657
第 93 計算期間	5,811,850	304,560	13,134,947
第 94 計算期間	1,203,068	6,590,453	7,747,562
第 95 計算期間	59,975	59,828	7,747,709
第 96 計算期間	67,521	301,482	7,513,748
第 97 計算期間	99,057	489,756	7,123,049
第 98 計算期間	77,145	1,971,098	5,229,096
第 99 計算期間	75,181	34,926	5,269,351
第 100 計算期間	84,634	154,511	5,199,474
第 101 計算期間	59,355	18,313	5,240,516
第 102 計算期間	192,740	41,804	5,391,452
第 103 計算期間	79,423	4,752	5,466,123
第 104 計算期間	130,875	10,501	5,586,497
第 105 計算期間	314,958	168,567	5,732,888
第 106 計算期間	59,484	1,105	5,791,267

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	48,097,824	98.25
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.20
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	757,452	1.55
純資産総額		48,955,246	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド (IDRクラス)	43,059,825	1.09	47,150,508	1.117	48,097,824	98.25
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.25
親投資信託受益証券	0.20
合計	98.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	244,606,904	245,532,894	10,566	10,606
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	225,626,712	226,556,998	9,701	9,741
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	208,415,647	209,243,780	10,067	10,107
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	190,769,567	191,567,752	9,560	9,600
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	181,172,208	181,914,692	9,760	9,800
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	171,739,412	172,427,966	9,977	10,017
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	125,515,990	126,018,208	9,997	10,037
第8計算期間末日 (平成26年8月14日)	100,925,919	101,330,664	9,974	10,014
第9計算期間末日 (平成26年9月16日)	97,121,409	97,483,216	10,737	10,777
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	82,642,319	82,973,834	9,971	10,011
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	93,410,373	93,725,543	11,855	11,895
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	67,629,168	67,854,648	11,997	12,037
第13計算期間末日 (平成27年1月14日)	74,312,833	74,571,574	11,488	11,528
第14計算期間末日 (平成27年2月16日)	76,806,109	77,066,336	11,806	11,846
第15計算期間末日 (平成27年3月16日)	71,587,727	71,922,239	12,840	12,900
第16計算期間末日 (平成27年4月14日)	72,388,830	72,715,632	13,290	13,350
第17計算期間末日 (平成27年5月14日)	71,998,501	72,325,425	13,214	13,274
第18計算期間末日 (平成27年6月15日)	63,835,207	64,112,788	13,798	13,858
第19計算期間末日 (平成27年7月14日)	62,028,538	62,306,281	13,400	13,460
第20計算期間末日 (平成27年8月14日)	42,713,684	42,906,703	13,278	13,338
第21計算期間末日 (平成27年9月14日)	34,145,085	34,332,598	10,926	10,986
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	37,332,530	37,525,750	11,593	11,653
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	36,829,009	37,003,022	12,699	12,759
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	35,168,451	35,342,613	12,116	12,176
第25計算期間末日 (平成28年1月14日)	37,073,132	37,273,611	11,095	11,155
第26計算期間末日 (平成28年2月15日)	29,115,306	29,315,985	8,705	8,765
第27計算期間末日 (平成28年3月14日)	34,199,515	34,395,102	10,491	10,551
第28計算期間末日 (平成28年4月14日)	33,140,532	33,338,616	10,038	10,098
第29計算期間末日 (平成28年5月16日)	32,096,111	32,294,393	9,712	9,772
第30計算期間末日 (平成28年6月14日)	30,406,774	30,605,291	9,190	9,250
第31計算期間末日 (平成28年7月14日)	30,186,474	30,385,243	9,112	9,172
第32計算期間末日 (平成28年8月15日)	29,921,518	30,120,540	9,021	9,081
第33計算期間末日 (平成28年9月14日)	29,937,056	30,136,404	9,010	9,070
第34計算期間末日 (平成28年10月14日)	31,107,840	31,307,441	9,351	9,411
第35計算期間末日 (平成28年11月14日)	32,798,549	32,998,385	9,848	9,908
第36計算期間末日 (平成28年12月14日)	38,317,745	38,517,627	11,502	11,562
第37計算期間末日 (平成29年1月16日)	38,056,480	38,254,990	11,503	11,563
第38計算期間末日 (平成29年2月14日)	38,357,542	38,556,619	11,561	11,621

第 39 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 14 日)	38,818,468	39,017,779	11,686	11,746
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 14 日)	34,919,518	35,119,083	10,499	10,559
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	38,419,653	38,618,568	11,589	11,649
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 14 日)	32,621,130	32,794,052	11,319	11,379
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 14 日)	33,989,918	34,163,032	11,781	11,841
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	32,935,691	33,109,007	11,402	11,462
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 14 日)	34,279,845	34,453,064	11,874	11,934
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 16 日)	35,495,381	35,668,761	12,284	12,344
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 14 日)	38,148,362	38,324,548	12,991	13,051
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 14 日)	39,107,267	39,288,859	12,921	12,981
第 49 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	59,081,623	59,343,284	13,548	13,608
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 14 日)	50,576,130	50,836,716	11,645	11,705
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 14 日)	50,402,483	50,662,973	11,609	11,669
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 16 日)	50,134,256	50,394,979	11,537	11,597
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	52,345,929	52,606,846	12,037	12,097
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 14 日)	53,248,544	53,509,702	12,234	12,294
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 17 日)	51,108,825	51,370,182	11,733	11,793
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 14 日)	47,951,600	48,213,181	10,999	11,059
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 14 日)	48,516,065	48,777,749	11,124	11,184
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	47,664,400	47,926,165	10,925	10,985
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 14 日)	47,612,805	47,874,662	10,910	10,970
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 14 日)	47,314,206	47,576,598	10,819	10,879
第 61 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	42,984,131	43,246,676	9,823	9,883
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 14 日)	46,758,959	47,021,510	10,686	10,746
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 14 日)	45,792,904	46,055,665	10,457	10,517
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	41,362,829	41,585,635	11,139	11,199
第 65 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 14 日)	37,742,023	37,965,022	10,155	10,215
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 14 日)	37,958,309	38,181,592	10,200	10,260
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	39,294,518	39,518,039	10,548	10,608
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 14 日)	36,224,351	36,447,956	9,720	9,780
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 17 日)	40,109,492	40,333,444	10,746	10,806
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	39,558,647	39,782,812	10,588	10,648
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 14 日)	42,316,540	42,540,791	11,322	11,382
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 16 日)	43,957,560	44,182,412	11,730	11,790
第 73 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	37,012,970	37,197,398	12,041	12,101
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 14 日)	36,693,085	36,878,143	11,897	11,957
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 16 日)	25,639,133	25,834,746	7,864	7,924
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 14 日)	27,779,003	27,977,067	8,415	8,475
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 14 日)	31,414,003	31,611,789	9,530	9,590
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	35,180,943	35,378,741	10,672	10,732
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 14 日)	35,714,698	35,913,157	10,798	10,858

第 80 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 14 日)	37,061,947	37,266,830	10,854	10,914
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	36,502,713	36,706,963	10,723	10,783
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 14 日)	37,888,731	38,092,537	11,154	11,214
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 16 日)	40,017,128	40,221,078	11,773	11,833
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	40,417,117	40,615,850	12,202	12,262
第 85 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 14 日)	42,665,694	42,865,612	12,805	12,865
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	44,312,999	44,514,895	13,169	13,229
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	42,191,655	42,381,675	13,322	13,382
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 14 日)	42,655,954	42,849,150	13,247	13,307
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 14 日)	41,511,362	41,703,678	12,951	13,011
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	43,659,983	43,853,065	13,567	13,627
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 14 日)	42,815,203	43,004,976	13,537	13,597
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 16 日)	42,200,075	42,389,162	13,391	13,451
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 14 日)	46,447,037	46,635,526	14,785	14,845
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 14 日)	44,522,561	44,711,193	14,162	14,222
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	46,888,447	47,077,175	14,907	14,967
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 14 日)	45,103,863	45,293,006	14,308	14,368
第 97 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 14 日)	43,954,645	44,142,443	14,043	14,103
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	42,523,568	42,710,543	13,646	13,706
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	38,991,965	39,179,110	12,501	12,561
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 14 日)	43,227,615	43,415,111	13,833	13,893
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 16 日)	42,374,504	42,561,381	13,605	13,665
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 14 日)	44,049,488	44,237,043	14,092	14,152
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 14 日)	44,420,833	44,607,750	14,259	14,319
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	46,542,262	46,729,123	14,944	15,004
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 14 日)	50,017,039	50,204,101	16,043	16,103
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 14 日)	48,006,705	48,198,312	15,033	15,093
	令和 3 年 10 月末日	45,822,251	—	14,561	—
	11 月末日	44,895,331	—	14,267	—
	12 月末日	45,952,035	—	14,705	—
	令和 4 年 1 月末日	39,976,257	—	12,854	—
	2 月末日	40,777,016	—	13,072	—
	3 月末日	44,136,269	—	14,129	—
	4 月末日	43,066,227	—	13,831	—
	5 月末日	42,274,915	—	13,547	—
	6 月末日	44,661,342	—	14,284	—
	7 月末日	45,385,285	—	14,543	—
	8 月末日	47,895,220	—	15,363	—
	9 月末日	47,002,444	—	14,940	—

10 月末日	48,955,246	—	15,321	—
--------	------------	---	--------	---

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	40 円
第 2 計算期間	40 円
第 3 計算期間	40 円
第 4 計算期間	40 円
第 5 計算期間	40 円
第 6 計算期間	40 円
第 7 計算期間	40 円
第 8 計算期間	40 円
第 9 計算期間	40 円
第 10 計算期間	40 円
第 11 計算期間	40 円
第 12 計算期間	40 円
第 13 計算期間	40 円
第 14 計算期間	40 円
第 15 計算期間	60 円
第 16 計算期間	60 円
第 17 計算期間	60 円
第 18 計算期間	60 円
第 19 計算期間	60 円
第 20 計算期間	60 円
第 21 計算期間	60 円
第 22 計算期間	60 円
第 23 計算期間	60 円
第 24 計算期間	60 円
第 25 計算期間	60 円
第 26 計算期間	60 円
第 27 計算期間	60 円
第 28 計算期間	60 円
第 29 計算期間	60 円
第 30 計算期間	60 円
第 31 計算期間	60 円
第 32 計算期間	60 円
第 33 計算期間	60 円
第 34 計算期間	60 円
第 35 計算期間	60 円
第 36 計算期間	60 円

第 37 計算期間	60 円
第 38 計算期間	60 円
第 39 計算期間	60 円
第 40 計算期間	60 円
第 41 計算期間	60 円
第 42 計算期間	60 円
第 43 計算期間	60 円
第 44 計算期間	60 円
第 45 計算期間	60 円
第 46 計算期間	60 円
第 47 計算期間	60 円
第 48 計算期間	60 円
第 49 計算期間	60 円
第 50 計算期間	60 円
第 51 計算期間	60 円
第 52 計算期間	60 円
第 53 計算期間	60 円
第 54 計算期間	60 円
第 55 計算期間	60 円
第 56 計算期間	60 円
第 57 計算期間	60 円
第 58 計算期間	60 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	60 円
第 75 計算期間	60 円
第 76 計算期間	60 円
第 77 計算期間	60 円

第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	6.06
第 2 計算期間	△7.80
第 3 計算期間	4.18
第 4 計算期間	△4.63
第 5 計算期間	2.51
第 6 計算期間	2.63
第 7 計算期間	0.60
第 8 計算期間	0.17

第 9 計算期間	8.05
第 10 計算期間	△6.76
第 11 計算期間	19.29
第 12 計算期間	1.53
第 13 計算期間	△3.90
第 14 計算期間	3.11
第 15 計算期間	9.26
第 16 計算期間	3.97
第 17 計算期間	△0.12
第 18 計算期間	4.87
第 19 計算期間	△2.44
第 20 計算期間	△0.46
第 21 計算期間	△17.26
第 22 計算期間	6.65
第 23 計算期間	10.05
第 24 計算期間	△4.11
第 25 計算期間	△7.93
第 26 計算期間	△21.00
第 27 計算期間	21.20
第 28 計算期間	△3.74
第 29 計算期間	△2.64
第 30 計算期間	△4.75
第 31 計算期間	△0.19
第 32 計算期間	△0.34
第 33 計算期間	0.54
第 34 計算期間	4.45
第 35 計算期間	5.95
第 36 計算期間	17.40
第 37 計算期間	0.53
第 38 計算期間	1.02
第 39 計算期間	1.60
第 40 計算期間	△9.64
第 41 計算期間	10.95
第 42 計算期間	△1.81
第 43 計算期間	4.61
第 44 計算期間	△2.70
第 45 計算期間	4.66
第 46 計算期間	3.95
第 47 計算期間	6.24
第 48 計算期間	△0.07
第 49 計算期間	5.31

第 50 計算期間	△13.60
第 51 計算期間	0.20
第 52 計算期間	△0.10
第 53 計算期間	4.85
第 54 計算期間	2.13
第 55 計算期間	△3.60
第 56 計算期間	△5.74
第 57 計算期間	1.68
第 58 計算期間	△1.24
第 59 計算期間	0.41
第 60 計算期間	△0.28
第 61 計算期間	△8.65
第 62 計算期間	9.39
第 63 計算期間	△1.58
第 64 計算期間	7.09
第 65 計算期間	△8.29
第 66 計算期間	1.03
第 67 計算期間	4.00
第 68 計算期間	△7.28
第 69 計算期間	11.17
第 70 計算期間	△0.91
第 71 計算期間	7.49
第 72 計算期間	4.13
第 73 計算期間	3.16
第 74 計算期間	△0.69
第 75 計算期間	△33.39
第 76 計算期間	7.76
第 77 計算期間	13.96
第 78 計算期間	12.61
第 79 計算期間	1.74
第 80 計算期間	1.07
第 81 計算期間	△0.65
第 82 計算期間	4.57
第 83 計算期間	6.08
第 84 計算期間	4.15
第 85 計算期間	5.43
第 86 計算期間	3.31
第 87 計算期間	1.61
第 88 計算期間	△0.11
第 89 計算期間	△1.78
第 90 計算期間	5.21

第 91 計算期間	0. 22
第 92 計算期間	△0. 63
第 93 計算期間	10. 85
第 94 計算期間	△3. 80
第 95 計算期間	5. 68
第 96 計算期間	△3. 61
第 97 計算期間	△1. 43
第 98 計算期間	△2. 39
第 99 計算期間	△7. 95
第 100 計算期間	11. 13
第 101 計算期間	△1. 21
第 102 計算期間	4. 02
第 103 計算期間	1. 61
第 104 計算期間	5. 22
第 105 計算期間	7. 75
第 106 計算期間	△5. 92

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	247, 978, 473	16, 480, 855	231, 497, 618
第 2 計算期間	1, 073, 886	—	232, 571, 504
第 3 計算期間	121, 540	25, 659, 593	207, 033, 451
第 4 計算期間	348, 897	7, 835, 903	199, 546, 445
第 5 計算期間	91, 480	14, 016, 704	185, 621, 221
第 6 計算期間	89, 978	13, 572, 468	172, 138, 731
第 7 計算期間	78, 207	46, 662, 201	125, 554, 737
第 8 計算期間	86, 032	24, 454, 426	101, 186, 343
第 9 計算期間	71, 110	10, 805, 699	90, 451, 754
第 10 計算期間	50, 070	7, 623, 025	82, 878, 799
第 11 計算期間	10, 613, 245	14, 699, 489	78, 792, 555
第 12 計算期間	1, 087, 992	23, 510, 300	56, 370, 247
第 13 計算期間	8, 315, 179	—	64, 685, 426
第 14 計算期間	371, 370	—	65, 056, 796
第 15 計算期間	410, 737	9, 715, 493	55, 752, 040
第 16 計算期間	789, 658	2, 074, 650	54, 467, 048
第 17 計算期間	27, 928	7, 500	54, 487, 476
第 18 計算期間	1, 059, 136	9, 283, 000	46, 263, 612
第 19 計算期間	27, 451	413	46, 290, 650
第 20 計算期間	44, 714	14, 165, 425	32, 169, 939

第 21 計算期間	73,631	991,348	31,252,222
第 22 計算期間	955,186	3,944	32,203,464
第 23 計算期間	310,393	3,511,688	29,002,169
第 24 計算期間	27,085	2,216	29,027,038
第 25 計算期間	4,388,730	2,500	33,413,268
第 26 計算期間	36,617	3,275	33,446,610
第 27 計算期間	47,474	896,236	32,597,848
第 28 計算期間	419,962	3,720	33,014,090
第 29 計算期間	33,067	—	33,047,157
第 30 計算期間	39,172	—	33,086,329
第 31 計算期間	41,844	—	33,128,173
第 32 計算期間	42,171	—	33,170,344
第 33 計算期間	63,758	9,435	33,224,667
第 34 計算期間	42,264	—	33,266,931
第 35 計算期間	39,129	—	33,306,060
第 36 計算期間	74,020	66,380	33,313,700
第 37 計算期間	54,122	282,804	33,085,018
第 38 計算期間	95,399	828	33,179,589
第 39 計算期間	43,512	4,442	33,218,659
第 40 計算期間	42,253	—	33,260,912
第 41 計算期間	48,876	157,252	33,152,536
第 42 計算期間	25,441	4,357,507	28,820,470
第 43 計算期間	35,265	3,378	28,852,357
第 44 計算期間	33,667	—	28,886,024
第 45 計算期間	25,590	41,778	28,869,836
第 46 計算期間	35,921	9,045	28,896,712
第 47 計算期間	1,263,637	795,862	29,364,487
第 48 計算期間	901,001	136	30,265,352
第 49 計算期間	14,835,403	1,490,475	43,610,280
第 50 計算期間	34,460	213,599	43,431,141
第 51 計算期間	31,012	47,052	43,415,101
第 52 計算期間	39,119	301	43,453,919
第 53 計算期間	2,090,481	2,058,155	43,486,245
第 54 計算期間	40,564	374	43,526,435
第 55 計算期間	33,412	301	43,559,546
第 56 計算期間	37,390	88	43,596,848
第 57 計算期間	33,565	16,399	43,614,014
第 58 計算期間	46,679	33,163	43,627,530
第 59 計算期間	32,439	17,135	43,642,834
第 60 計算期間	91,651	2,368	43,732,117
第 61 計算期間	34,308	8,860	43,757,565

第 62 計算期間	45,940	44,911	43,758,594
第 63 計算期間	34,942	—	43,793,536
第 64 計算期間	37,088	6,696,215	37,134,409
第 65 計算期間	32,991	868	37,166,532
第 66 計算期間	47,426	124	37,213,834
第 67 計算期間	48,912	9,125	37,253,621
第 68 計算期間	42,303	28,414	37,267,510
第 69 計算期間	63,485	5,599	37,325,396
第 70 計算期間	46,389	10,919	37,360,866
第 71 計算期間	43,444	28,986	37,375,324
第 72 計算期間	100,277	232	37,475,369
第 73 計算期間	60,487	6,797,795	30,738,061
第 74 計算期間	131,460	26,454	30,843,067
第 75 計算期間	2,064,394	305,240	32,602,221
第 76 計算期間	431,225	22,708	33,010,738
第 77 計算期間	50,109	96,422	32,964,425
第 78 計算期間	145,651	143,654	32,966,422
第 79 計算期間	110,534	310	33,076,646
第 80 計算期間	1,070,566	9	34,147,203
第 81 計算期間	69,350	174,802	34,041,751
第 82 計算期間	26,195	100,151	33,967,795
第 83 計算期間	72,603	48,600	33,991,798
第 84 計算期間	129,195	998,797	33,122,196
第 85 計算期間	201,787	4,231	33,319,752
第 86 計算期間	343,566	13,947	33,649,371
第 87 計算期間	528,182	2,507,390	31,670,163
第 88 計算期間	529,482	172	32,199,473
第 89 計算期間	103,180	249,925	32,052,728
第 90 計算期間	138,812	11,140	32,180,400
第 91 計算期間	367,439	918,893	31,628,946
第 92 計算期間	59,835	174,197	31,514,584
第 93 計算期間	306,572	406,170	31,414,986
第 94 計算期間	108,915	85,164	31,438,737
第 95 計算期間	57,249	41,260	31,454,726
第 96 計算期間	89,302	20,047	31,523,981
第 97 計算期間	87,832	312,126	31,299,687
第 98 計算期間	84,197	221,268	31,162,616
第 99 計算期間	69,793	41,573	31,190,836
第 100 計算期間	119,668	61,041	31,249,463
第 101 計算期間	38,389	141,600	31,146,252
第 102 計算期間	159,998	46,990	31,259,260

第 103 計算期間	95,611	201,886	31,152,985
第 104 計算期間	94,689	104,117	31,143,557
第 105 計算期間	78,980	45,392	31,177,145
第 106 計算期間	767,332	9,919	31,934,558

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,260,143	98.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	46,170	2.00
純資産総額		2,306,313	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,251,587	1.0037	2,259,918	1.0038	2,260,143	98.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年4月14日)	57,855,592	57,855,592	10,001	10,001
第2計算期間末日 (平成26年10月14日)	31,009,061	31,009,061	10,003	10,003
第3計算期間末日 (平成27年4月14日)	22,321,065	22,321,065	10,004	10,004
第4計算期間末日 (平成27年10月14日)	2,313,582	2,313,582	10,007	10,007
第5計算期間末日 (平成28年4月14日)	2,312,534	2,312,534	10,003	10,003
第6計算期間末日 (平成28年10月14日)	2,311,310	2,311,310	9,997	9,997
第7計算期間末日 (平成29年4月14日)	58,955,479	58,955,479	9,998	9,998
第8計算期間末日 (平成29年10月16日)	4,482,872	4,482,872	9,995	9,995
第9計算期間末日 (平成30年4月16日)	10,025,648	10,025,648	9,990	9,990
第10計算期間末日 (平成30年10月15日)	2,329,243	2,329,243	9,987	9,987
第11計算期間末日 (平成31年4月15日)	2,328,613	2,328,613	9,985	9,985
第12計算期間末日 (令和1年10月15日)	2,308,242	2,308,242	9,983	9,983
第13計算期間末日 (令和2年4月14日)	3,322,954	3,322,954	9,983	9,983
第14計算期間末日 (令和2年10月14日)	2,307,685	2,307,685	9,982	9,982
第15計算期間末日 (令和3年4月14日)	26,882,664	26,882,664	9,981	9,981
第16計算期間末日 (令和3年10月14日)	4,633,809	4,633,809	9,979	9,979
第17計算期間末日 (令和4年4月14日)	2,306,732	2,306,732	9,978	9,978
第18計算期間末日 (令和4年10月14日)	2,306,330	2,306,330	9,976	9,976
令和3年10月末日	4,633,781	—	9,979	—
11月末日	4,633,724	—	9,979	—
12月末日	3,116,869	—	9,979	—
令和4年1月末日	2,307,053	—	9,979	—
2月末日	2,306,777	—	9,978	—
3月末日	2,306,746	—	9,978	—
4月末日	2,306,718	—	9,977	—
5月末日	2,306,687	—	9,977	—
6月末日	2,306,657	—	9,977	—
7月末日	2,306,629	—	9,977	—
8月末日	2,306,596	—	9,977	—
9月末日	2,306,343	—	9,976	—
10月末日	2,306,313	—	9,976	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	0.01
第 2 計算期間	0.01
第 3 計算期間	0.00
第 4 計算期間	0.02
第 5 計算期間	△0.03
第 6 計算期間	△0.05
第 7 計算期間	0.01
第 8 計算期間	△0.03
第 9 計算期間	△0.05
第 10 計算期間	△0.03
第 11 計算期間	△0.02
第 12 計算期間	△0.02
第 13 計算期間	0.00
第 14 計算期間	△0.01
第 15 計算期間	△0.01
第 16 計算期間	△0.02
第 17 計算期間	△0.01
第 18 計算期間	△0.02

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	153,963,089	96,114,860	57,848,229
第2計算期間	44,600,158	71,448,387	31,000,000
第3計算期間	117,498,801	126,186,876	22,311,925
第4計算期間	67,679,414	87,679,414	2,311,925
第5計算期間	30,761,172	30,761,172	2,311,925
第6計算期間	6,325,736	6,325,736	2,311,925
第7計算期間	339,771,120	283,113,601	58,969,444
第8計算期間	133,167,554	187,651,972	4,485,026
第9計算期間	28,423,831	22,873,095	10,035,762
第10計算期間	20,261	7,723,837	2,332,186
第11計算期間	—	—	2,332,186
第12計算期間	—	20,000	2,312,186
第13計算期間	3,016,841	2,000,261	3,328,766
第14計算期間	—	1,016,841	2,311,925
第15計算期間	32,638,976	8,016,241	26,934,660
第16計算期間	724,497	23,015,743	4,643,414
第17計算期間	—	2,331,489	2,311,925
第18計算期間	—	—	2,311,925

(参考)

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和4年10月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	47,508,302	100.00
純資産総額		47,508,302	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

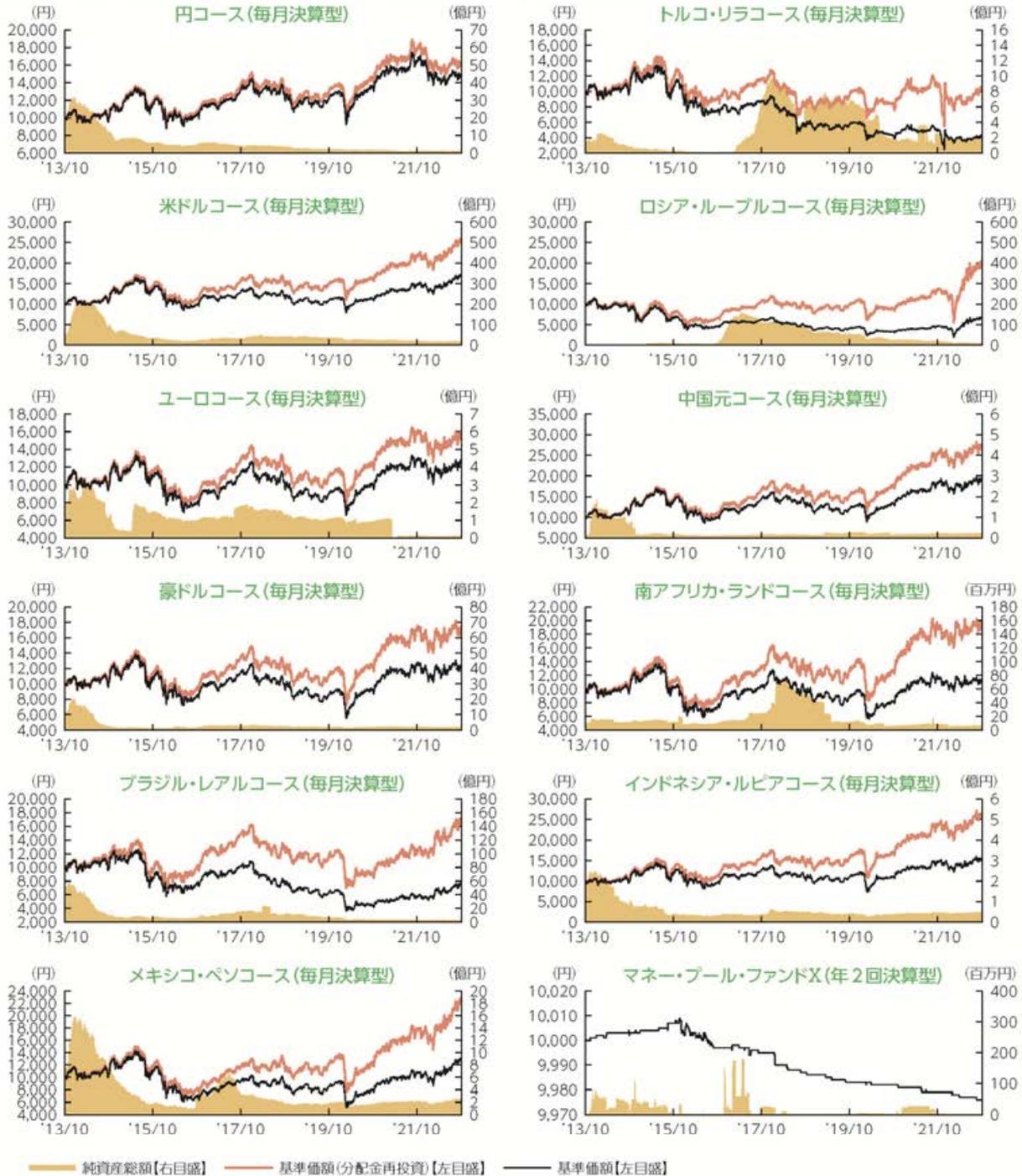


運用実績

2022年10月31日現在

各通貨コース(毎月決算型)、マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移 2013年10月24日(設定日)～2022年10月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
基準価額	14,910 円	17,078 円	12,733 円	12,376 円	7,469 円	13,145 円
純資産総額	1.2億円	19.2億円	0.1億円	1.7億円	3.0億円	2.6億円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
基準価額	4,298 円	6,855 円	19,202 円	11,298 円	15,321 円
純資産総額	2.0億円	10.9億円	0.2億円	6.5百万円	0.4億円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
基準価額	9,976 円
純資産総額	2.3百万円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 分配の推移

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
2022年10月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2022年9月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2022年8月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2022年7月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2022年6月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2022年5月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
直近1年間累計	120円	300円	120円	240円	240円	600円
設定来累計	1,060円	4,825円	2,260円	3,300円	6,220円	5,020円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
2022年10月	40円	0円	50円	50円	60円
2022年9月	40円	0円	50円	50円	60円
2022年8月	40円	0円	50円	50円	60円
2022年7月	40円	0円	50円	50円	60円
2022年6月	40円	0円	50円	50円	60円
2022年5月	40円	0円	50円	50円	60円
直近1年間累計	480円	80円	600円	600円	720円
設定来累計	5,800円	5,680円	4,740円	5,160円	6,080円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
2022年10月	0円
2022年4月	0円
2021年10月	0円
2021年4月	0円
2020年10月	0円
2020年4月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 主要な資産の状況

各ファンド(マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)を除く)

資産構成	円コース (毎月決算型)	米ドルコース (毎月決算型)	ユーロコース (毎月決算型)	豪ドルコース (毎月決算型)	ブラジル・ レアルコース (毎月決算型)	メキシコ・ ペソコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.4%	98.1%	98.7%	98.1%	98.0%	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.5%	1.9%	1.2%	1.8%	2.0%	1.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	トルコ・ リラコース (毎月決算型)	ロシア・ ルーブルコース (毎月決算型)	中国元コース (毎月決算型)	南アフリカ・ ランドコース (毎月決算型)	インドネシア・ ルピアコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.1%	98.1%	97.8%	97.7%	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 第一三共	医薬品	5.6%
2 日本電信電話	情報・通信業	5.0%
3 ソフトバンク	情報・通信業	3.0%
4 塩野義製薬	医薬品	3.0%
5 キーエンス	電気機器	2.5%
6 伊藤忠商事	卸売業	2.5%
7 オービック	情報・通信業	2.4%
8 三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.3%
9 信越化学工業	化学	2.2%
10 ニトリホールディングス	小売業	2.2%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

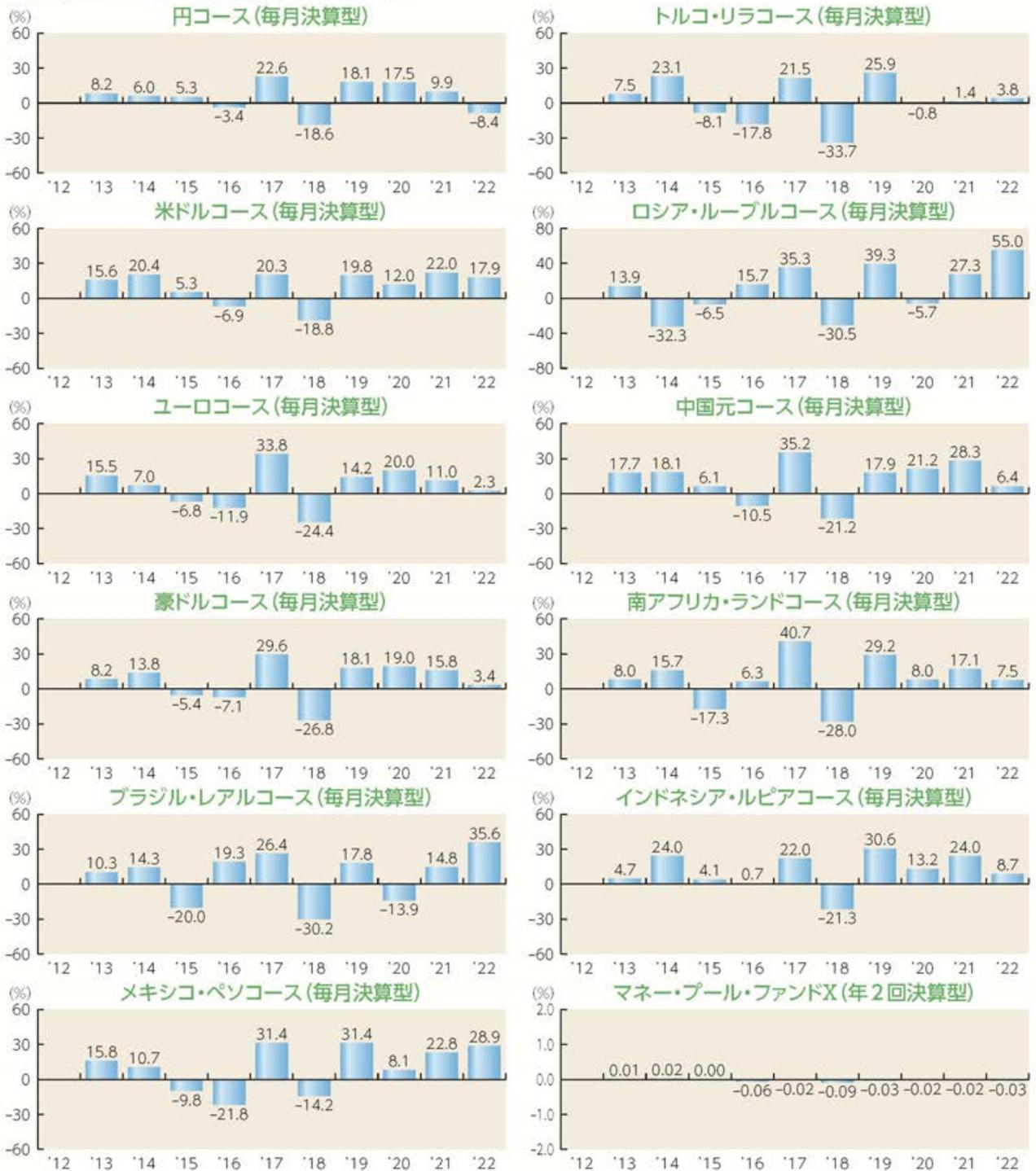
■ 主要な資産の状況

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は申込みできません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。(マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。)

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)があり、分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

さい。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑩その他

- ・スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

<各通貨コース>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

<マネー・プール・ファンドX>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

- ・販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様になります。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2023年10月12日まで（2013年10月24日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
毎月15日から翌月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年1月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。	毎年4月15日から10月14日および10月15日から翌年4月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年4月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

マネー・プール・ファンドXについては、委託会社は、各通貨コースの信託契約が全て解約となる場合には、受託会社と合意のうえ、マネー・プール・ファンドXの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

<各通貨コース>

委託会社は、6ヵ月毎（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

<マネー・プール・ファンドX>

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 4 月 15 日から令和 4 年 10 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,463,408	2,176,960
投資信託受益証券	135,513,158	119,239,667
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	138,076,546	121,516,597
資産合計	138,076,546	121,516,597
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	95,475	83,688
未払解約金	21	57
未払受託者報酬	3,941	3,357
未払委託者報酬	137,924	117,563
未払利息	-	3
その他未払費用	514	440
流動負債合計	237,875	205,108
負債合計	237,875	205,108
純資産の部		
元本等		
元本	95,475,882	83,688,730
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,362,789	37,622,759
（分配準備積立金）	40,007,916	32,938,090
元本等合計	137,838,671	121,311,489
純資産合計	137,838,671	121,311,489
負債純資産合計	138,076,546	121,516,597

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	1,187,710	1,285,338
受取利息	2	1
有価証券売買等損益	△14,170,067	732,277
営業収益合計	△12,982,355	2,017,616
営業費用		

支払利息	234	275
受託者報酬	23,559	21,197
委託者報酬	824,573	741,745
その他費用	3,083	2,764
営業費用合計	851,449	765,981
営業利益又は営業損失(△)	△13,833,804	1,251,635
経常利益又は経常損失(△)	△13,833,804	1,251,635
当期純利益又は当期純損失(△)	△13,833,804	1,251,635
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△98,788	637,179
期首剰余金又は期首欠損金(△)	53,991,995	42,362,789
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,256,537	3,051,810
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,256,537	3,051,810
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,597,252	7,887,931
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,597,252	7,887,931
分配金	553,475	518,365
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,362,789	37,622,759

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	89,334,819円	95,475,882円
期中追加設定元本額	12,383,608円	7,277,401円
期中一部解約元本額	6,242,545円	19,064,553円
2. 受益権の総数	95,475,882口	83,688,730口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日			
1. 分配金の計算過程 第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			1. 分配金の計算過程 第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日			
	項目			項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	183,595円	費用控除後の配当等収益額	A	69,802円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	42,276,735円	収益調整金額	C	50,880,407円

分配準備積立金額	D	42,688,007円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,148,337円
当ファンドの期末残存口数	F	89,347,294口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,530円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	89,347円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,906円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,597,898円
分配準備積立金額	D	42,166,850円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,800,654円
当ファンドの期末残存口数	F	89,037,316口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,524円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	89,037円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,235円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,389,990円
分配準備積立金額	D	41,587,142円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,028,367円
当ファンドの期末残存口数	F	88,265,313口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,519円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	88,265円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,484円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	49,645,368円
分配準備積立金額	D	41,546,782円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,246,634円
当ファンドの期末残存口数	F	95,891,183口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,515円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	95,891円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

分配準備積立金額	D	40,007,830円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,958,039円
当ファンドの期末残存口数	F	95,508,257口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,523円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	95,508円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	196,493円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	49,831,596円
分配準備積立金額	D	34,623,425円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,651,514円
当ファンドの期末残存口数	F	88,773,311口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,535円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	88,773円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	182,950円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,799,217円
分配準備積立金額	D	32,602,796円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,584,963円
当ファンドの期末残存口数	F	83,355,631口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,547円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,355円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	211,114円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,946,925円
分配準備積立金額	D	32,701,255円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,859,294円
当ファンドの期末残存口数	F	83,509,285口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,562円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,509円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	198,027円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	50,828,798円
分配準備積立金額	D	39,912,907円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,815,653円
当ファンドの期末残存口数	F	95,460,966口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,513円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	95,460円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	218,500円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	50,849,493円
分配準備積立金額	D	39,884,891円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,952,884円
当ファンドの期末残存口数	F	95,475,882口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,526円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	95,475円

収益調整金額	C	46,969,050円
分配準備積立金額	D	32,828,601円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,995,678円
当ファンドの期末残存口数	F	83,532,157口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,576円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,532円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	79,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,119,258円
分配準備積立金額	D	32,942,699円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	80,141,036円
当ファンドの期末残存口数	F	83,688,730口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,576円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,688円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,232,325	△6,433,425
親投資信託受益証券	—	—
合計	5,232,325	△6,433,425

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,4437円	1,4496円
(1万口当たり純資産額)	(14,437円)	(14,496円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（JPYクラス）	103,121,740	119,239,667	
投資信託受益証券 合計		103,121,740	119,239,667	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		103,221,332	119,339,637	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,328,307	29,921,212
投資信託受益証券	1,799,593,099	1,831,233,831
親投資信託受益証券	99,980	99,970
未収入金	-	23,202,111
流動資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124
資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,248,781	2,822,460
未払解約金	3,218,407	11,063,005
未払受託者報酬	51,016	51,793
未払委託者報酬	1,785,654	1,812,726
未払利息	15	46
その他未払費用	6,793	6,896
流動負債合計	8,310,666	15,756,926
負債合計	8,310,666	15,756,926
純資産の部		
元本等		
元本	1,299,512,637	1,128,984,108
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	533,198,083	739,716,090
（分配準備積立金）	405,730,067	582,198,853
元本等合計	1,832,710,720	1,868,700,198
純資産合計	1,832,710,720	1,868,700,198
負債純資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	18,355,744	36,571,361
受取利息	37	27
有価証券売買等損益	△8,122,795	289,974,302
営業収益合計	10,232,986	326,545,690
営業費用		
支払利息	3,046	5,360

受託者報酬	313,719	307,803
委託者報酬	10,980,200	10,773,031
その他費用	41,765	40,977
営業費用合計	11,338,730	11,127,171
営業利益又は営業損失(△)	△1,105,744	315,418,519
経常利益又は経常損失(△)	△1,105,744	315,418,519
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,105,744	315,418,519
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,144,618	△1,339,654
期首剰余金又は期首欠損金(△)	615,691,757	533,198,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,889,587	11,773,129
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,889,587	11,773,129
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,081,431	103,953,762
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,081,431	103,953,762
分配金	20,051,468	18,059,533
期末剰余金又は期末欠損金(△)	533,198,083	739,716,090

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	1,441,354,627円	1,299,512,637円
期中追加設定元本額	15,472,830円	20,464,600円
期中一部解約元本額	157,314,820円	190,993,129円
2. 受益権の総数	1,299,512,637口	1,128,984,108口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 2,848,014円		費用控除後の配当等収益額	A 3,229,453円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 15,738,033円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B ー円
	収益調整金額	C 956,801,410円		収益調整金額	C 873,477,166円
	分配準備積立金額	D 432,822,823円		分配準備積立金額	D 394,056,995円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,408,210,280円
当ファンドの期末残存口数	F	1,390,265,136口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,129円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,475,662円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	711,962円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	917,963,847円
分配準備積立金額	D	429,560,548円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,348,236,357円
当ファンドの期末残存口数	F	1,333,644,100口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,109円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,334,110円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	998,030円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	925,302,623円
分配準備積立金額	D	424,438,904円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,350,739,557円
当ファンドの期末残存口数	F	1,338,443,243口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,091円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,346,108円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,081,963円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	922,398,419円
分配準備積立金額	D	420,598,750円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,344,079,132円
当ファンドの期末残存口数	F	1,334,076,254口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,074円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,335,190円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,286,581円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	916,264,297円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,270,763,614円
当ファンドの期末残存口数	F	1,262,462,975口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,065円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,156,157円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,578,258円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	851,145,050円
分配準備積立金額	D	383,899,974円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,239,623,282円
当ファンドの期末残存口数	F	1,230,032,008口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,077円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,075,080円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,233,224円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,264,615円
収益調整金額	C	850,608,180円
分配準備積立金額	D	384,104,091円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,269,210,110円
当ファンドの期末残存口数	F	1,228,205,701口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,333円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,070,514円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,535,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	44,412,698円
収益調整金額	C	829,502,852円
分配準備積立金額	D	403,444,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,283,895,635円
当ファンドの期末残存口数	F	1,196,007,659口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,734円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,990,019円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,520,257円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	162,096,535円
収益調整金額	C	817,228,626円

分配準備積立金額	D	415,003,149円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,332,554,027円
当ファンドの期末残存口数	F	1,324,647,079口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,059円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,311,617円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,960,253円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	899,002,286円
分配準備積立金額	D	405,018,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,307,981,134円
当ファンドの期末残存口数	F	1,299,512,637口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,065円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,248,781円

分配準備積立金額	D	444,521,504円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,431,366,922円
当ファンドの期末残存口数	F	1,178,121,555口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,149円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,945,303円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,991,472円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	789,815,384円
分配準備積立金額	D	579,029,841円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,374,836,697円
当ファンドの期末残存口数	F	1,128,984,108口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,177円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,822,460円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
----	----	----

	[令和 4 年 4 月 14 日現在]	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	192,523,671	△29,031,412
親投資信託受益証券	—	—
合計	192,523,671	△29,031,412

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,4103 円	1,6552 円
(1万口当たり純資産額)	(14,103 円)	(16,552 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (USDクラス)	1,409,291,851	1,831,233,831	
投資信託受益証券 合計		1,409,291,851	1,831,233,831	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		1,409,391,443	1,831,333,801	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,907	164,216
投資信託受益証券	10,510,779	11,059,986
親投資信託受益証券	9,997	9,996
流動資産合計	10,663,683	11,234,198
資産合計	10,663,683	11,234,198
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,267	9,287
未払解約金	31	527
未払受託者報酬	301	307
未払委託者報酬	10,451	10,788
その他未払費用	31	34
流動負債合計	20,081	20,943
負債合計	20,081	20,943
純資産の部		
元本等		
元本	9,267,444	9,287,262
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,376,158	1,925,993
(分配準備積立金)	1,344,019	1,365,994
元本等合計	10,643,602	11,213,255
純資産合計	10,643,602	11,213,255
負債純資産合計	10,663,683	11,234,198

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	64,434	104,910
有価証券売買等損益	△773,868	562,279
営業収益合計	△709,434	667,189
営業費用		
受託者報酬	1,828	1,811
委託者報酬	63,709	63,339
その他費用	198	196
営業費用合計	65,735	65,346

営業利益又は営業損失 (△)	△775,169	601,843
経常利益又は経常損失 (△)	△775,169	601,843
当期純利益又は当期純損失 (△)	△775,169	601,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	356	△87
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,202,997	1,376,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,729	4,804
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,729	4,804
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,504	1,226
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,504	1,226
分配金	55,539	55,673
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,376,158	1,925,993

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 期首元本額	9,243,767 円	9,267,444 円
期中追加設定元本額	32,620 円	26,548 円
期中一部解約元本額	8,943 円	6,730 円
2. 受益権の総数	9,267,444 口	9,287,262 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日			当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程
第 95 期 令和 3 年 10 月 15 日 令和 3 年 11 月 15 日			第 101 期 令和 4 年 4 月 15 日 令和 4 年 5 月 16 日
項目			項目
費用控除後の配当等収益額	A	9,902 円	費用控除後の配当等収益額
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額
収益調整金額	C	2,759,836 円	収益調整金額
分配準備積立金額	D	1,376,304 円	分配準備積立金額
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,146,042 円	当ファンドの分配対象収益額
当ファンドの期末残存口数	F	9,248,070 口	当ファンドの期末残存口数
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,483 円	1 万口当たり収益分配対象額
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額

収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,248 円
---------	--------------	---------

第 96 期

令和 3 年 11 月 16 日

令和 3 年 12 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,761,246 円
分配準備積立金額	D	1,376,831 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,138,077 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,250,943 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,473 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,250 円

第 97 期

令和 3 年 12 月 15 日

令和 4 年 1 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,762,857 円
分配準備積立金額	D	1,367,579 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,130,436 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,254,553 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,463 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,254 円

第 98 期

令和 4 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,763,397 円
分配準備積立金額	D	1,357,634 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,121,031 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,254,212 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,453 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,254 円

第 99 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,135 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,768,961 円
分配準備積立金額	D	1,348,380 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,119,476 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,266,741 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,445 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,272 円
---------	--------------	---------

第 102 期

令和 4 年 5 月 17 日

令和 4 年 6 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,775 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,773,608 円
分配準備積立金額	D	1,336,460 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,123,843 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,276,148 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,445 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,276 円

第 103 期

令和 4 年 6 月 15 日

令和 4 年 7 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,833 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,773,902 円
分配準備積立金額	D	1,340,377 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,126,112 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,275,479 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,448 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,275 円

第 104 期

令和 4 年 7 月 15 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,610 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,775,466 円
分配準備積立金額	D	1,342,885 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,134,961 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,278,886 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,456 円
1 万円当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,278 円

第 105 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,528 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,778,520 円
分配準備積立金額	D	1,350,138 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,149,186 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,285,557 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,468 円

1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,266 円

第 100 期

令和 4 年 3 月 15 日

令和 4 年 4 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,455 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,769,692 円
分配準備積立金額	D	1,340,831 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,122,978 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,267,444 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,448 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,267 円

1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,285 円

第 106 期

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年 10 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,095 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,779,484 円
分配準備積立金額	D	1,361,186 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,154,765 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,287,262 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,473 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,287 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 4 年 4 月 14 日現在]	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針	(1) 有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	に係る事項に関する注記)に記載しております。	
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	986,739	△703,413
親投資信託受益証券	—	—
合計	986,739	△703,413

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,1485円	1,2074円
(1万口当たり純資産額)	(11,485円)	(12,074円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（EU Rクラス）	8,447,897	11,059,986	

投資信託受益証券 合計		8,447,897	11,059,986	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	9,996	
親投資信託受益証券 合計		9,959	9,996	
	合計	8,457,856	11,069,982	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,827,711	3,736,554
投資信託受益証券	187,999,051	165,174,145
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	190,926,742	169,010,669
資産合計	190,926,742	169,010,669
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	322,115	289,057
未払解約金	9	55
未払受託者報酬	5,305	4,971
未払委託者報酬	185,629	173,937
未払利息	1	5
その他未払費用	697	653
流動負債合計	513,756	468,678
負債合計	513,756	468,678
純資産の部		
元本等		
元本	161,057,601	144,528,757
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	29,355,385	24,013,234
(分配準備積立金)	37,772,553	42,774,810
元本等合計	190,412,986	168,541,991
純資産合計	190,412,986	168,541,991
負債純資産合計	190,926,742	169,010,669

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	1,741,228	3,172,113
受取利息	2	2
有価証券売買等損益	△2,031,569	△2,083,650
営業収益合計	△290,339	1,088,465
営業費用		
支払利息	207	413
受託者報酬	32,300	30,703

委託者報酬	1,130,419	1,074,539
その他費用	4,249	4,036
営業費用合計	1,167,175	1,109,691
営業利益又は営業損失(△)	△1,457,514	△21,226
経常利益又は経常損失(△)	△1,457,514	△21,226
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,457,514	△21,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△642,959	△983,338
期首剰余金又は期首欠損金(△)	33,880,542	29,355,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,024	53,258
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,024	53,258
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,775,987	4,509,450
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,775,987	4,509,450
分配金	1,991,639	1,848,071
期末剰余金又は期末欠損金(△)	29,355,385	24,013,234

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	170,907,360円	161,057,601円
期中追加設定元本額	359,343円	273,714円
期中一部解約元本額	10,209,102円	16,802,558円
2. 受益権の総数	161,057,601口	144,528,757口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程 第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			1. 分配金の計算過程 第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	284,371円	費用控除後の配当等収益額	A	136,542円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	348,360円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,367,249円	収益調整金額	C	65,125,594円
分配準備積立金額	D	40,865,877円	分配準備積立金額	D	36,531,547円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,865,857円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,793,683円

当ファンドの期末残存口数	F	170,949,934 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,602 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,899 円

第 96 期

令和 3 年 11 月 16 日

令和 3 年 12 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63,348 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,393,721 円
分配準備積立金額	D	41,156,709 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,613,778 円
当ファンドの期末残存口数	F	170,990,151 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,585 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,980 円

第 97 期

令和 3 年 12 月 15 日

令和 4 年 1 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	90,777 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,421,117 円
分配準備積立金額	D	40,877,875 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,389,769 円
当ファンドの期末残存口数	F	171,031,567 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,571 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	342,063 円

第 98 期

令和 4 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	83,238 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	67,189,015 円
分配準備積立金額	D	38,204,309 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	105,476,562 円
当ファンドの期末残存口数	F	160,873,921 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,556 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	321,747 円

第 99 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,294 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	67,217,777 円
分配準備積立金額	D	37,965,800 円

当ファンドの期末残存口数	F	155,809,005 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,533 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,618 円

第 102 期

令和 4 年 5 月 17 日

令和 4 年 6 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	381,008 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	65,155,965 円
分配準備積立金額	D	36,356,426 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	101,893,399 円
当ファンドの期末残存口数	F	155,855,549 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,537 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,711 円

第 103 期

令和 4 年 6 月 15 日

令和 4 年 7 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	449,511 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	65,184,742 円
分配準備積立金額	D	36,425,592 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	102,059,845 円
当ファンドの期末残存口数	F	155,899,490 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,546 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,798 円

第 104 期

令和 4 年 7 月 15 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	630,568 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	998,461 円
収益調整金額	C	65,218,607 円
分配準備積立金額	D	36,563,217 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	103,410,853 円
当ファンドの期末残存口数	F	155,951,191 口
1 万円当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,630 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,902 円

第 105 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	674,573 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,746,756 円
収益調整金額	C	65,246,138 円
分配準備積立金額	D	37,880,216 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,293,871円
当ファンドの期末残存口数	F	160,917,922口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,543円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	321,835円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	340,417円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	67,308,903円
分配準備積立金額	D	37,754,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,403,571円
当ファンドの期末残存口数	F	161,057,601口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,544円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	322,115円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,547,683円
当ファンドの期末残存口数	F	155,992,630口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,150円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	311,985円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	466,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	60,463,083円
分配準備積立金額	D	42,597,621円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,526,950円
当ファンドの期末残存口数	F	144,528,757口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,163円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	289,057円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
----	---------------------	----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	21,182,502	△20,443,116
親投資信託受益証券	—	—
合計	21,182,502	△20,443,116

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.1823円	1.1661円
(1万口当たり純資産額)	(11,823円)	(11,661円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（AUDクラス）	140,669,516	165,174,145	
投資信託受益証券 合計		140,669,516	165,174,145	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		140,769,108	165,274,115	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,414,049	4,742,340
投資信託受益証券	332,522,955	296,654,262
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	338,036,984	301,496,572
資産合計	338,036,984	301,496,572
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,009,705	828,580
未払解約金	-	501
未払受託者報酬	9,081	8,214
未払委託者報酬	317,928	287,476
未払利息	2	7
その他未払費用	1,202	1,086
流動負債合計	1,337,918	1,125,864
負債合計	1,337,918	1,125,864
純資産の部		
元本等		
元本	504,852,997	414,290,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△168,153,931	△113,919,351
(分配準備積立金)	9,252,320	21,300,815
元本等合計	336,699,066	300,370,708
純資産合計	336,699,066	300,370,708
負債純資産合計	338,036,984	301,496,572

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	15,385,099	21,689,479
受取利息	4	3
有価証券売買等損益	49,061,616	11,421,535
営業収益合計	64,446,719	33,111,017
営業費用		
支払利息	430	772
受託者報酬	50,429	50,841

委託者報酬	1,765,123	1,779,391
その他費用	6,666	6,717
営業費用合計	1,822,648	1,837,721
営業利益又は営業損失(△)	62,624,071	31,273,296
経常利益又は経常損失(△)	62,624,071	31,273,296
当期純利益又は当期純損失(△)	62,624,071	31,273,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	687,412	4,551,892
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△242,244,892	△168,153,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,121,214	34,636,154
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,121,214	34,636,154
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,655,142	1,792,070
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,655,142	1,792,070
分配金	6,311,770	5,330,908
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△168,153,931	△113,919,351

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	547,094,161円	504,852,997円
期中追加設定元本額	3,980,048円	5,795,575円
期中一部解約元本額	46,221,212円	96,358,513円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	168,153,931円	113,919,351円
3. 受益権の総数	504,852,997口	414,290,059口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日			
1. 分配金の計算過程 第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			1. 分配金の計算過程 第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日			
	項目			項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1,970,905円	費用控除後の配当等収益額	A	3,075,889円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	161,436,247円	収益調整金額	C	149,114,841円

分配準備積立金額	D	1,633,694円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,040,846円
当ファンドの期末残存口数	F	547,124,013口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,016円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,094,248円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,958,961円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	160,816,177円
分配準備積立金額	D	2,498,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,273,389円
当ファンドの期末残存口数	F	545,014,187口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,032円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,090,028円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,246,911円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	154,460,198円
分配準備積立金額	D	3,230,475円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,937,584円
当ファンドの期末残存口数	F	523,460,749口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,055円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,046,921円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,594,275円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	153,555,368円
分配準備積立金額	D	4,399,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	160,549,301円
当ファンドの期末残存口数	F	520,377,996口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,085円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,040,755円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,038,899円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

分配準備積立金額	D	9,251,261円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,441,991円
当ファンドの期末残存口数	F	505,229,316口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,195円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,010,458円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,718,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	133,398,011円
分配準備積立金額	D	10,105,176円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,221,195円
当ファンドの期末残存口数	F	451,920,906口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,257円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	903,841円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,027,201円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	133,477,143円
分配準備積立金額	D	12,917,555円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,421,899円
当ファンドの期末残存口数	F	452,159,402口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,304円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	904,318円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,489,757円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	125,796,953円
分配準備積立金額	D	14,104,363円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,391,073円
当ファンドの期末残存口数	F	425,887,919口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,366円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	851,775円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,725,095円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	151,991,347円
分配準備積立金額	D	5,886,303円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,916,549円
当ファンドの期末残存口数	F	515,056,778口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,104円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,030,113円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,519,161円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	148,995,737円
分配準備積立金額	D	6,742,864円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,257,762円
当ファンドの期末残存口数	F	504,852,997口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,154円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,009,705円

収益調整金額	C	122,938,508円
分配準備積立金額	D	16,292,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,955,691円
当ファンドの期末残存口数	F	415,968,113口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,436円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	831,936円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,056,666円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	122,477,889円
分配準備積立金額	D	19,072,729円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,607,284円
当ファンドの期末残存口数	F	414,290,059口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,490円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	828,580円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	56,025,504	△17,111,355
親投資信託受益証券	—	—
合計	56,025,504	△17,111,355

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	0.6669円	0.7250円
(1万口当たり純資産額)	(6,669円)	(7,250円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（BR Lクラス）	408,783,606	296,654,262	
投資信託受益証券 合計		408,783,606	296,654,262	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		408,883,198	296,754,232	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,781,771	7,356,220
投資信託受益証券	190,062,730	247,751,171
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	194,944,481	255,207,361
資産合計	194,944,481	255,207,361
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	910,536	1,010,967
未払解約金	-	8,890
未払受託者報酬	5,261	6,848
未払委託者報酬	184,132	239,668
未払利息	1	11
その他未払費用	691	904
流動負債合計	1,100,621	1,267,288
負債合計	1,100,621	1,267,288
純資産の部		
元本等		
元本	182,107,383	202,193,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	11,736,477	51,746,553
(分配準備積立金)	50,144,922	83,048,392
元本等合計	193,843,860	253,940,073
純資産合計	193,843,860	253,940,073
負債純資産合計	194,944,481	255,207,361

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	7,677,902	13,102,542
受取利息	2	3
有価証券売買等損益	5,720,374	30,406,579
営業収益合計	13,398,278	43,509,124
営業費用		
支払利息	269	632
受託者報酬	32,203	36,649

委託者報酬	1, 127, 060	1, 282, 731
その他費用	4, 235	4, 828
営業費用合計	1, 163, 767	1, 324, 840
営業利益又は営業損失 (△)	12, 234, 511	42, 184, 284
経常利益又は経常損失 (△)	12, 234, 511	42, 184, 284
当期純利益又は当期純損失 (△)	12, 234, 511	42, 184, 284
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1, 574, 108	23, 846
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4, 252, 968	11, 736, 477
剰余金増加額又は欠損金減少額	114, 954	4, 470, 556
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6, 343	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	108, 611	4, 470, 556
剰余金減少額又は欠損金増加額	747, 912	749, 809
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	690, 190	749, 809
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57, 722	-
分配金	5, 692, 152	5, 871, 109
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	11, 736, 477	51, 746, 553

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 期首元本額	198, 913, 149 円	182, 107, 383 円
期中追加設定元本額	4, 008, 353 円	23, 402, 042 円
期中一部解約元本額	20, 814, 119 円	3, 315, 905 円
2. 受益権の総数	182, 107, 383 口	202, 193, 520 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日			当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日			
1. 分配金の計算過程 第 95 期 令和 3 年 10 月 15 日 令和 3 年 11 月 15 日			1. 分配金の計算過程 第 101 期 令和 4 年 4 月 15 日 令和 4 年 5 月 16 日			
	項目			項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1, 263, 532 円	費用控除後の配当等収益額	A	1, 233, 569 円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	99,022,070円
分配準備積立金額	D	54,634,921円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,920,523円
当ファンドの期末残存口数	F	199,533,290口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,764円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	997,666円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,006,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	99,509,270円
分配準備積立金額	D	54,862,073円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,378,234円
当ファンドの期末残存口数	F	200,114,319口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,764円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,000,571円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,245,962円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	96,833,767円
分配準備積立金額	D	53,123,616円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	151,203,345円
当ファンドの期末残存口数	F	194,384,240口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,778円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	971,921円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	999,696円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,248,393円
分配準備積立金額	D	49,505,344円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	140,753,433円
当ファンドの期末残存口数	F	180,827,562口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,783円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	904,137円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	885,737円

収益調整金額	C	91,609,042円
分配準備積立金額	D	50,063,456円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,906,067円
当ファンドの期末残存口数	F	182,455,616口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,832円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	912,278円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,701,424円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	102,127,939円
分配準備積立金額	D	50,365,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,195,047円
当ファンドの期末残存口数	F	195,802,531口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,875円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	979,012円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,800,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	102,652,154円
分配準備積立金額	D	51,058,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,511,236円
当ファンドの期末残存口数	F	196,434,853口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,916円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	982,174円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,116,397円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,017,123円
収益調整金額	C	103,089,800円
分配準備積立金額	D	51,820,326円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,043,646円
当ファンドの期末残存口数	F	196,918,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,482円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	984,594円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,474,297円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,741,690円
分配準備積立金額	D	49,600,206円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,227,633円
当ファンドの期末残存口数	F	181,464,280口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,782円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	907,321円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,494,597円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	91,257,076円
分配準備積立金額	D	49,560,861円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,312,534円
当ファンドの期末残存口数	F	182,107,383口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,814円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	910,536円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,523,475円
収益調整金額	C	106,286,624円
分配準備積立金額	D	62,774,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	190,059,080円
当ファンドの期末残存口数	F	200,416,938口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,483円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,002,084円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,108,819円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	108,800,017円
分配準備積立金額	D	81,950,540円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,859,376円
当ファンドの期末残存口数	F	202,193,520口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,538円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,010,967円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	30,501,611	△6,581,178
親投資信託受益証券	—	—
合計	30,501,611	△6,581,178

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1.0644円	1.2559円
(1万口当たり純資産額)	(10,644円)	(12,559円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (MX Nクラス)	262,198,298	247,751,171	
投資信託受益証券 合計		262,198,298	247,751,171	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		262,297,890	247,851,141	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,396,982	4,289,307
投資信託受益証券	187,134,163	188,036,615
親投資信託受益証券	9,998	9,997
未収入金	-	10,413,170
流動資産合計	191,541,143	202,749,089
資産合計	191,541,143	202,749,089
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,910,101	1,851,843
未払解約金	-	8,781,838
未払受託者報酬	5,124	5,387
未払委託者報酬	179,368	188,519
未払利息	1	6
その他未払費用	673	710
流動負債合計	2,095,267	10,828,303
負債合計	2,095,267	10,828,303
純資産の部		
元本等		
元本	477,525,437	462,960,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△288,079,561	△271,039,986
(分配準備積立金)	23,465,700	44,302,096
元本等合計	189,445,876	191,920,786
純資産合計	189,445,876	191,920,786
負債純資産合計	191,541,143	202,749,089

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	27,754,096	38,319,546
受取利息	3	2
有価証券売買等損益	△64,264,962	△16,003,653
営業収益合計	△36,510,863	22,315,895
営業費用		
支払利息	333	518

受託者報酬	32,446	31,322
委託者報酬	1,135,618	1,096,015
その他費用	4,272	4,113
営業費用合計	1,172,669	1,131,968
営業利益又は営業損失(△)	△37,683,532	21,183,927
経常利益又は経常損失(△)	△37,683,532	21,183,927
当期純利益又は当期純損失(△)	△37,683,532	21,183,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,577,258	180,840
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△249,289,884	△288,079,561
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,676,844	36,533,029
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,676,844	36,533,029
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,709,241	28,882,736
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,709,241	28,882,736
分配金	11,496,490	11,613,805
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△288,079,561	△271,039,986

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	498,909,335円	477,525,437円
期中追加設定元本額	39,910,134円	46,059,999円
期中一部解約元本額	61,294,032円	60,624,664円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	288,079,561円	271,039,986円
3. 受益権の総数	477,525,437口	462,960,772口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程		
第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日	第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日		
項目			
費用控除後の配当等収益額	A	4,026,535円	費用控除後の配当等収益額
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額
			A
			4,170,491円
			B
			—円

収益調整金額	C	396,786,795円
分配準備積立金額	D	9,453,055円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,266,385円
当ファンドの期末残存口数	F	491,247,716口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,351円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,964,990円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,236,953円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	396,849,604円
分配準備積立金額	D	11,307,558円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,394,115円
当ファンドの期末残存口数	F	491,060,127口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,357円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,964,240円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,395,392円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	378,072,585円
分配準備積立金額	D	10,773,180円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	393,241,157円
当ファンドの期末残存口数	F	467,495,822口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,411円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,869,983円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,711,004円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	381,508,869円
分配準備積立金額	D	13,251,139円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,471,012円
当ファンドの期末残存口数	F	471,537,284口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,471円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,886,149円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,442,708円

収益調整金額	C	389,029,542円
分配準備積立金額	D	23,325,205円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	416,525,238円
当ファンドの期末残存口数	F	479,957,223口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,678円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,919,828円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,901,731円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	393,415,671円
分配準備積立金額	D	25,506,194円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	424,823,596円
当ファンドの期末残存口数	F	484,923,649口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,760円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,939,694円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,681,321円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	409,895,888円
分配準備積立金額	D	29,343,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	447,920,881円
当ファンドの期末残存口数	F	503,676,604口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,893円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,014,706円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,504,932円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	400,498,088円
分配準備積立金額	D	34,846,859円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	441,849,879円
当ファンドの期末残存口数	F	491,740,178口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,985円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,966,960円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,816,122円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	384,656,993円
分配準備積立金額	D	16,065,054円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	403,164,755円
当ファンドの期末残存口数	F	475,256,879口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,483円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,901,027円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,935,094円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	386,787,323円
分配準備積立金額	D	16,440,707円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	412,163,124円
当ファンドの期末残存口数	F	477,525,437口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,631円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,910,101円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	391,446,966円
分配準備積立金額	D	38,110,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	436,373,281円
当ファンドの期末残存口数	F	480,193,650口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,087円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,920,774円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,085,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	377,792,351円
分配準備積立金額	D	41,068,155円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,946,290円
当ファンドの期末残存口数	F	462,960,772口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,157円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,851,843円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	21,958,630	△5,593,767
親投資信託受益証券	—	—
合計	21,958,630	△5,593,767

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	0.3967円	0.4146円
(1万口当たり純資産額)	(3,967円)	(4,146円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (TRYクラス)	1,075,724,345	188,036,615	
投資信託受益証券 合計		1,075,724,345	188,036,615	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		1,075,734,305	188,046,612	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、当ファンドは当特定期間において設定の申込み受付停止を継続している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,185,814	20,956,579
投資信託受益証券	1,157,496,954	1,021,154,017
親投資信託受益証券	10,024	10,023
未収入金	-	8,585,176
流動資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795
資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,562,924
未払受託者報酬	28,766	29,570
未払委託者報酬	1,006,772	1,034,924
未払利息	9	32
その他未払費用	3,823	3,932
流動負債合計	1,039,370	7,631,382
負債合計	1,039,370	7,631,382
純資産の部		
元本等		
元本	3,082,263,331	1,645,558,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,901,609,909	△602,484,449
(分配準備積立金)	59,527,606	371,367,206
元本等合計	1,180,653,422	1,043,074,413
純資産合計	1,180,653,422	1,043,074,413
負債純資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	95,042,009	306,900,982
受取利息	30	41
有価証券売買等損益	△300,880,162	314,275,470
その他収益	-	133,731
営業収益合計	△205,838,123	621,310,224
営業費用		
支払利息	3,120	3,510

受託者報酬	247,227	187,429
委託者報酬	8,652,952	6,559,935
その他費用	32,904	24,929
営業費用合計	8,936,203	6,775,803
営業利益又は営業損失(△)	△214,774,326	614,534,421
経常利益又は経常損失(△)	△214,774,326	614,534,421
当期純利益又は当期純損失(△)	△214,774,326	614,534,421
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△55,703,552	60,244,027
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△2,468,627,582	△1,901,609,909
剰余金増加額又は欠損金減少額	766,260,055	744,835,066
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	766,260,055	744,835,066
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,412,971	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,412,971	-
分配金	30,758,637	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,901,609,909	△602,484,449

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	4,420,387,556円	3,082,263,331円
期中追加設定元本額	16,162,400円	—円
期中一部解約元本額	1,354,286,625円	1,436,704,469円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,901,609,909円	602,484,449円
3. 受益権の総数	3,082,263,331口	1,645,558,862口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程		
第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日	第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日		
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	13,252,036円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	27,111,994円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	2,481,049,523円
分配準備積立金額	D	7,685,894円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,501,987,453円
当ファンドの期末残存口数	F	4,149,008,104口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,030円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,298,016円

第96期

令和3年11月16日

令和3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,661,162円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,327,207,507円
分配準備積立金額	D	11,847,631円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,349,716,300円
当ファンドの期末残存口数	F	3,891,735,254口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,037円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,783,470円

第97期

令和3年12月15日

令和4年1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,848,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,209,958,757円
分配準備積立金額	D	13,972,972円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,235,779,768円
当ファンドの期末残存口数	F	3,695,638,520口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,049円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,391,277円

第98期

令和4年1月15日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,937,068円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,178,459,057円
分配準備積立金額	D	18,152,848円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,207,548,973円
当ファンドの期末残存口数	F	3,642,937,250口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,059円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,285,874円

第99期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,292,568円

収益調整金額	C	1,616,471,998円
分配準備積立金額	D	52,204,706円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,695,788,698円
当ファンドの期末残存口数	F	2,703,069,676口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,273円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第102期

令和4年5月17日

令和4年6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,256,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	64,603,774円
収益調整金額	C	1,224,340,379円
分配準備積立金額	D	60,075,669円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,420,276,028円
当ファンドの期末残存口数	F	2,047,359,478口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,937円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第103期

令和4年6月15日

令和4年7月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	85,600,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,096,550,776円
分配準備積立金額	D	175,485,013円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,357,636,097円
当ファンドの期末残存口数	F	1,833,675,964口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,403円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第104期

令和4年7月15日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,929,203円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,040,644,005円
分配準備積立金額	D	247,774,091円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,313,347,299円
当ファンドの期末残存口数	F	1,740,184,606口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,547円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第105期

令和4年8月16日

令和4年9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,581,696円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,843,219,075円
分配準備積立金額	D	18,425,967円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,867,937,610円
当ファンドの期末残存口数	F	3,082,263,331口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,060円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第100期

令和4年3月15日

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,809,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,843,219,075円
分配準備積立金額	D	24,718,535円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,902,746,681円
当ファンドの期末残存口数	F	3,082,263,331口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,173円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	31,381,911円
収益調整金額	C	1,013,687,612円
分配準備積立金額	D	265,639,304円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,290,523円
当ファンドの期末残存口数	F	1,695,108,276口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,959円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第106期

令和4年9月15日

令和4年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,574,425円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	984,056,143円
分配準備積立金額	D	325,792,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,355,423,349円
当ファンドの期末残存口数	F	1,645,558,862口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,236円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	482,459,381	△67,853,549
親投資信託受益証券	—	—
合計	482,459,381	△67,853,549

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	0.3830円	0.6339円
(1万口当たり純資産額)	(3,830円)	(6,339円)

(追加情報)

前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)」は、円売り/ロ	当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)」は、円売り/ロ

<p>シアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4 年 2 月 24 日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。</p> <p>ロシアが、令和 4 年 2 月 24 日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。</p> <p>当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化による NDF マーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4 年 3 月 2 日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しておりましたが、NDF マーケットの流動性の改善により令和 4 年 5 月 11 日より解約の申込み受付は再開しております。</p> <p>今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。</p>	<p>シアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4 年 2 月 24 日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。</p> <p>ロシアが、令和 4 年 2 月 24 日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。</p> <p>当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化による NDF マーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、当期において設定の申込み受付停止を継続しております。</p> <p>今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。</p>
--	---

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（RU Bクラス）	2,792,327,093	1,021,154,017	
投資信託受益証券 合計		2,792,327,093	1,021,154,017	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	10,023	
親投資信託受益証券 合計		9,986	10,023	
合計		2,792,337,079	1,021,164,040	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	426,510	543,052
投資信託受益証券	20,782,031	21,788,007
親投資信託受益証券	9,998	9,997
流動資産合計	21,218,539	22,341,056
資産合計	21,218,539	22,341,056
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,180	59,770
未払解約金	4,710	99
未払受託者報酬	589	612
未払委託者報酬	20,584	21,419
その他未払費用	66	69
流動負債合計	85,129	81,969
負債合計	85,129	81,969
純資産の部		
元本等		
元本	11,836,073	11,954,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,297,337	10,304,954
（分配準備積立金）	7,011,605	7,976,099
元本等合計	21,133,410	22,259,087
純資産合計	21,133,410	22,259,087
負債純資産合計	21,218,539	22,341,056

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	563,138	547,019
有価証券売買等損益	104,309	889,883
営業収益合計	667,447	1,436,902
営業費用		
支払利息	4	16
受託者報酬	3,504	3,606
委託者報酬	122,646	126,264
その他費用	400	408

営業費用合計	126,554	130,294
営業利益又は営業損失(△)	540,893	1,306,608
経常利益又は経常損失(△)	540,893	1,306,608
当期純利益又は当期純損失(△)	540,893	1,306,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△4,930	15,950
期首剰余金又は期首欠損金(△)	9,147,982	9,297,337
剰余金増加額又は欠損金減少額	373,287	410,609
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	373,287	410,609
剰余金減少額又は欠損金増加額	411,143	334,114
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	411,143	334,114
分配金	358,612	359,536
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,297,337	10,304,954

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	11,907,000円	11,836,073円
期中追加設定元本額	463,628円	507,381円
期中一部解約元本額	534,555円	389,321円
2. 受益権の総数	11,836,073口	11,954,133口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	86,833円	費用控除後の配当等収益額	A	94,344円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	416,051円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,944,410円	収益調整金額	C	7,039,685円
分配準備積立金額	D	6,778,080円	分配準備積立金額	D	7,010,915円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,225,374円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,144,944円
当ファンドの期末残存口数	F	12,039,838口	当ファンドの期末残存口数	F	11,864,567口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,815円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,921円

1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,199 円

第 96 期

令和 3 年 11 月 16 日

令和 3 年 12 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,696 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,988,843 円
分配準備積立金額	D	7,122,152 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,165,691 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,993,719 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,810 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,968 円

第 97 期

令和 3 年 12 月 15 日

令和 4 年 1 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,742 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,043,760 円
分配準備積立金額	D	7,113,513 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,233,015 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,037,449 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,823 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,187 円

第 98 期

令和 4 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	68,070 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,983,930 円
分配準備積立金額	D	7,011,135 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,063,135 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,886,347 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,831 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,431 円

第 99 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,785 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,036,648 円
分配準備積立金額	D	7,018,001 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,116,434 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,929,524 口

1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,322 円

第 102 期

令和 4 年 5 月 17 日

令和 4 年 6 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,076 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,230,795 円
分配準備積立金額	D	7,031,867 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,388,738 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,013,532 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,977 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,067 円

第 103 期

令和 4 年 6 月 15 日

令和 4 年 7 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	74,523 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,291,907 円
分配準備積立金額	D	7,091,363 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,457,793 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,059,159 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,989 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,295 円

第 104 期

令和 4 年 7 月 15 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,003 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,404,070 円
分配準備積立金額	D	7,093,050 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,586,123 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,142,254 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	12,012 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,711 円

第 105 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	85,948 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,058,880 円
収益調整金額	C	7,277,075 円
分配準備積立金額	D	6,927,971 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	15,349,874 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,874,372 口

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,833 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,647 円

第 100 期

令和 4 年 3 月 15 日

令和 4 年 4 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	129,146 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,005,145 円
分配準備積立金額	D	6,941,639 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,075,930 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,836,073 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,892 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,180 円

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,926 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,371 円

第 106 期

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年 10 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,774 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,381,155 円
分配準備積立金額	D	8,012,095 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,417,024 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,954,133 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,896 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,770 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 4 年 4 月 14 日現在]	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,193,817	△1,437,191
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,193,817	△1,437,191

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,7855円	1,8620円
(1万口当たり純資産額)	(17,855円)	(18,620円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	-----	----

投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（CN Yクラス）	20,581,908	21,788,007	
投資信託受益証券 合計		20,581,908	21,788,007	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		20,591,868	21,798,004	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,019	159,166
投資信託受益証券	5,896,288	6,119,807
親投資信託受益証券	9,998	9,997
流動資産合計	6,027,305	6,288,970
資産合計	6,027,305	6,288,970
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,997	28,956
未払解約金	660	3
未払受託者報酬	166	178
未払委託者報酬	5,793	6,088
その他未払費用	26	26
流動負債合計	32,642	35,251
負債合計	32,642	35,251
純資産の部		
元本等		
元本	5,199,474	5,791,267
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	795,189	462,452
(分配準備積立金)	438,570	473,699
元本等合計	5,994,663	6,253,719
純資産合計	5,994,663	6,253,719
負債純資産合計	6,027,305	6,288,970

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	233,626	243,517
有価証券売買等損益	△56,600	△448,800
営業収益合計	177,026	△205,283
営業費用		
受託者報酬	1,166	1,008
委託者報酬	40,901	35,237
その他費用	155	150
営業費用合計	42,222	36,395

営業利益又は営業損失 (△)	134,804	△241,678
経常利益又は経常損失 (△)	134,804	△241,678
当期純利益又は当期純損失 (△)	134,804	△241,678
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△33,809	△1,231
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,051,489	795,189
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,009	105,613
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,009	105,613
剰余金減少額又は欠損金増加額	277,513	31,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	277,513	31,862
分配金	190,409	166,041
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	795,189	462,452

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 期首元本額	7,747,562 円	5,199,474 円
期中追加設定元本額	463,513 円	836,835 円
期中一部解約元本額	3,011,601 円	245,042 円
2. 受益権の総数	5,199,474 口	5,791,267 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日			当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日		
1. 分配金の計算過程 第 95 期 令和 3 年 10 月 15 日 令和 3 年 11 月 15 日			1. 分配金の計算過程 第 101 期 令和 4 年 4 月 15 日 令和 4 年 5 月 16 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,626 円	費用控除後の配当等収益額	A	26,672 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,574,354 円	収益調整金額	C	3,806,531 円
分配準備積立金額	D	673,775 円	分配準備積立金額	D	437,036 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,294,755 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,270,239 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,747,709 口	当ファンドの期末残存口数	F	5,240,516 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,124 円	1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,148 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円	1 万円当たり分配金額	H	50 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,738 円
---------	--------------	----------

第 96 期

令和 3 年 11 月 16 日

令和 3 年 12 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,477 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,412,026 円
分配準備積立金額	D	655,224 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,099,727 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,513,748 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,118 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,568 円

第 97 期

令和 3 年 12 月 15 日

令和 4 年 1 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,281 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,139,384 円
分配準備積立金額	D	607,902 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,793,567 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,123,049 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,133 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,615 円

第 98 期

令和 4 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,993 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,779,350 円
分配準備積立金額	D	447,782 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,254,125 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,229,096 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,135 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,145 円

第 99 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,646 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,815,050 円
分配準備積立金額	D	445,643 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,282,339 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,269,351 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,126 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,202 円
---------	--------------	----------

第 102 期

令和 4 年 5 月 17 日

令和 4 年 6 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,707 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,933,109 円
分配準備積立金額	D	434,073 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,402,889 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,391,452 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,166 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,957 円

第 103 期

令和 4 年 6 月 15 日

令和 4 年 7 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,422 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,994,282 円
分配準備積立金額	D	442,437 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,471,141 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,466,123 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,179 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,330 円

第 104 期

令和 4 年 7 月 15 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,926 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,093,172 円
分配準備積立金額	D	448,685 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,582,783 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,586,497 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,203 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,932 円

第 105 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,638 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,226,029 円
分配準備積立金額	D	448,450 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,720,117 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,732,888 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,233 円

1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	26,346 円

第 100 期

令和 4 年 3 月 15 日

令和 4 年 4 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,427 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,771,615 円
分配準備積立金額	D	428,140 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,236,182 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,199,474 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,147 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	25,997 円

1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	28,664 円

第 106 期

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年 10 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,320 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,274,071 円
分配準備積立金額	D	465,335 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,776,726 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,791,267 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,248 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	28,956 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 4 年 4 月 14 日現在]	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針	(1) 有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	に係る事項に関する注記)に記載しております。	
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	830,082	△559,094
親投資信託受益証券	—	—
合計	830,082	△559,094

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,1529円	1,0799円
(1万口当たり純資産額)	(11,529円)	(10,799円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ZARクラス）	8,701,561	6,119,807	

投資信託受益証券 合計		8,701,561	6,119,807	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
	合計	8,711,521	6,129,804	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	763,923	995,403
投資信託受益証券	42,607,703	47,150,508
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	43,471,606	48,245,881
資産合計	43,471,606	48,245,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	187,496	191,607
未払解約金	13,163	279
未払受託者報酬	1,199	1,312
未払委託者報酬	41,983	45,815
未払利息	-	1
その他未払費用	150	162
流動負債合計	243,991	239,176
負債合計	243,991	239,176
純資産の部		
元本等		
元本	31,249,463	31,934,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	11,978,152	16,072,147
(分配準備積立金)	10,292,477	14,087,913
元本等合計	43,227,615	48,006,705
純資産合計	43,227,615	48,006,705
負債純資産合計	43,471,606	48,245,881

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
営業収益		
配当株式	1,067,075	2,843,110
有価証券売買等損益	△712,031	2,310,119
営業収益合計	355,044	5,153,229
営業費用		
支払利息	10	42
受託者報酬	7,195	7,495
委託者報酬	251,876	262,263

その他費用	895	945
営業費用合計	259,976	270,745
営業利益又は営業損失(△)	95,068	4,882,484
経常利益又は経常損失(△)	95,068	4,882,484
当期純利益又は当期純損失(△)	95,068	4,882,484
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△8,224	16,985
期首剰余金又は期首欠損金(△)	13,083,824	11,978,152
剰余金増加額又は欠損金減少額	199,698	581,941
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	199,698	581,941
剰余金減少額又は欠損金増加額	281,377	226,566
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	281,377	226,566
分配金	1,127,285	1,126,879
期末剰余金又は期末欠損金(△)	11,978,152	16,072,147

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月14日現在]	当期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	31,438,737 円	31,249,463 円
期中追加設定元本額	508,041 円	1,234,999 円
期中一部解約元本額	697,315 円	549,904 円
2. 受益権の総数	31,249,463 口	31,934,558 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			当期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日			
1. 分配金の計算過程 第95期 令和3年10月15日 令和3年11月15日			1. 分配金の計算過程 第101期 令和4年4月15日 令和4年5月16日			
	項目			項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	190,727 円	費用控除後の配当等収益額	A	127,791 円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	417,285 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	11,688,219 円	収益調整金額	C	11,738,120 円
	分配準備積立金額	D	10,331,115 円	分配準備積立金額	D	10,245,860 円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,627,346 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,111,771 円
	当ファンドの期末残存口数	F	31,454,726 口	当ファンドの期末残存口数	F	31,146,252 口

1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,193 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	188,728 円

第 96 期

令和 3 年 11 月 16 日

令和 3 年 12 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	141,584 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,744,628 円
分配準備積立金額	D	10,743,546 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,629,758 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,523,981 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,178 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	189,143 円

第 97 期

令和 3 年 12 月 15 日

令和 4 年 1 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	156,450 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,691,090 円
分配準備積立金額	D	10,590,092 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,437,632 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,299,687 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,168 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,798 円

第 98 期

令和 4 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,017 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,668,436 円
分配準備積立金額	D	10,484,131 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,278,584 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,162,616 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,149 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,975 円

第 99 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	101,292 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,702,431 円
分配準備積立金額	D	10,409,282 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,213,005 円

1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,099 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,877 円

第 102 期

令和 4 年 5 月 17 日

令和 4 年 6 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	193,947 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,833,251 円
分配準備積立金額	D	10,171,463 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,198,661 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,259,260 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,101 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,555 円

第 103 期

令和 4 年 6 月 15 日

令和 4 年 7 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	157,410 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,824,173 円
分配準備積立金額	D	10,112,305 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,093,888 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,152,985 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,092 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,917 円

第 104 期

令和 4 年 7 月 15 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	186,234 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	508,467 円
収益調整金額	C	11,851,276 円
分配準備積立金額	D	10,049,197 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,595,174 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,143,557 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,255 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,861 円

第 105 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,721,372 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,887,877 円
収益調整金額	C	11,892,186 円
分配準備積立金額	D	10,541,679 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,043,114 円

当ファンドの期末残存口数	F	31,190,836 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,121 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,145 円

第 100 期

令和 4 年 3 月 15 日

令和 4 年 4 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	176,695 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,764,274 円
分配準備積立金額	D	10,303,278 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,244,247 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,249,463 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,118 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,496 円

当ファンドの期末残存口数	F	31,177,145 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,353 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,062 円

第 106 期

令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年 10 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	320,071 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	12,525,012 円
分配準備積立金額	D	13,959,449 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,804,532 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,934,558 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,393 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	191,607 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 15 日 至 令和 4 年 4 月 14 日	当期 自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左

額	りません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	4,207,988	△3,271,025
親投資信託受益証券	—	—
合計	4,207,988	△3,271,025

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 14 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1,3833 円	1,5033 円
(1万口当たり純資産額)	(13,833 円)	(15,033 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ID Rクラス）	43,059,825	47,150,508	
投資信託受益証券 合計		43,059,825	47,150,508	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		43,159,417	47,250,478	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 [令和4年4月14日現在]	第18期 [令和4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,439	46,349
親投資信託受益証券	2,260,551	2,260,157
未収入金	1	1
流動資産合計	2,306,991	2,306,507
資産合計	2,306,991	2,306,507
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2	-
未払委託者報酬	135	55
その他未払費用	122	122
流動負債合計	259	177
負債合計	259	177
純資産の部		
元本等		
元本	2,311,925	2,311,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△5,193	△5,595
元本等合計	2,306,732	2,306,330
純資産合計	2,306,732	2,306,330
負債純資産合計	2,306,991	2,306,507

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	第18期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	△226	△225
営業収益合計	△226	△225
営業費用		
受託者報酬	2	-
委託者報酬	135	55
その他費用	122	122
営業費用合計	259	177
営業利益又は営業損失(△)	△485	△402
経常利益又は経常損失(△)	△485	△402
当期純利益又は当期純損失(△)	△485	△402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解	△74	-

約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)

期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△9,605	△5,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,823	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,823	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5,193	△5,595

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [令和4年4月14日現在]	第18期 [令和4年10月14日現在]
1. 期首元本額	4,643,414円	2,311,925円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	2,331,489円	—円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,193円	5,595円
3. 受益権の総数	2,311,925口	2,311,925口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日			第18期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	19,050円	収益調整金額	C	19,050円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円
当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口	当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和3年10月15日 至 令和4年4月14日	第18期 自 令和4年4月15日 至 令和4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人」同左	

	に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和4年4月14日現在]	第18期 [令和4年10月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和4年4月14日現在]	第18期 [令和4年10月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,575	450
合計	1,575	450

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第17期 [令和4年4月14日現在]	第18期 [令和4年10月14日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9978円 (9,978円)	0.9976円 (9,976円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	マネー・プール マザーファンド	2,251,601	2,260,157	
合計		2,251,601	2,260,157	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年10月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,510,112
流動資産合計	47,510,112
資産合計	47,510,112
負債の部	

流動負債	
未払解約金	11
未払利息	73
流動負債合計	84
負債合計	
84	
純資産の部	
元本等	
元本	47,330,014
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	180,014
元本等合計	47,510,028
純資産合計	47,510,028
負債純資産合計	47,510,112

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 期首	令和 4 年 4 月 15 日
期首元本額	53,967,022 円
期中追加設定元本額	5,114,069 円
期中一部解約元本額	11,751,077 円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン(為替ヘッジあり)(毎月決算型)	5,154,901 円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)	125,062 円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)米ドルコース(毎月決算型)	119,857 円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)豪ドルコース(毎月決算型)	769,078 円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)ブラジル・リアルコース(毎月決算型)	220,146 円
マネー・プール・ファンドVI	32,235,504 円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)トルコ・リラコース(毎月決算型)	19,961 円
国際オルタナティブ戦略 QTX-ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジ)成長型	99,562 円
国際オルタナティブ戦略 QTX-ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジ)分配型	99,562 円
国際オルタナティブ戦略 QTX-ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジなし)成長型	99,562 円
国際オルタナティブ戦略 QTX-ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジなし)分配型	99,561 円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308 円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	996,215 円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	996,215 円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)為替ヘッジなし	99,602 円

ース (毎月決算型)	
国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型) インド・ルピーコース (毎月決算型)	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)	99,602 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (1年決算型)	9,959 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)	9,959 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・レアルコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・レアルコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (1年決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (1年決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンドIX (1年決算型)	1,392,597 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンドX (年2回決算型)	2,251,601 円
欧州アクティブ株式オープン (為替ヘッジあり)	4,979 円
欧州アクティブ株式オープン (為替ヘッジなし)	4,979 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジあり) 毎月決算型	9,952 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジあり) 年2回決算型	9,952 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジなし) 毎月決算型	9,952 円

アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	47,330,014円
2. 受益権の総数	47,330,014口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 4 月 15 日 至 令和 4 年 10 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 4 年 10 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	1.0038円
(1万口当たり純資産額)	(10,038円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	124,869,626
II 負債総額	68,726
III 純資産総額 (I - II)	124,800,900
IV 発行済口数	83,703,219口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.4910
(10,000口当たり)	(14,910)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,928,967,711
II 負債総額	1,065,336
III 純資産総額 (I - II)	1,927,902,375
IV 発行済口数	1,128,879,217口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.7078
(10,000口当たり)	(17,078)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,834,552
II 負債総額	6,522
III 純資産総額 (I - II)	11,828,030
IV 発行済口数	9,288,922口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2733
(10,000口当たり)	(12,733)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	179,015,467
II 負債総額	97,782
III 純資産総額 (I - II)	178,917,685
IV 発行済口数	144,571,550口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2376
(10,000口当たり)	(12,376)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	305,039,900
II 負債総額	172,472
III 純資産総額 (I - II)	304,867,428
IV 発行済口数	408,192,720口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.7469
(10,000口当たり)	(7,469)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	264,808,767
--------	-------------

II 負債総額	409,320
III 純資産総額 (I - II)	264,399,447
IV 発行済口数	201,133,624口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.3145
(10,000口当たり)	(13,145)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	200,972,154
II 負債総額	173,482
III 純資産総額 (I - II)	200,798,672
IV 発行済口数	467,167,655口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.4298
(10,000口当たり)	(4,298)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	1,109,818,849
II 負債総額	10,291,657
III 純資産総額 (I - II)	1,099,527,192
IV 発行済口数	1,604,063,904口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6855
(10,000口当たり)	(6,855)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	23,013,898
II 負債総額	12,744
III 純資産総額 (I - II)	23,001,154
IV 発行済口数	11,978,448口

V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.9202
(10,000口当たり)	(19,202)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	6,567,320
II 負債総額	3,609
III 純資産総額 (I - II)	6,563,711
IV 発行済口数	5,809,751口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1298
(10,000口当たり)	(11,298)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	48,982,324
II 負債総額	27,078
III 純資産総額 (I - II)	48,955,246
IV 発行済口数	31,953,100口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.5321
(10,000口当たり)	(15,321)

【国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンドX (年2回決算型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

I 資産総額	2,306,330
II 負債総額	17
III 純資産総額 (I - II)	2,306,313
IV 発行済口数	2,311,925口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.9976
(10,000口当たり)	(9,976)

(参考)

純資産額計算書

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	47,508,414
II 負債総額	112
III 純資産総額 (I - II)	47,508,302
IV 発行済口数	47,329,818口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0038
(10,000口当たり)	(10,038)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してまいります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

約款

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
円コース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（JPYクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（JPYクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
米ドルコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（USDクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（USDクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、米ドルの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
ユーロコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（EURクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（EURクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、ユーロの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(EURクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
豪ドルコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（AUDクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（AUDクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、豪ドルの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AUDクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（BRLクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（BRLクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、ブラジル・リアルへの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(BRLクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（MXNクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（MXNクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、メキシコ・ペソの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(MXNクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)

トルコ・リラコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（TRYクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（TRYクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、トルコ・リラの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとし、

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)

ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（RUBクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（RUBクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、ロシア・ルーブルの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
中国元コース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（CNYクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（CNYクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、中国元の買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)

南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ZARクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ZARクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、南アフリカ・ランドの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(ZARクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（IDRクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（IDRクラス）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として円の売り、インドネシア・ルピアの買いの為替取引を行います。

②資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月 14 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2014 年 1 月 14 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2023 年 10 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、1,500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(IDRクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資

信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 1 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

す。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第 17 条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第 1 項または第 3 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ん。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 円コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 米ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ユーロコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)
マネー・プール・ファンドX (年2回決算型)

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）
－運用の基本方針－

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マネー・プール マザーファンド（以下、この運用の基本方針において「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

③わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。

(ア) A-2格相当以上の短期信用格付

(イ) A格相当以上の長期信用格付

(ウ) 信用格付がない場合、委託者が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの

④実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし、

⑤実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。

⑥資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

(2) 株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(3) 外貨建資産への投資は行いません。

(4) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲内で行います。

(5) スワップ取引は、約款第22条の範囲内で行います。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎年2回（4月14日および10月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2023年10月12日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定により生じた受益権については、100万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権について、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもって当該換金の請求日に取得申込みをする場合に、その取得申込者に対し、1 口単位の販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 39 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込総金額（第 3 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、第 39 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振

替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）に係る権利
 3. 約束手形
 4. 金銭債権
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含み「転換社債型新株予約権付社債」といいます。第 19 条に定める運用の基本方針において同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号および第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第24条および第28条ないし第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第24条および第28条ないし第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことのできる指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す

る株式については、この限りではありません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 21 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 22 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとし

ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 29 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めま

す。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 15 日から 10 月 14 日および 10 月 15 日から翌年 4 月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 4 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの

とします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 35 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 70 以内の別に定める率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日および第 39 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 41 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日におい

て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 40 条 受益者が、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 39 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、別に定める各信託（この信託を除きます。）の信託契約が全て解約となる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 49 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 50 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 41 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または第 48 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 39 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 10 月 24 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める各信託

約款第 13 条第 1 項および約款第 43 条第 2 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	円コース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	米ドルコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	ユーロコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	豪ドルコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	ブラジル・リアルコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	メキシコ・ペソコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	トルコ・リラコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	中国元コース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)
国際・キャピタル	日本株式オープン (通貨選択型)	マネー・プール・ファンド X (年 2 回決算型)

II. 別に定める率

約款第 36 条第 1 項の別に定める率は、下記の通りとします。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率※	率
年 7%超の場合	年 1 万分の 70 以内
年 2%超 7%以下の場合	運用収益率×10%以内
年 1%超 2%以下の場合	年 1 万分の 20 以内
年 1%以下の場合	運用収益率×20%以内

ただし、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 1 の率を乗じて得た額を下限とします。

※ 計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等 (信託報酬を除きます。) の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信